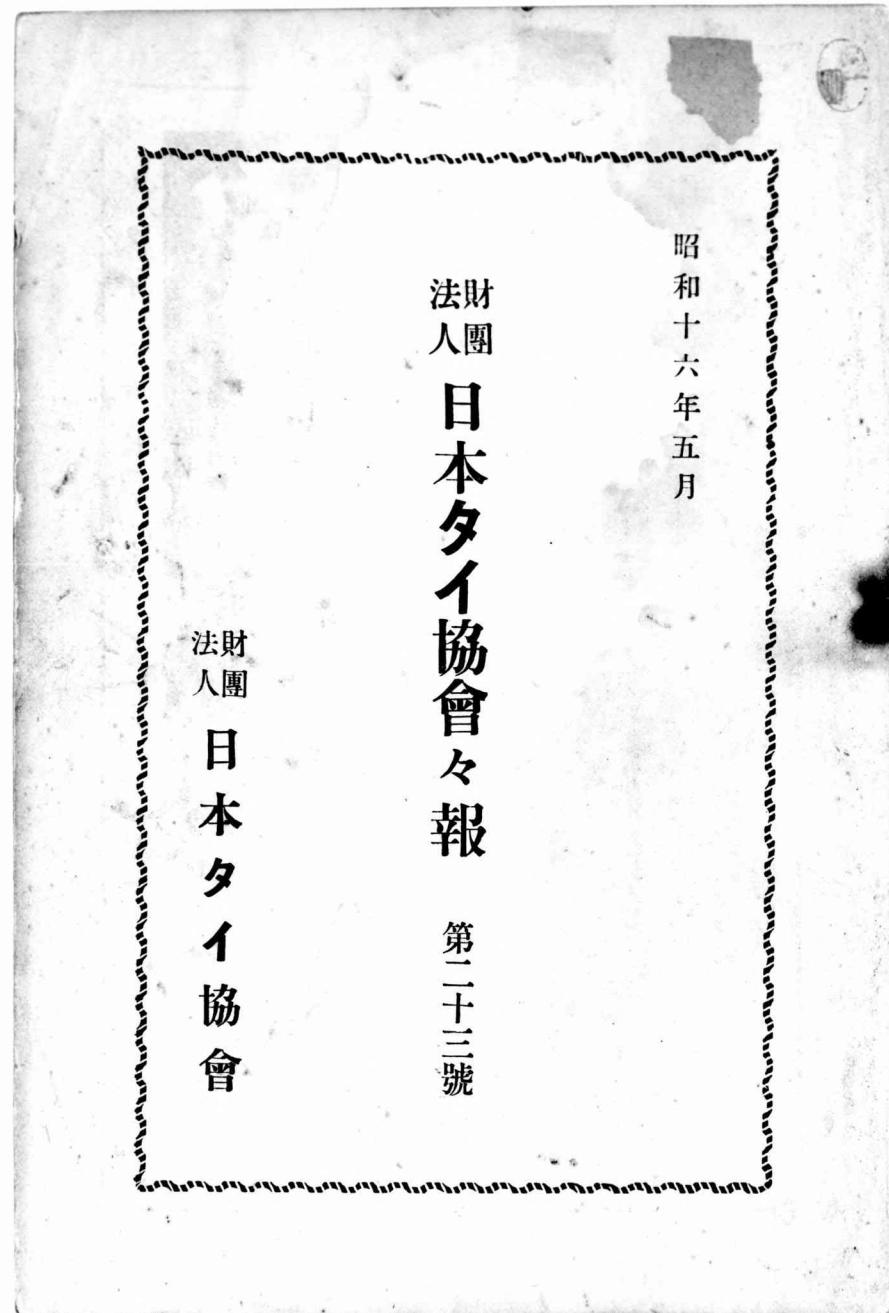


財団法人日本タイ協會々報

第二十三號

昭和十六年五月



財團 法人 日本タイ協会々報第二十三號 目 次

口 紹 寫 景

一、横濱タイ國名譽領事倉田猛郎氏寄贈の大楠公型兜とワントワイ殿下

二、タイ國無住所大臣、美術局長ルワン・ウイチット・ワタカーン氏

新 聞 論 調

今日の東亞に就て（三月十二日、盤谷タイムス紙所載）

タイ國に對する公平なる評價（三月十三日、盤谷タイムス紙所載）

資 料 欄

タイの土壤とその利用性

宮 原 義 登 五

タイ國戰時公債發行

一 九 四〇 年 十 二 月 大 山 周 三

一九四〇年タイ國庫準備金

一 九 四〇 年 大 山 周 三

一九四一年一月タイ國庫準備金及紙幣發行高

一 九 四一 年 一 月 大 山 周 三

タイ國產業概觀、畜產業及び水產業の部

一 九 四一 年 一 月 大 山 周 三

タイ國棉花に關する報告

一 九 四一 年 一 月 大 山 周 三

壹

タイ國煙草に関する報告

二

タイ國陶磁器及び琺瑯鐵器近況

三

國防省屠殺場新設

四

一九四〇年十二月タイ國銀行營業報告

五

タイ・佛印平和條約調印

六

雑苑

カムボヂヤ人及びラオス人の宗教

七

タイ維新革命の前夜

八

タイ族文化の一面

九

ウッド氏の「暹羅史」(一)

一〇

カムボヂヤ人及びラオス人の宗教

一一

タイ政府、チエンライ縣内英米煙草會社煙草農園接收

一二

タイ國日本人ゴム同業會

一二

タイ、調印の日を國祭日に決定

一二

タイ國、中南米と友好關係促進

一二

日タイ空路に増發

一二

シングラ領事館開館式

一二

タイ、ソ・墨に公使派遣

一二

タイ内閣改造か

一二

タイ空軍擴充

一二

タイ華僑、歸國者續出

一二

タイ、燃料油統制

一二

東京外語タイ語本科入學者

一二

昭和十六年三月各學校卒業タイ國學生

一二

昭和十六年四月各學校入學タイ國學生

一二

タイ國に親善の櫻

一二

タイ國代表團慰勞祝賀會

一二

タイ・佛印關係障礙者追悼法要

一二

ワニワイ妃殿下來朝

一二

タイ國全權團主催アット・ホーム

一二

ワニワイ殿下主催晩餐會

一二

プラ・サラサス氏の美舉

一二

國際學生園遊會

一二

タイ國人士の往來

四

一三七

協會記事

拓殖省より補助金下附

一三八

岡崎氏招致第四回タイ國學生旅行團

一三九

會員の異動

一四〇

會員の消息

一四一

寄贈圖書

一四二

財團法人日本タイ協會總裁及役員並職員

一四三

會報 第二十三號

新聞論調

今日の東亞に就て

(三月十二日、盤谷タイムス紙所載)

タイ・佛印國境紛争が日本の調停斡旋に依り解決を見たる今日、去る一月十日の「スペクテーター」誌掲載のウラヂミル・オボレンスキイ公爵の大東亞圈に關する論説は、諸君の注意を喚起する價値があると思はれる。右に依れば當時東京に於て行はれた外務大臣松岡氏と外國記者團との會見談は前例なき率直さを以て語られ、非常に有益なるものであつたが、松岡外相は「大東亞圈の範囲を決定することは困難である。それは四國の情勢に依り變化するが、大體タイ、ビルマを含み、更に南下してニュー・カレドニヤに至る」と述べたと報じてゐる。然し之は松岡氏談の要旨全部ではない。更に氏に依れば、日本は領土的野心を有して居らぬと云ふのである。

一

「日本は大東亞圈内の各國民が自國の方向を自由に決定し得るよう、隣國に援助の手を差し伸べてゐるのである。我等は東洋諸國が日本及び他の如何なる國に依つても征服され、植民地化されることに反対するものである。我等は支那を征服し、植民地とする爲に戦つてゐるのではない。——日本の行爲が一見以上の如く見えることは自分も認めるが、今暫らく靜觀されゝば、我等の眞意が奈邊にあつたかを了解されるに至るであらう。」

右の外相談は確かに現下の情勢に對して新しい關心を起さしめる。印度支那に於ける情勢の變化が本論説の動機となつたのであるが、筆者は更に廣範囲に亘つて問題を取扱つてゐる。即ち過去十年間に於て日本が太平洋並びに南洋に於ける日米勢力の均衡を打破し、以つて亞米利加を非常なる不利に陥れ得たる事實に對して、米國は何を爲し得るであらうかと述べてゐる。この局面打開の爲めに亞米利加は現在、兩洋艦隊を建造中であり、ソ聯に接近し、蒋介石に物質的援助をなしてゐる。然し、抗戰力なき蔣介石軍は「日本軍にタイ、ビルマ、遂には印度に達する直通の進路を與へるかも知れず、亞米利加を今更手も足も出せぬ状態に置くかも知れないのである。」

さて今日の國家的祝祭日(註一三月十一日、タイ・佛印調停の署名東京に於て完了し、十二日はその祝賀日とされた)に當り、タイ國政府は斯る問題及び今後起り得べき結果等總てを常に念頭に置き、この國に住む我等全部も又、等しく斯る問題に對して深甚の關心を寄せるべきであらう。日本とタイ國は友邦であり、此の國が現在、タイ、佛印國境の紛争を平和的に解決したる日本の調停に對して大いなる謝意を表してゐるのは尤なことである。今日迄獨立を維持し來れるタイ國は、將來に於ても必ずや獨立國家としての強固なる地位を保つて行くであらう。

タイ國に對する公平なる評價

(三月十三日、盤谷タイムス紙所載)

タイ國は最近條約改訂と失地回復の爲めに非常なる努力を爲したが、之は何も今に始まつた目新しいことでも、驚くべきことでもない。目新しいのは日本がタイ・佛印の調停に成功したことであつて、此の成功はタイ國の地位を大いに高めるものである。タイ國が最初の重要な條約を締結したのはイギリス(一八二六年)とアメリカ(一八三八年)とであつたが、この條約に於ては今日の如きタイ國の地位——國境線が全く同一と云ふ譯ではないが——が確認されて居た。然るに今より約八十五年前、領事裁判が制定され、更に四十八年前には可成の領土を失つた。斯くてタイ國は、一九一九年に書かれた本に依れば自主權の最も貴重な要素の一たる、自國の領土内全般に平等なる裁判をなす權力を全然剝奪されてしまつたのである。

但し、勿論最初は國際關係を簡易化せんとして企圖されたものであつたが、時の経過と共に種々の規定——特に通商に關する——がタイ國の長足の進歩發展に甚大なる障害となつて來たのである。時代の動きにつれ自主的裁判権及び一層徐々にではあるが、自主的財政の復活のために改善が行はれるに至つた。タイ國は一九一八年に終結した歐洲大戦に參戦したのであるが、この戦争の目的の一は小國の獨立及び全世界の親善にあつた。戰禍はタイ國には及ばなかつたが、その最善を盡したタイ國は其後も大戦當時の理想を捨てゝゐないのである。

當時の條約のために、タイ國は可成の年月その歳入の大部分を賭博と阿片に俟たなければならなかつたが、斯ることは二十世紀迄に改革されて了つた。一九一九年の状態が或る書籍に非常によく書かれてゐる。

「世界各國の自由獨立及び諸國民の平和擁護の爲に盾をとつて戰つたタイ國は、今やその武勇なる同盟軍諸國にタイ國民も亦保護せられ、自由なる行動をなし得るやうに、裁判權、タイ國の決定する適正なる課稅權及び全自由民の自由なる行動をなす權利を與へられんことを希求する。昨日の戰友たる歐洲諸國に、タイ國は公平なる評價を要求するものであり、タイ國が要求するのはこの公平なる評價に外ならないのである。」

扱てタイ國は二十二年後東京會談に於て、その要求全部を貫徹することは出來なかつたとは言へ、公平なる取扱を受けたのであり、タイ國今後の發展は益々見るべきものがあるであらう。

資料欄

タイの土壤とその利用性

宮 原 義 登

土 性 調 査

タイ政府は一九二三年に農務省農務局に農藝科學課を設け、その一職能として土性調査を開始した。爾後經濟省が新設せられ、その一局として科學局が生れるに及び、その一課として今日に至つてゐる。現今この課には土性係、土壤細菌係、肥料・病害係、農藝化學係を置き、前記農務局と提携を保ちつゝ調査を進めてゐる。

當初は政府の米作試驗田から調査に着手し、その土壤試料を算めて化學的分析や物理的分析を行ひ、土性の差異、特種作物に對する適應性、土性の改良などの研究に從事したが、後その調査範圍を漸次に擴延し、徐々ながらこの至難な職務を乏しき費用と人手とを以て遂行しつゝある。斯してタイの土壤知識は年々擴大されては行くが、併しこの機關の規模が容易に推想させるやうに、調査はなほその初步段階にある。詳細な土性調査が完了されてゐるのは農事

試験場の少數のみであり、廣域にわたる豫察調査も何一つ完成されてゐない。今日までに蒐集されて來た報告は殆んど甚だ断片的で、特にそのために行はれた調査の結果をなす場合は稀れであり、多くは寧ろ他の特種目的のために行はれた旅行の途上に多かれ少かれ附帶的に蒐集されたものであり、道路や水路をひに氣まぐれに蒐集した一地方の典型的な土壤と覺しい土壤の試料や觀察を基礎としたものである。こんな簡易な踏査や不統一な試料蒐集に基く土性調査は、全然ないよりはましであるが併し大してましでもない程度のもので、これにより明細で完全な土性圖を作成するなどは想ひもよらぬことであり、今日米國で行はれてゐる程度に全國の土性調査を完成するには、現規模に於ては前途なほ極めて遼遠であると云はれる。

兎に角、かゝる努力の成果として最近二稿の土性に關する報告論文がタイ國で發表された。その一は前記農藝科學課の技師 Magdaleno M. Cero による「シヤム土壤の物理的性質に關する豫備的研究」(Siam Science Bulletin, No.2, Sept., 1938, pp. 1-27) であつて、その二是農務水產局の土壤技師 Robert L. Pendleton の勞作「タイの土壤」(Journal of the Thailand Research Society, Natural History Supplement, Vol. XII, No.2, pp. 235-260) である。前者は全國各地より蒐集された表土八八種、底土四四種の試料につき粘着點 (sticky point) 轉出限界 (rolling-out limit) 假比重、真比重、吸水量、孔隙、體膨脹を測定した結果を論說したものであり、後者は國內各地の主要な土壤の性質やその利用狀態を論述した極めて貴重にして興味ある論文である。前者はタイ國資料の一部として發表されるかに仄聞するから、茲には全くの素人にすぎない筆者に理解し得られた限度に於て、後者の要旨を紹介したい。この論文には、主文の理解を助進するため、その前文と結論に於て、長紙面にわたり土壤學的な専門理論が説述されてゐるが、茲には、素人考へに、主文に直接關係ありさうに想へる一部のみを拾つて述べる。

造土物質と造土作用

タイでは殆んど岩の上に大量の風化生成物が横つてゐるし、化石その他の鑑定手段が甚だ貧しいので、岩の地質學的時代は確定されないが、一般に前寒武利亞紀、二疊石炭紀、中生代、第三紀、洪積世の代表物であると信ぜられてゐる。併し茲に重要なのはこの時代でなく、岩そのものの性質である。例へばコーラート高原では、廣域にわたる中生代の断層のない赤色（細粒）砂岩から、通常瘠せた細砂や類似の砂質土壤が廣面積に及んで生成されてゐる。液體岩漿の貫入が行はれてゐる場所が多く、水成岩を無理に押上げて、コーラート高原の南、西南、西の周縁にわだかまる大山の多數、北部タイの主な山塊、貫入が遅次的に行はれてゐる西部國境ことにチュムボーン以南の山塊を造成してゐる。當時地面下にあつた鎌解岩は、極めて徐々に冷固したから大結晶をなした。ドーア・ステープ（チエンマイ直西の山）に露出した花崗岩状岩や南部タイ諸地の花崗岩はかうして生じた。南部ではこの花崗岩は錫礦の結晶を含み、風化侵蝕されて非常に重い錫礦の結晶が谷底に堆積してゐるが、その花崗岩の風化度は極めて高く非常に深くかつ完全に化學分解をしてゐるから、谷の堆積物質のみでなく母岩自體からも錫礦を採取してゐる。チヤンタブリ直西のターマイ (Tamai)、その他クカンの東南方で國境に近いナムオーム (Namawmn) ブリーラム縣のカオ・カドン (Khao Kadong) 東南諸島中の島々などの少數の場所、カーンブリー縣のボー・ブロイ (Baw Ploy)、ラムバーン谷東方の谷に於ては、暗色火成岩の逆流に加へて、鐵や類似の元素は豊であるがシリカに乏しい類似の岩漿の逆流があつた。これら岩漿は固化して玄武岩に似た非常に暗い色の岩となり、これが風化して粘土質の土壤を生じた。中庸以上に多量の降雨を見る所では赤色を呈するが、比較的乾燥したブリーラムやラムバーン地方では黒色を呈してゐ

る。これら岩槻中にはジルコンその他半貴石を結合してゐるものがある。

一定の傾斜、氣候、植物相の下では、その母體物質が何であらうと一定のプロフィールが發達しがちである。例へば多少連續的な湿润氣候を有し雨の多い、チャンタブリー縣のターマイに於ける暗色火成岩上や南部タイのトラン(Trang)に於ける石灰岩上には非常に類似した赤色の極めて脆い粘土が發達し、その母岩には殆んど石英を含んでゐない。同様にして、地水面が地表に近い時は侵蝕は行はれず、母岩にごく少量の鐵を含んでゐても、また著量の降雨があつても、十分な時間を経た所ではその母體物質の如何に拘らず紅土が發達する。一方ターマイ郡では赤土のみでなく、附近には石英を豊含する砂岩から淡色で軽い組織の細砂や細砂質ロウムが發達してゐる。前者は農業に極めて有用であるが、後者は甚だ植物養分に乏しく、餘り栽培に利用されてゐない。また程遠からぬ隣郡には淡褐色から白色を呈する粗砂質土壤が發達してゐる。一方鹹性沼澤地にある平坦な米田平野には暗灰色粘土があり、淡い青色を帶びた灰色の底土を伴つてゐる。これは河流が奥地から搬出した非常に混交した物質から發達したものである。母體物質に鐵が豊在する所や、地水面が永い間地表に近在した所や、今日まで餘り侵蝕のなかつた所では、一般に紅土のプロフィールが發達してゐる。

タイでは熱帶土壤のある種のもの殊に紅土は、高度に、いな過度に發達してゐる。タイでは普通の侵蝕が殆んど見られない廣汎な諸地域（殊に中部平野の境界をなす土壤——ブラーーチーンブリーから東方アラン・プラテートまでの鐵道から望見される——のごとき砂質土壤）があるからである。コーラート地方には風化作用によつて植物養分が殆んど分解搬去された廣面積の地域もあり、母岩に鐵化合物を豊含する所では、紅土地平層が著しく發達してゐる。

タイ土壤の物理的特徴の一つとして、過度に重い（即ち耕し難い）組織のものと、反対に過度に軽い（即ち耕し易い）

組織のものとが優勢である。これは主な造土物質に働いた最も優勢な造土作用の成果である。

タイ國は地文學上、中部平野の南部——バーンコーケー平野、中部平野の北部、北部タイの諸谷とその周山、コーラート地域、東南部タイと島嶼、南部——半島——タイの六地域に分割される。

中部平野の土壤

中部平野が、幾世紀にわたつて何等重要な地震がなく、構造上ほとんど靜止してゐた事實は、土壤や文化の見地から重要である。基準に急激な變化がなかつたから、河川はその河床を掘下することもなく、また平野の沈下もなかつた。從つて侵蝕作用やこれに伴ふ河川水位の低下も、また多量の沈澱物の沈積も、この地方の土壤のプロフィール發達過程に何等の妨碍も與へなかつた。また文化の上から見ると、この地質的特徴は泥土上に煉瓦で建てられた美麗な諸建築物の保存に貢獻してゐる。

(イ) 南部——バーンコーケー平野

この平野には、毎年メーナム・チャオ・プラヤーの淤泥水が規則的に氾濫する。この深い、均一な、漸及的な氾濫は、浮稻に理想的な條件をなすものであり、年々土壤に適量の肥料となる淤泥を與へる。河岸にすぐ沿つた土地は高く、淤泥質ロウムや細砂質ロウムのやうな軽い組織の土壤からなり、家屋や農事用建物の敷地、果樹・竹・野菜・黄麻、煙草などの用地として甚だ良好である。この土地の背後——海岸から約百米後方——には重粘土よりなる低い平野があり、米作に利用される。この平野の南部の海岸に沿ふ部分には、同種の粘土土壤を有しながら、今なほ鹽分が

高くて栽培に向かない廣面積の地域があるし、一方この平野の諸地では、例へばナコーン・ナーヨク縣のオンカラク(Ongkarak ナコーン・ナーヨクの直ぐ西方)郡のやうに、年々回春用の淤泥を得がたいので、比較的舊い沖積層は風化して養分を失つてゐる。バーンコーケー地域の粘土は水稻に優秀であるが、花卉や野菜の栽培には向かない。然しそ他の土壤が得られないとすれば、その特性を理解して、その困難を最少限に止める一方、效果を最大限に發揚しなければならぬ。その一法として不用有機物の利用がある。園畠の廢物はこれを焼却するが、出来ればこの不用有機物を土と混交して適當に堆積しておき、時折搔き起して混合すれば、有機物が土壤に反應して化學的にも物理的にも土壤を改良することが出来る。また多くの有機肥料は醗酵させねば迅速で安全な施與成績をあげえないが、併しこの過程には著しい——四分の三以上の——損耗がある。ラーンシット地方の農民はこの點に極めて無頓着で、その家畜を運河の河岸で飼ひ、その生成する肥料を水中に押し落して掃除してゐる。タイでは飼料が豊富でないから、家畜肥料は恐らく植物養分が低いと見られてゐるが、それでも貴重な肥料を惜しげもなく無駄にしてゐる。この地方の農民は一年作付した土地を次年度は休作してゐるが、連作するとすればこの家畜肥料は誠に貴重である。小作ことに短期貸借の小作は土地改良の最悪の敵である。華僑の農園主は家鴨糞を廣汎に使用して成果をあげてゐるが、併しその糞の處理法は専ら經驗のみによつており、植物養分を高度に保存するやう十分な注意を拂つてゐない。兎も角今日までの處では、華僑の土壤處理法や野菜栽培法はこの地方の土壤や作物に最も有效であつた。併し今日では試験の結果もつと有效な方法が發達した。排水溝から掘り上げた底土で表土を埋めることは禁物で、大した費用もかかるまいから一旦表土を除けて底土を置き、その上に除けた表土を被せる方が確かに有利であるし、畝や排水溝の廣さも作物によつては變へた方が有利であるとされてゐる。年々排水溝を浚へてその泥を畝に用ゐると、土壤の酸性を中和しこれを肥やす援けとなる。適當に土を焼くことも、土の粘着性を減ずる有用な慣習であるが、その良效果は三年しか保たない。勿論過度に焼くと土壤は煉瓦となり、最早土壤としての效力がなくなる。乾いた薪や柴を厚く重ねた上に乾いた土を盛り、之に火をかける土焼法は、土壤の酸度を減ずるのみならず灰分を混入して植物養分を増すに有效である。

(ロ) 北 部

南はパークナムボーから北はバーン・ターカ(Ban Tak ピン河上)及びウタラディット(ナーン河上)に亘る地域は、中部主平野に類似した次の特徴を有つてゐる。(1)河岸土壤は、バーンコーケー平野の項に既述した、下流の河岸土壤に類似した園藝作物に適する肥えた軽い組織のものであるが、併し下流の河岸土壤よりももつと輕鬆である。(2)下流域と同様に、更にその後方には河岸土壤よりも低くて重い米田土壤があるが、増水期の氾濫は下流域に比して稍々強い。と云ふのは、ナコーン・サン川峽より上流域はその下流域——バーンコーケー平野——よりも河水の増減が一層急激であるからである。(3)下部山腹の多くや西はメー・ビン河から東はメー・ヨム河にわたる廣大な地域を、瘠せた紅土々壤が占めてゐる。(4)今日主な河川が山地より平野に流出する地域、バーンダーラーやウタラディットの西方にある舊流床の沿地、及びスコータイ地方には輕い灰色を帶びた褐色の土壤が横はつてゐる。因にバーンコーケー平野の北東部やナコーン・パトムの北方と西北方にも類似土壤が發達してゐる。前者はペサク河より搬出する物質上に發達しており、後者はメークローン河により西北部から搬出されたものである。

この平野は一種の甚だ異色ある土壤と農業條件とを有つてゐる。ピチット及びピチャイ(Pichai)地方に於けるナーン河東方の廣面積にわたる重い暗色土壤がこれで、東方に幾秆も延びて瘠せた下部山腹の砂質紅土々壤に及んでゐる

る。この地域は雨期には深い急激な氾濫に襲はれ、乾期には著しく乾燥するから、雨期には氾濫が急深に過ぎて米作が出来ず、乾期には土地が乾固に過ぎて到底栽培に向かない。従つてその多くは高草の被ふまゝになつてゐる。ナーン河がターサオ(Tasa)東方の山麓から流出する地點の左岸から分岐する高水位の運河を作れば、東部からこの地域を灌漑し、砂質瘠土に淤泥を搬出供給して、この地域に生産力を與へる可能性がある。

北部諸谷とその周山の土壤

北部タイには、岩漿の貫入によつて押し上げられた諸山の間に谷がある。チエンマイ及びファン(Fang)、ラムバーン、ペーヤオ、及びイン(Ing)北部タイの略々中央に發して東北流し極北部國境上でメー・コーン河に流入するイン河流域)、プレー、ナー、ベチャブーンなどの諸谷がこれである。これらの諸谷を排水する諸河は殆んどその出口を切り下げるから、その流域の排水は良好である。但しイン谷は例外で、出口の水位はメー・コーン河の水位によつて決定されるから、その谷床はある季節には廣汎に氾濫し、農業上の利用範囲を著しく制限してゐる。

ドーア・ステープ山腹のごとき谷に隣接してゐる比較的急峻な山腹は、侵食によりその水成層の殆んど全部を失つて花崗岩の山核を露出し、その風化を促進してゐる。侵食された物質、殊に比較的粗い物質の多くは谷底に堆積し、比較的細い物質は河流によつて搬去されて仕舞つた。もつと高部の山腹には淺い石の多い土壤があるが、この部分でさへ、完全な化學的風化の結果、しば／＼粘土質ロウム組織をしてゐる。併しながら土壤プロフィールは充分に發達してをらず、土壤は植物養分を充分に浸出しない内に侵食されてゐる。故にこれらの山土は玉蜀黍その他の食料作物や阿片などの栽培に比較的多く利用される。殊にヤオやミヤオなどの山地蠻族が利用する。これら蠻民が好んでこ

んな人里離れた高い山腹を使用するのは、その氣候が健康や農作に適してゐるのみでなく、禁制の阿片を秘密栽培するためである。爲めに山によつては殆んど全部伐林されて高草に被はれてゐるものもある。下部山腹中には珪岩よりなるものがあり、淺い極めて石の多い土壤を有し、貧弱な特徴ある硬木林に被はれてゐる。

これら諸谷では、河水が氾濫する平野は河流中にて高度に機械的に粉碎された淤泥から成つてゐるから、最近の冲積土壤は極めて肥沃で生産力に富んでゐる。チエンマイ平野のごとき給水の良い所では年々二回米作が出来る。減水期には、河岸の細砂質ロウム及び砂土や廣い浅い河床は、屢々土產種の煙草や野菜の栽培に使用される。上記の河流中の淤泥は、山地帶からナコーン・サワン川峽に至る間のメー・ビン、メー・ヨム、メー・ナーンの沿岸土壤のみでなく、バーンコーケ平野の沃度を維持してゐる。

中部平野周縁の多くの場所や北部諸谷には、山土と氾濫平野との間に、含銅赤色層その他細砂質沈積物から發達した、完全に風化した物質の緩斜面地帯がある。これはブラー・チーンブリー——アラン・プラテート間の鐵道から目撃されるやうな「疲瘡下部斜面砂質土壤」で、長期にわたり相當恒常的な水位を保ち、餘り侵蝕がなくてプロフィール發達は殆んど最終的段階に達してゐる。屢々紅土地平層を有つてゐるから紅土質土壤である。その植物養分含有量は過去に於ても決して高くなつたと想はれるが、現にも極めて低い、これを被つてゐる貧弱な——屢々侵蝕性の——林や米の慘な貧産がこれを物語つてゐる。現今この土壤では陸穂や馬鈴薯などの移動耕作が行はれてゐるが、一作で土地の肥力は疲盡する。併し灌漑を良くし充分に施肥すれば、米のみでなく特種作物にも使用し得る。この土壤は米合衆國カロリナの砂質土壤に酷似しており、同地では流感治療用にヴァーデニア型の煙草が栽培されてゐる。併し直ちにタイのこの土壤がこの作物に適するとは云へない。この作物が要求する養分の正確な割合や量を決定することは極

めて困難である上に、煙草と云ふものは人間の栽培する作物の中で養分の量や割合に恐らく最も敏感な植物である。それにタイでは降雨状態が本作を著しく困難にしてゐる。カロリナでは穩かで甚だ規則的であるが、タイのこの地域では不規則がちん上に激しい。降雨がなければ生长期に根元の肥料濃度が高きに過ぎるし、降雨があれば肥料は軽い保持力のない土壤から尙早に洗去され、その殆んどは作物が利用し得ない内に失はれて仕舞ふ。これは、多年タイに於けるヴァーチニア型煙草栽培の研究開発に從事した米人煙草専門家ピタード (M. M. Pittard) の結論であるとペンドウルトンは註記してゐる。

下部山腹や谷床に沿つて所々に暗色ロウムがあり、極めて肥沃で排水も良好であり、通常チークを最も重要な構成樹とする混生落葉林で覆はれてゐる。ムアン・ローイ (Muang Léi) 谷には下部山腹に極めて良質の土壤があり、從つてこれを被ふ森林も良質である。この谷では久しく焼畑栽培で棉を豊産してをり、筏でメークン河を搬下して多量の棉花を下流やコーラート地方に出してゐる。茲數ヶ年間は外來棉種の栽培にも成功してゐる。ラムバーン谷は雨量も比較的少いし、また何か今日なほ判明しない理由で、若い河川沈澱物の後方にある土壤中には極めて悪い物理的構造を有つものがある。この構造は畑作を困難ならしめてゐるし、また米作に充分な灌漑水の供給もない。この谷の土壤には米作にも可成不適な土壤がある。ベチャブーン谷は孤立してゐるから、今日でもその土性は良く知られてゐない。下部山腹には甚だ廣面積の瘠せた砂質土壤があるが、谷の下の部分には廣面積の暗い粘土質土壤がある。更に北方ことに河の東側には淡褐色を呈する中庸組織の土壤があり、灌漑が良好で、米、甘蔗、果實などを豊産してゐる。

コーラート地域の土壤

この地域は、地形學的には嚴密な意味での高原地形をなしてゐるとは云ひ難い。寧ろ西部及び西南部から東部に向つて降傾した緩斜面地域の地形をなしてゐる。南部や西部の周圍には水成岩が貫入によつて隆起してをり、その花崗岩は山の少數の箇所に露出してゐる。西南部には、珪岩質砂岩の生成物よりも良質で重くて暗い土壤を生成する石灰岩その他の岩が露出し、比較的重くて暗い土壤を產出してゐる。この土壤は河流によりナコーン・ラーチャシマーゴーラート (Ko Lá-tor) を越えて東部へ搬出されてゐる。サコーン・ナコーン (Sakon Nakhon) の西南、東北部及び東部地域には殆んど珪岩質砂岩よりなる低い山がある。河流や鐵道の切通しに露出してゐるやうに、水成岩は大概ほとんど亂されないので水平に横はつてゐる。

この地域の多くを占めてゐる起伏性表面地形は、細砂質紅土々壤で被はれてゐる。長い間風化されまた深く瀘過されて、元々母體物質に含んでゐた少量の植物養分は既に大部分瀘去されてゐる。高地は大概貧弱で開疎な硬木林で被はれてゐる。適量の雨水を得られる凹地は米田に使用されるが、然しその產率は甚だ低い。味 (ニ一段六畝四歩) 當り一〇タン (Tang) に達することは少く、二〇タンに上ることは極めて稀であり、僅々二一三タンに過ぎないことが屢々である。當例的に氾濫をうけない林土には、土種棉の焼畑栽培がごく普通に行はれてをり、殆んど毎戸のやうに毎年新しく林野を開墾して小地面の耕作を行ひ、自紡自織してゐる。一年耕作すればその土地は多年放置する。家庭用に供する煙草は池や井戸など灌漑の便のある小池區に栽培する。この畑には家畜肥料を濃厚に施す。一作期に三度も施すことが屢々ある。棉作と異ひ煙草畑は年々連作してゐる。養蠶用の桑も家の附近の比較的肥えた土地を選んで栽培し、この畑も年々施肥して連作する。殊にこの地域の比較的平坦な部分で、少くとも開墾する小高い林地のない所では、白蟻の巣の比較的重い土壤に棉を栽培してゐる。この土饅頭には赤胡椒 (Red Pepper) 茄子、蔓豆類もござ

く一般に栽培されており、煙草も栽培される。

一六

この地域では、家畜が土壤の沃度濃化に重要な役割を演じており、爲めに上記の煙草作や桑作のやうな農作法が持続される。地方民は家畜を林中に放牧するが、夜間は家の床下に收容し、採れた肥料を桑烟や煙草烟に使用する。

燒烟法の重要な特徴の一つは、樹木が土中深く根を卸してすつと下層から養分を吸い上げ、表土の肥沃化を助成するにある。同様の効果がこの地域でも得られる。この地域には米田に必要な樹木が數種あり、これが米田にあると、ない場合よりも目に見えて産量を増す。樹木の根は、土壤の深部からのみでなく、稻の植付前に最初の降雨で土中に滲透してしまつた物質からも養分を集めこれを保持し、枯葉、花、果實に含めてその大部分を土壤に返還する。

比較的に活潑で正常な侵蝕をうけており、比較的に淺い石の多い餘り濾過されてゐない土壤のある山は、風化の比較的に完全な瘠せた紅土質土壤には栽培できない米以外の作物に廣汎に利用されてゐる。今日その存在を知られてゐる紅粘土（熱帶ロウム）の一つはクカン縣にあり、林を清掃して棉作してゐる。この土壤は食用作物に有用であるが林中であるから食料作物は野象に荒される筈である。現に同地の住民は野象のために部落が貧乏するところとしてゐるトベンドウルトンは附記してゐる。

主要河川の沿地には Tung Gula Rong Hai のとき廣大な栽培されない平野がある。土壤が瘠せてゐるのみでなく、氾濫期には深く氾濫し、退水すれば過度に乾燥する。ために草さへ生長が悪く、非常に貧弱で不味いので家畜もこれを好まない。トベンドウルトンはこの平野の例として、ローライ・エット縣の南部スワナブーム郡に於けるムーン河北方の平野の寫真を掲げ、唯一の經濟價値は氾濫期の漁撈のみである旨を説明してゐる。

コートラート地域には、砂質土壤中に著量のソヂューム鹽化物を含んでゐる所が多い。この鹽は含銅赤色層にある堆

積から生じたものと信ぜられてゐる。例へばウドーン附近では地下數米にある赤色砂岩から直接鹽泉が湧出してゐる。諸所に池になつてゐる凹地があるが、これは下層の砂岩中の鹽が溶解したため上層物質が沈落したものだと信ずる者（タレドナー）がある。

東南部タイと島嶼の土壤

この地域で重要な土壤の一つは、チヨンブリーの東南から東方に向ふ諸山の低い長い斜面を占めてゐる砂質土壤で花崗岩物質から生成されたものである。この土壤は水位が高くて供水が充分であり、而も排水がかなり良いので、この地方は蔗作で著名であり、甘蔗は米と共に廣汎に栽培される。更に東南に下つてチャンタブリー地方には花崗岩山の中で最も著名なカオ・サバブ（Khao Sabab）があり、その土壤は大部分、花崗岩からの生成物（ゆるい粗砂質土壤）で、降雨が多量で排水がよく、果樹やヘヴィア・ゴムの栽培に適してゐる。併し侵蝕作用が激しく、豊作に重大な脅威を與へてゐる。

茲にも、コートラート地域と同様に、比較的瘠せた細砂質の淡色を呈した紅土状土壤の廣大な土地がある。地形は一般にごく平坦ではない模様であるし、母體物質は一般に極めて鐵化合物に乏しいので、紅土地平層の極めて一般的な發達は見られない。

ターマイ、ター・チャラープ（Ta Chalep レームシンか？）、クルン（Klung チャンタブリーの直ぐ東南）、トラート（Trat=Krat 前掲地の更に東南方）に見られるやうに、河谷中にはその鹹水三角江が重い暗色粘土で埋められつゝあるものがある。陸地が海に擴延して海が後退するから、餘分の海鹽は浸出して舊窪に良好な米田を生ずる。ムアン

カオ (Muang Gao) とターマーとの間に異常な暗色火成岩があり、深く風化して紅粘土となつてゐる。この土壤は黒胡椒の生産で著名である。一時以上の降雨があれば約一時間以内に耕作ができる。物理的には優秀で、植物の生長には異例的に良好な培養體であるが、含有養分は極めて乏しく、従つて胡椒その他の養分を多量に要求する作物には大量の施肥が必要である。自然肥料を施す他に土焼きが廣く行はれてゐる。土を焼くには、薪その他の燃料を高さ一米、巾三米、長さ八一一〇米に長平に堆積し、その上に出来るだけ多量の弛粒状粘土を盛り、燃料に火をかけて何日も燃す。時折縁邊の既に焼けた土を搔き除けて通風をよくする。燒土は灰と交り、煙からはアムモニアその他の物質を吸收してゐる。これを冷して家畜肥料を混じ、胡椒の根近くに埋める。近年は胡椒の値が暴落し、賣上代金では、支柱に蔓を結びつけるために臨時に雇ふ手間賃や消毒費さへ償へない。従つて胡椒園の多くは、土中の養分が比較的に少くても栽培しうるラムブータンやヘヴィアゴムの農園に變換されてゐる。

上記の赤土の周縁には厚い紅土地平層が發達してをり、現今は所々露出して、暗褐色を帶びた黒い舗床の不規則な集團のやうに見える。この地方では紅土を建築用材として廣く使用してゐる。今日ムアン・カオと呼ぶ、この地方の舊都は、少くとも一世紀半前に、東に河原を俯瞰し、南に港灣を見下ろす断崖上に新設された。その重苦しい都壁は今日も殘存するが、紅土地で築造されてゐる。その材料の出所は判つてゐないが、今日は河向ふの小高い舊谷床が紅土の切出場になつてゐる。今日でも紅土塊は井桁その他の左官材料に供せられる。海岸をもつと下つてトラート地方にも廣面積の紅土々壤があるが、表土が非常に淺くて栽培用に供せられぬ。一方同縣カオ・サミン (Kiao Saming) トラートの直ぐ西北方郡北方の主河に沿うては、もつと高く良質の土壤の狭帯があり、以前は胡椒を栽培されたが、現今は放棄されて竹藪となつてゐる。

南部(半島)タイの土壤

一般にこの地域には既述の土壤と同様な土壤がある。その主な土壤群をあげると次の通りである。

(一) 河川氾濫平野は通常小面積のもので、所によつては(二)海濱沈積物と合着してゐる。後者は割然たる二種の土壤よりなり、長い狭い帶をなして相互に交替し合つてゐる。(イ)その一つは海岸に平行に走る長い砂の隆起線で、舊汀線である。これらの砂土隆起線の間に(ロ)沼澤があり、漸次これに河川沈積物が溜つて長い低い狭い米田土壤帶をなしてゐる。この海濱沈積物の後方や諸河川氾濫平野の間に(三)前記の殆んど平にされた水成系統があり、その石灰岩斷崖は母岩の殘存する殆んど唯一の特徴である。これらの石灰岩上にその生成土壤を推積する充分な餘地のある所には(四)鐵の小結核を含有する紅粘土が發達してゐる。海岸から更に後方に入ると、この殆んど平坦化され所々紅土化してゐる沈積物の背後に、(五)輕鬆な粘土質ロウムのもつと低い山や斜面がある。これはヤラー地方で見られるやうな或る種の變成岩から風化生成されたもので、ヘヴィア・ゴムの栽培に最適である。前記の鐵結核を有する紅土質土壤で、サダオ (Sadao) 附近のビナン道路沿線の土壤もゴム栽培に甚だ好適である。海岸からなほ後

方に退ると、(六)山上に急峻な石の多いロウムがある。通常淡褐色を呈し、表面部分は幾種も有機物で暗色を帯びてゐる。諸所に(七)平坦な草の多い平野があり、時には何糸にも及んでゐる。この平野は上記の(一)や(三)の系統上に發達したもので、その暗色酸性土壤はグアノその他の含磷物質を施與しなければ良米田とは化し難いし、ゴムを植ゑても發育が極めて不完全である。從つて大抵は唯牧場に利用されてゐる。上記の舊砂汀隆起線には所々に(八)殆んど典型的なボドゾオルがあるが、實際に農業的價値はないし、假令あつたとしても非常に小面積であるから、土壤學上の興味を引くに過ぎない。

結 び

深い化學的風化と構造的安定とは、一般に起伏のない地形と共に、中部平野に米作に優秀な土壤と條件とを與へてゐる。併しその他の地域の土壤は一般に生産力が過少で栽培に向かない。但し、年々淤泥が供給される河川のすぐ沼地や、正常な侵蝕と保守的な燒畑慣習とによつて少くとも相當な土壤生産力が保持される中庸の嶮度の山腹は別である、とベンドウルトンはこの報告の結論の一部に述べてゐる。(完)

タイ國戰時公債發行

バンコック貿易斡旋所報告

三月三日、タイ國大藏省銀行局長のタイ戰時公債發行に關する報告に依れば、國家非常時期に際し、國家所定の政策を貫徹、完成に多額の資金を要する事は必然にして、この事に關し、嘗つて局長は人民議會の席上に於いて、議員の増稅に關する質問に對し回答せる如く、增稅を以つて補充するは當然の事なるも、現在のタイ國に於いては、應急にこの方法を實施する事不可能なり。

由つて先づ國民國家援助債券及び國民國家援助公債を發賣し、以つてタイ國應急の用に備へ、萬一の爲に準備するは必要なりと信ず。亦平時に在りても國家の大目的の爲に資金援助をなすは、國家の繁榮を愈促進する事である。政府當局は、國民國家援助債券及び國民國家援助公債の兩種總額一千萬銖を、三月三日午前十一時より發賣せり。其の内容は、國民國家援助債券は、額面五銖、十銖、二十銖の三種類で、無記名債券にして、十箇年満期、満期後政府は左記の通りの價格を以つて買收返還をなす。

| 發賣價格 | 買收價格 |
|------|------|
| 五 銖 | 六 銖 |
| 十 銖 | 十二 銖 |

二十 銖

二十四 銖

而して、大蔵省、各地方事務所、縣區役所に於いて發賣す。國民國家援助公債は額面一〇〇銖にして、記名公債、利息二%年、七箇年間内に返還完了す。發賣所は債券と同じ。

而して、右債券及び公債は、總額一千萬銖に達する迄發賣し、現在は債券五百萬銖、公債五百萬銖を印刷してあるも、各種の總賣出し額は不定なり。而して三月二十二日現在の賣出し額は、左の通りである。

國民國家援助債券 一萬九百十銖

國民國家援助公債

八萬六千銖

(貿易組合中央會第二部情報課發表)

一九四〇年十二月タイ國庫準備金

バンコツク貿易斡旋所報告

タイ大蔵省報告に依る、昨年十一月タイ國庫準備金左の如し。(單位—銖)

| | |
|-----------|------------|
| 一、國庫現在高 | 四、三九三、一二二七 |
| 二、特別支出準備金 | 一、三一四、三〇六 |
| 三、預り金 | |

| | |
|-------------|------------|
| 甲、政府機關及公共機關 | 三八、九一四、四八一 |
| 乙、國有財蓄部 | 一六、三三九、一六八 |
| 四、公債準備金 | 一三、五六二、三八二 |
| 合計 | 七四、五一三、五六四 |

(貿易組合中央會第二部情報課發表)

一九四〇年タイ紙幣發行準備金

バンコツク貿易斡旋所報告

タイ大蔵省發表に依る、昨年十二月タイ紙幣發行準備金左の如し。(單位—銖)

| | |
|--------------|------------|
| 準備金 | 九七、二七九、〇〇〇 |
| 一、金塊(1683/2) | 一三、三九八、一七一 |
| 二、金磅證券 甲、一年期 | 二七、五〇〇、〇〇〇 |
| 乙、其他 | 九一、八六四、八一一 |
| 三、預金(金磅) | 一、一六九、八二五 |
| 四、鑄貨 | |

五、タイ政府保證
合計
紙幣發行高

四、一四四、〇八七
二三五、三五五、八九四
二三四、七七五、七二二

(貿易組合中央會第二部情報課發表)

二四

タイ大藏省報告に依れば、

一、タイ國庫準備高

(單位一銖)
二九、二九二、七二四、〇〇

甲、國庫現在高

一二、六〇五、八一三、〇〇

乙、國內在高

一〇、二〇五、五五二、〇〇

丙、國外所有高

一七、一八三、一八七、〇〇

丁、不動產

六九、一八七、三七六、〇〇

合計

二、紙幣發行高及準備高

一九四一年一月タイ國庫準備金及紙幣發行高

パンコツク貿易斡旋所報告

紙幣發行高
二四一、一五五、七二三、〇〇
發行準備高
二四一、七四三、七五六、〇〇

(貿易組合中央會第二部情報課發表)

タイ産業概観

畜産業及び水産業の部

大山周三

畜産業の部目次

- 一、概説
- 二、家畜統計
- 三、黃牛、水牛の棲息地方並に統計
- 四、黃牛、水牛の取引習慣
- 五、牛の飼育管理法
- 六、水牛、黃牛並に同皮革の輸出統計
- 七、馬

二五

八、豚

九、象

十、養鶏、養家鴨

十一、タイ國に於て邦人の着目すべき牧牛事業

二六

一、概 説

當國の産業を論述するに當つて、畜産も亦決して看過することは出來ない。總て生産物の如きものは、寧ろ過去の實績より、將來可能性豊かなる點に期待を持たねばならぬからである。されば未だタイ國の資源たるものが猶ほ表面化せぬところに、多大の望みが寄せられるのであつて、將來に残された開発の鍵は將に斯かる點を指すのである。既に世の知るところの南馬來地方の錫鑛、北部に於けるチーク林の如きものは、既に盛期を過ぎし感なき能はぬ。よつて今後に開かるる資源の扉は、畜産事業に一つの期待が寄せられて居る。

國內足跡の未だ行届かぬ厖大な此の國の原野並びに氣候溫暖の點より見るに、タイ國は動植物の生存發育に、絕對の好條件を有して居ると謂へよう。之が此の國の取柄で、延び延びと植物は茂り、動物は育つ、制限なき繁殖は止まるところを知らない。

我が國の如きは人口増加と物資生産とは反比例して、益々その差が大きくなるが、反対に人口稀薄なところには、物資の有用物に限らぬ迄も、總て豊富なることが原則の如くに考へられる。

そこに日タイ兩國を結ぶコンビネーションがなければならぬ。之を現在の如く第三國に利用され、先んぜられる

事は一方的擣取であつて、物資の均衡への調和でない事を物語る。依つて茲に再び日タイ兩國間の物資交換のバークシステムが實現せられねばならぬ理由が存在するわけである。故に斯かる原則的意味から言つても、此の際第三國を除外して迄、兩國の接近を深め、相互扶助提携の實が擧げられねばならない事を筆者は特に強調したい。左に畜產類の統計を掲げて見よう。

二、家畜數統計（國內畜產二十ヶ年に亘る統計、單位—頭數）

| 年 次 | 象 | 馬 | 黃 牛 | 水 牛 | 牛 | 家 鴨 | 鴨 |
|---------|-------|---------|-----------|-----------|---------|---------|---------|
| 佛曆二四六〇年 | 五、九二四 | 一一四、〇二四 | 二、五三一、四二一 | 二、三三三、六〇四 | 七八二、七〇九 | 七九六、四〇四 | 七九六、四〇九 |
| 同 二四六年 | 六、一三三 | 一二三、一一二 | 二、三四一、八〇一 | 二、三九三、九一八 | 七〇三、七〇四 | 七〇三、七〇四 | 七〇三、七〇四 |
| 同 二四六年 | 六、二六四 | 一三三、六七五 | 二、六一〇、六八二 | 二、五〇八、一六四 | 七四九、九三九 | 七四九、九三九 | 七四九、九三九 |
| 同 二四六年 | 六、八一八 | 一四一、七九三 | 二、六一五、四七五 | 二、六〇三、八二三 | 八六四、二四七 | 八六四、二四七 | 八六四、二四七 |
| 同 二四六年 | 六、八二二 | 一五五、六二六 | 二、八六三、八〇二 | 三、二七三、四八二 | 九〇三、九〇四 | 九〇三、九〇四 | 九〇三、九〇四 |
| 同 二四六年 | 六、七六七 | 一六五、七八二 | 二、九七一、八一四 | 三二九八、三二〇 | 九〇三、九〇四 | 九〇三、九〇四 | 九〇三、九〇四 |
| 同 二四六年 | 七、八〇七 | 三三一、〇二八 | 三、七九八、八九〇 | 四、〇六六、二三三 | 九〇三、九〇四 | 九〇三、九〇四 | 九〇三、九〇四 |
| 同 二四六年 | 八、一五〇 | 三三一、八三二 | 三、八七一、六七三 | 四、一三一、七二四 | 九〇三、九〇四 | 九〇三、九〇四 | 九〇三、九〇四 |
| 同 二四六年 | 八、三八九 | 二四七、一五八 | 四、〇一三、八八二 | 四、一二六、一二七 | 九〇三、九〇四 | 九〇三、九〇四 | 九〇三、九〇四 |
| 同 二四六年 | 八、七九五 | 二六五、〇三一 | 四、一二八、四六六 | 四、三六六、〇五七 | 九〇三、九〇四 | 九〇三、九〇四 | 九〇三、九〇四 |
| 同 二四七年 | 九、一八七 | 二八三、四四〇 | 四、二五六、四三八 | 四、四四〇、四三七 | 九〇三、九〇四 | 九〇三、九〇四 | 九〇三、九〇四 |

| | | | | | |
|---|------|--------|---------|-----------|-----------|
| 同 | 二四七年 | 九三九〇 | 二九七、八二七 | 四、四〇八、四九六 | 四、五七〇、五二七 |
| 同 | 二四七年 | 九四五二 | 二九三、二九九 | 四、五六八、七八五 | 四、五八三、七一七 |
| 同 | 二四七年 | 九五八二 | 三〇三、四五一 | 四、七七三、五五一 | 四、七三九、〇一九 |
| 同 | 二四七年 | 九六二〇 | 三〇九、九九四 | 四、九七二、一七八 | 四八九五、一七七 |
| 同 | 二四七年 | 一〇〇〇八 | 三二七、八八三 | 四、一、九、七八四 | 五、〇〇六、〇七〇 |
| 同 | 二四七年 | 一〇一二一 | 三四四、六三四 | 五、二二、九二〇 | 五、〇七六、六三三 |
| 同 | 二四七年 | 一〇、三六一 | 三五五、一二一 | 五、三一四、二一五 | 五、一一三、七一六 |
| 同 | 二四八年 | 一〇、六三九 | 三六〇、一三七 | 五、四一、六七五 | 五、二三三、八九九 |
| 同 | 二四九年 | 一〇、七二三 | 三七四、二三六 | 五、六一七、〇一六 | 五、四三三、四二四 |

以上は何れも年々増加の一途を辿つて居るが、家畜の中にも増産保護の下にある象並びに馬の如きは別としても、牛類の増加率、その繁殖力旺盛なる點は注目に値ひすべきものがある。

總て一般資源と云ふべき物資は、共に社會人口の増加、文化の向上、發展に伴れ利用範圍が擴がり、限度ある資源は原則として漸減を免かれないものである。

然るに右統計の示すところ、タイ國に於ては著しき増加率を見るのは、蓋し繁殖の旺盛なるを裏書きすると共に、未だ充分之等の利用法が講ぜられて居らざることを物語つて居る。即ち佛曆二四七九年度迄の國勢調査に於ける人口が一千一百萬に比して黃牛、水牛の頭數合計一千百五萬四十四頭を數へる。割合は一人に對し一頭強の率を示して居る。

三、黃牛、水牛の棲息地方並びに統計（一九三六—三七年）

| 地 方 名 | 黃牛頭數 | 水牛頭數 |
|---|--|---|
| カ カンチヨンブリ カンベンベワ | 一、七八五 六一、六五四 六一、六四五 | 三七、五七二 一九七〇三 三八、三一〇 |
| コ ン ケ ー ン | 三四九、三一三 三四一、七七五 三四一、九二三 三四一、九九七 九二、三二九 | 二二二、七八六六 一三一、九二三 三三一、九九七 一〇四、三二四 |
| ス リ サ ケ ー ツ | 一、三四六 二四、二七〇 二四、二七五 二四、八二九 | 一一六、七六三 八二、七六三 一七二、七一一 四六、一三三 |
| チ ヤ ン タ ブ リ | 一、三三〇 一五五、二〇七 一六八、二四二 一四、五五九 | 一一五、二〇七 一六、六三八 一三六、〇七〇 |
| チ エ ン グ マ イ ト ラ ン ブ リ | 一五、一二九 一五、一九四七 一五、六六二 一四、三六九 | 一一六、九二二 二八、九四七 一五、六六二 二七二 |
| タ タ ー ン ブ リ | 二七二 二七二 二七二 | 一五、二二九 一五、一九四七 一五、六六二 一四、三六九 |

八、七二五

七一、四五二
五六、六四三八〇、〇九七
一三一、七六四二〇六、六七八
二〇五、七三四三九五、七三九
一〇〇、四四七八二、〇九九
七〇、九六〇三一、二六六
三一、六六〇四〇、八〇九
二七、七五四五〇、二八六
四六、五七六三六、〇七九
六六、九七四三二、二六〇
三一、六六〇九七、九三〇
七〇、九八四三四、七六二
一六六、四二八三一、二三九
一五、二〇九一〇四、〇八一
五八、一〇九八三、三四四
七九、九七二三、四三三
四九、二三八二〇、二四二
二七、九三八七、八〇五
一一四八二、九五一
一〇〇、七二一一〇〇、七一
一四、二九〇三七二、六六二
一一、九六一一〇〇、九七一
一〇〇、九七一三三三、三三四
一三三、六六八一〇〇、九七一
一〇〇、九七一三三三、三九七
九一三三一一〇〇、九三三
二五三、四九〇一二三、五六二
四九〇、五七一〇〇、九三三
二四、四三四六一、七〇〇
六七、八四七一〇〇、九三三
二二八、六五二四六、〇七一
一三四、三七六一〇〇、九三三
二二三、九二一三四、五〇二
七五一五一〇〇、九三三
二二三、九二一六一、七〇〇
六七、八四七一〇〇、九三三
二二八、六五二四六、〇七一
一三四、三七六一〇〇、九三三
二二三、九二一三四、五〇二
七五一五

サシサラララロロラララ
コソンンブイチヨノ
トンンブバ一
ゴナコイン
ンランングダイ
ビツサヌローケ
ツ
マ
ハ
ホ
ホ
ホ
ケ
サ
ラ
グ
カ
ツ
ヤ
ブ
リ
ム
ト
ト
ン
リ
ク

一〇〇、〇七一

一〇三、三一九

七〇、六三三

五三、六三三

二九六

八〇、九八八
一〇、九七九
七四、四三九
六〇、三三五
七、七七二

| | | |
|-------------------|--------|-----------|
| サ ラ ブ リ 一 | 二八、一〇二 | 四二、六八八 |
| サ ム ツ ブ ラ カ 一 ソ | 五〇 | 二八、九〇七 |
| サ ム ツ ソ ン ク ラ ー ム | | 四、八六九 |
| サ ブ ツ サ ア コ ン | | 一六四 |
| ソ ワ ン カ ロ 一 ク | | 一八、四二〇 |
| シ ン ブ リ 一 | | 七二、〇四五 |
| ス ベ ン ブ リ 一 | | 六八、一二〇 |
| ス ラ ー ツ タ ニ 一 | | 一二三、七〇六 |
| ス リ | | 六〇、一九九 |
| ア ユ チ ャ | | 一五五、三三九 |
| ア ン ト ン | | 一九二、六五三 |
| ウ ド ン タ ニ 一 | | 一五、七七六 |
| ウ ツ タ ラ デ ッ ト | | 一六、四三九 |
| ウ ダ イ タ ニ 一 | | 一九、三九一 |
| ウ | | 三九、四四八 |
| ラ 一 チ ボ ヤ タ ニ 一 | | 二、一〇〇 |
| 合 | | 三七六、四三六 |
| | | 三一五、四五八 |
| | | 五、四三三、四二四 |
| | | 五、六一七〇、一六 |

以上統計數は何れも國內農作等労役に從事せるのみでなく、寧ろ大部分は未だ放牧の儘、奥地原野に棲息するものを指すのである。水牛は主として農耕に専用され、黃牛は牛車として荷物の運搬に或は放牧の儘、野に自ら草を求めて發育して行く態は、恰も此の國で米や野菜、其の他の栽培に施肥せぬと同様で、一般家畜の飼育に對しても特に餌を與へる事の習慣がないのである。之等の中その一部は都市に送られて食用に供せらる外、隣接諸國等に輸出せられる。

四、黃牛、水牛の取引習慣

黃牛の取引は、地方に於ては一頭幾何として賣買されるが、盤谷に於ては一頭宛其の體重を計り、延建幾何として一頭の値段を算出する。此の場合、大中小各種の牛を混合し、一回に數頭宛取引せられるのが普通である。水牛並に黃牛の重量は一頭百斤乃至七百斤で、黃牛は一頭百五十斤の小牛より、一頭三百六十斤が盤谷屠殺場の相場である。現在に於ける盤谷丈けの一頭屠殺數は、黃牛七十頭乃至八十頭、水牛二十五頭乃至三十頭と謂はれて居る。右盤谷に於ける屠殺用水牛、黃牛の大體の市價相場は左の如くである。

| | |
|-----|------------------|
| 水 牛 | 一頭當りタイ貨三十五銖より五十銖 |
| (大) | 一頭當りタイ貨四十銖乃至五十銖 |
| (中) | " 二十五銖乃至三十銖 |
| (小) | " 十五銖乃至二十銖 |

五、牛の飼育管理法

政府に於ては、家畜黴疫に關し奥地コーラツト近くに相當規模の大なる獸病院を有し、水牛、黃牛、馬、豚等の檢

疫を行ひ、血清ワクチン注射及び種痘等、其他病疫の治療に當つて、生動物の保護に意を注ぎつつ、各地には獸醫を出張、駐在せしめて、飼養獎勵に努めつつある。

六、水牛、黃牛並びに同皮革の輸出統計

(單位頭數、價額—銖)

| 輸出先國 | 佛曆二四八〇年度 | | 佛曆二四八一年度 | |
|----------------|----------|-----------|----------|---------|
| | 水牛 | 黃牛 | 水牛 | 黃牛 |
| 香港價 | 二、七五五 | 八五五 | 三、四三一 | 一、二〇六 |
| 彼南價 | 一一四、一二〇 | 二八、四九五 | 三三七、一八〇 | 三六、八四〇 |
| ビルマ價 | 一一五、〇五五 | 二四、六四五 | 五七九 | 一〇五 |
| 水牛皮輸出統計(二ヶ年比較) | 一四三、三七一 | 二、七〇四、三三四 | 三八、五六五 | 九 |
| 數量(ピタル) | 一〇三、三七一 | 一、四〇六、五九七 | 四七、三二六 | 六〇九、一九八 |
| 價額(銖) | 四〇、〇〇〇 | 一、二九七、七三七 | 一一、二三七 | 二五〇、四八一 |
| 水牛皮合計 | 一四三、三七一 | 二、七〇四、三三四 | 八五九、六七八 | 八五九、六七八 |

七、馬

タイ國の馬は體軀小なるも、比較的健脚にして、暑さに對する耐久力は外馬の及ぶところないと云はれるが、力量なきが爲め荷物運搬用には不向きであり、主として乗馬用、其の他交通機關として使用せらるるが關の山である。但し最近軍隊に於ては、馬種改良に意を注ぐに至つて、國內中部「ロムサツク」に馬匹改善の爲、種馬場を設けるに至つた。

八、豚

現在統計に現はれる理由は、其の繁殖率の極めて多く、其の飼育が一般化せる今日、莫大なる數に上る故、遂に統計に掲げざる事にしたと謂ふ。殊に一般家庭に於ては、調味料として使用するが爲、需要莫大である。

九、象

タイ國に在りては、古來動物中最も貴重なるものとして扱はれ、從つて國家の法律を以て保護されて居る。又タイ國としては因縁淺からぬ此の動物を國章として、國旗として表徵し、又往時に於ける戰争には無くてはならぬ武器として、今日のタンクの如き威力を示し、敵の心膽を寒からしめたと云ふ物語さへある。或は交通機關に、運搬に至大なる便を與へ、現在に於ても、北部チーク林、大木の山地運搬は、象に依らざればならぬとさへ謂はれて居る。

十、養鶏、養家鴨

最近右飼育熱昂まり、政府は法律を以て、一般家庭に於ても空地を有する者は、何か家畜を飼育すべき事を定むるに至つたと謂ふ。元より養家鴨業は從來共盛んに行はれ、國內消費の外に、相當の輸出額を示して居る。又我が國の名古屋コーチンが鶏卵出産率の世界的有望となるや、タイ國農務省は多額を我が國より輸入して、一般家庭に飼育を奨励する等、熱心を示して居る。

十一、タイに於て邦人の着目に値すべき牧牛事業

(昭和十二年六月執筆)

タイ國に於て今日、日本人が經濟的發展をなすに、何が最も適當な事業にして有望であるかと謂ふに、此の點に就て種々各方面に於て研究せられてゐるが、然し事業として有望なるものは、日本人が外人たる立場、條約國人たる故に、國內事業の種類、事業の性質により現下のタイには、悉く經營上制限を受けねばならぬ有様で、直接獨立事業にたゞさはり得ない情勢にある。

殊にタイ新政府の方針として、自國産業の開發は自國民に依つて之れを營ましめ、且成る可く外人の手に委ねたくない云ふ見解を有し、今後外人の計畫せんとする諸事業に關しては、慎重審議の上、國策上の内規に基き、嚴重に取扱はんとする意嚮を有して居る。彼等は曰く、舊來、森林の伐採を外人に解放した爲め、何れも無難作に亂伐せら

れ、これを補ふ植林は渉らず、且つ又鑛山も悉く外人の手に依つて今日探掘せられ盡し、彼等外人がこれに依つて得たる利潤は、容赦なく本國に持ち去られたること勿論にして、政府はほんの僅少なタックスを徵收するに過ぎなかつたのである。而してその結果残るのは、掘り荒された穴と其の中に石と砂を發見するのみである。今日迄之等の事業を外人に解放し、其の間多少教へらるゝところなかりしとは言はぬが、タイとしては恰も自己の財産を他人任せに自由消費せしめ、使ひ果されて平氣で居たと同じである。惟ふに苟もタイが他の植民地とは違ひ、一の獨立の國家をして居る以上、其の將來の國勢を考慮するとき、爲政家として第二國民の爲めに、せめて殘餘未開地開發の地域位は保存せねばならないと考へるに至つたこと亦當然でなければならぬ。依つて今後天然資源開發等には、成る可く自國民をして之を利用せしめ、實地にたゞさはらしむること、タイ人に與へられた天與の特權であると主張せられるに至つた。日本人が今日の強大を成したのは、總て日本人が自力更生の努力奮闘に依つて、國內産業開發に邁進し、あらゆる研究と辛酸を重ねた結果に由るものであるから、タイもこれに倣つて實踐躬行せねばならないと決心し、茲に現下の方針を定むるに至つたのである。

これも時代の趨移に基く刺戟と、タイ人の向上精神が齎らせる活躍の第一歩を踏み出さんとせる現はれと見るべきで、之等の點より觀察すれば、今後外人としての立場から、タイ事業界への進出は寧ろ困難の情勢にありと察せられる。然しながら、天惠豊かな常夏の國、タイには、未だ他方面に種々變つた資源が残されて在ることに氣附き、これに意を配ぱり、大いに研究すべきであつて、又彼に缺くるところあらばこれを補ひ、常に指導的位置に立つて、國內産業の開設に當ること、先進國民たるの襟度を示す所以であると思ふ。

此の國の人々は、今や自己の國內に資源あるを熟知し居ることは確かである。されどこれを實用化する段になると

一向に辨へがない。又これ以上の努力を拂ふことを欲せぬ質である。と同時に、文化の程度が未だそれ迄に達して居らぬを遺憾とするのである。故にこれを以て我がものとすることが、日本人事業の將來の見込みを附ける唯一の方法にあると考へられるので、茲に思ひ付き、有益事業と思はれるものの内、先づ牧牛事業を指適し、本邦企業家の参考に供する。

何れの國何れの地に在りても、事業の計畫を立つるときは、先づ相手の特徴、他に優れる點を見出して、其の要を捕へることが先づ肝要である。タイに於て經濟上の發展と云ふも、此の點を無視しては、到底豫期の成績を望むことは難いのである。されば實際問題として、此の國の特徵果して何れにありやと問はば、太陽の溫度そのものにありと云ふことは、誰も異論のあるべき筈がない。而してこの恩恵を直接地上に受けて發育するものは、必ずや他に比肩出來ぬ優越性があるものと認めて差支へない。

氣候、風土の變化的掣肘を受けない常夏の國タイは、南洋に亘り廣大なる面積を占めてゐる。其の中に、自然の儘に放牧せられて居る生物の發育せる様こそ、着眼に値するものがある。即ち其の存在を認むることに於て自ら感するところは、繁殖の旺盛なることである。タイ大藏省の統計一九三四四年の調査に據れば、黃牛頭數五、一一九、七八四頭、水牛頭數五、〇〇六、〇七〇頭で、これをタイ人口一千餘萬に割當てれば、一人一頭強に當り、その飼育せられる數は尙ほ餘りある勘定となる。此の莫大なる牛の利用法は全然未だ考へられて居らない。此の國の人々は唯其の數の大なるを見て微笑し喜んで居るに過ぎない。

若しこれを日本人の手に依つて實用化し、事業化せしむる方法を講ずれば、忽ち重要な正事業たり得ること極めて明瞭で、大にしては政府財政上の一助ともなり、更に一面これを商品化することに於て海外に輸出せば、以て貿易の輪出は全體に於て左の如くである。

一九三六年度輸出統計(タイ税關局統計)

| 國別輸出獸統計 | | |
|---------|-----------------------------|-----------------------------|
| 品名 | 数量 | 價額(タイ貨) |
| 水牛生皮 | 四、一四七頭 | 一五四、六〇五銖 |
| 同 | 九三〇八六キロ | 七六九、三六五 |
| 骨 | 五、二三五キロ | 三八、八一七 |
| 小計 | 六、三〇六頭 二八、五八三キロ 二〇三キロ | 九六二、七八七 三三七、四〇一 九、一七一 |
| 小計 | 九一〇、六四〇 | |

左表は同年國別による水牛、黃牛皮輸出統計である。

總計

一、八七三、四二七

四〇

| 國別 | 水牛皮 | | | 黃牛皮 | | |
|-----|--------|---------|---------|---------|--|--|
| | 數量(キロ) | 價額(銖) | 數量(キロ) | 價額(銖) | | |
| 獨逸 | 七九五 | 一一、〇〇四 | 三五七 | 八、三七七 | | |
| 香港 | 六六、九三一 | 五三五、八三一 | 一六、七四四 | 三三五、七四七 | | |
| 印度 | 二、五六五 | 一九、二七一 | 二一 | 三二九 | | |
| 日本 | 二、四九〇 | 二〇、一八九 | 一、四九八 | 三一、八五四 | | |
| 英國 | 英爪 | 六九七 | 七、四八四 | 二〇七 | | |
| 領馬 | 二六四 | 三、四八五 | 二五 | 三〇〇 | | |
| 嘉坡 | 一九、〇四一 | 一六九、九八三 | 二、一八〇 | 一二八、〇三三 | | |
| 來南 | 三〇三 | 二、一一八 | 六三四四 | 五、四六六 | | |
| 新嘉坡 | 一 | 一 | 二五四 | 三、八四〇 | | |
| 英國 | 佛蘭西 | 九七〇 | 九七〇 | 二一、〇四〇 | | |
| 新嘉坡 | 伊太利 | 七六九、三六五 | 五七四、〇六八 | | | |
| | 計 | | | | | |

以上の統計に見るも、全國に於ける水牛、黃牛の總頭數一億十二萬五千八百五十四頭に対する利用の割合は、九牛の一毛に過ぎず甚だ物足らぬ感がある。是れ數の存在價値に對する大量的的利用法が全く顧みられて居らぬが故である。

利の地を選んだ屠殺場を設け、合理的組織のもとに之等を部分的に有利處分の方法を講ずることである。例へば罐詰工場を附屬せしめて、肉はコンビーフ或は都煮とする可なり。各工場は其の分業に應じ、商品價値を高むる方法を研究すべきである。即ち

一、生品の處分後、保存の永きに堪ることは、販路の擴大性を計るに於て有利である。

二、商品價値を高めて、運搬費の輕減を計ることは、採算を有利ならしめ、唯一の原價安を計る最良手段である。此の意味に於て製品處分の合理化を計り、皮は現場に於て鞣革し、或は鹽漬せる儘輸出に當て、角は角、爪は爪とし、其の用途に振り向け、骨は細工乃至骨粉肥料とするも可なり。夫々適當に處分するとすれば、此の事業こそ、タイに於て何物にも優る日本人の着目に値すべき事業と思はれる。

之等の群棲地と云ふのは、南タイのナコンシータマラート及び東北タイのナコンラーチヤシーマーで、各々二百萬餘頭に達する黃牛・水牛の群が現に放牧せられて居るのである。(後記統計表参照)。従つて其他、鐵道の沿線に添ふ至便の地點を探び、大工場を建設して、會社經營其の宜しきを得れば、事業の成績は言ふ迄もなく、現下停頓せるタイ事業界への進出も開かれ、期して殷盛に向ふべき性質のものたるを固く信じて疑はぬ。

而してこれが具體的方法として、一日一千頭を處分するものとしては一ヶ月三萬頭、一ヶ月三十六萬頭を消化し得る勘定である。然らば現在の頭數を全部處分するものとしても、優に三十ヶ年晝夜兼行機械力を以て連續運轉するも猶ほ及ばざるの數に達して居るのである。況んや天惠の常夏の國に育つ生物は無制限の繁殖力を有し、更に合理的飼育の方法を以てすれば、持久性確實なること事業として將來の見込みは充分にある。従つて差し當り年限等考慮の必

要は當分不間に附して可ならんと思はる。現在タイ國で持て餘されて居る生物が將來實用化し得ることは、同國に取つては天來の福音であり、日本に取つては必要缺くべからざる軍隊用具、一般用の製靴、革鞄、馬具等其他多種多様なる需要を有するものである。故にこれを活用することの一日も早からんことは、國家的利害の點よりも、又營利會社の見地から見ても眞に望ましきもので、徒らに日を推移することは惜むべきである。

結論として今日聞く處に依れば、臺灣の牛皮は現地の供給既に枯渇して製產能力乏しき情勢にありと。又濱洲よりの牛皮は日濱通商問題の時々紛擾を來すあり、又將來にも保し難き事情の考慮せらるべき、前後の對策を講じ、萬全を期することは現下我が國の情勢よりして急務である。殊にタイに於て許されざる外人事業の中にも、唯一取残され何人も顧みることなき此の有望事業は、日本人の企てを待ち受けて居るのである。此の事業への第一歩のスタートは、日本人としてタイ事業界への魁者であり、先鞭者である。而してタイ國內産業に貢獻し、貿易の増進を計りて、彼我貿易戻の調整を圓滑ならしむるとせば、日タイ今日の片爲替も容易に決済せられるものと思はる。

最後に一九三四年度に於ける畜產中、黃牛、水牛の地方別頭數統計を示せば次ぎの如くである。

產地別畜產統計（但し黃牛及水牛）（西曆一九三四年度大藏省調査）

タイ國內產地名

| | |
|---------|-----------|
| クルンテープ | 一、三三三、三六六 |
| アユチヤ | 六六〇、五四九 |
| ブランブリー | 三五二、七三二 |
| チャンタブリー | 一 |

黃牛頭數統計

| | |
|-----------|-----------|
| バヤツブ | 六〇四、八四二 |
| ビスヌローカ | 一一〇、八三九 |
| ウドン | 八八三、二三三 |
| ナコソワーン | 一 |
| ナコントヤイシ | 一 |
| ナコンラーチヤシマ | 二、〇一五、四〇〇 |
| ナコンシータマラ | 五七四、六三一 |
| ラジヤブリ | 六二〇、六四〇 |
| バタニ | 三一〇、九四八 |
| バケツ | 一一七、一九八 |
| 合計 | 五、九七二、一七九 |

水牛頭數統計

| | |
|-----------|-----------|
| バヤツブ | 四七三、六七四 |
| アユチヤ | 四一九、〇六七 |
| ブランブリー | 七八〇、七二三 |
| チャンタブリー | 一 |
| ナコントヤイシ | 一 |
| ナコンラーチヤシマ | 一 |
| ナコンシータマラ | 五二七、九五二 |
| ラジヤブリ | 三〇一、二二六 |
| バタニ | 二三九、五八三 |
| バケツ | 一一七、一九八 |
| 合計 | 五、〇〇六、〇七〇 |

水產の部目次

- 一、漁業とその沿革
- 二、淡水漁業と農民
- 三、鹹水漁業と地理的優位
- 四、漁業法並に漁夫
- 五、漁獲物
- 六、主なる漁業地

七、漁期

八、沿岸物産並に統計

九、漁業指導方針私案

十、タイ國漁業政策

一、漁業の沿革

抑もタイ國の漁業に就いて、政府自ら注意を拂ふ様になつたのは極めて最近の事に屬するのであり、而も從來は河川、沼澤による淡水漁業のみが主要漁業として國民の間に行はれ、一般の嗜好も亦これに偏して居た。當時は常に都が海洋より遠く隔たり、大河支流を中心とした地方に在つた關係で、今猶ほ鹹水漁業即ち海洋漁業に緣遠き感があり一般國民にも餘り顧みられなかつた次第である。

最近漸く海產物が輸出の重要性を認められて以來、當局の注意も此の方面に注がれるに至つたのもその一つの理由である。然るに今日斯業の發達を阻害せしめたのは、一説に同國が佛教國で、生物の殺生を忌むところに原因すると解し、自他共に敢えて怪しまぬ風もあつたが、斯かることは全く根據のないものである。實際問題として、國民は米を常食とすると共に、從來河川に豊富な魚類を求め、副食に供しつゝあつた事實よりして、前記の理由は成り立たぬ譯である。唯海より遠隔の地に都せし爲、當時の事情として自然海に求むる代りに、これを手近の河川に求めて事足りた事に原因するのであり、従つて海洋漁業技術に於て、今日猶ほ幼稚な範囲を脱し得ない現状にあると謂ふことが出来る。

二、淡水漁業と農業

淡水漁業は主としてタイ國人これに從事し、農民の大多數は悉く漁業者であると見做し得るであらう。

大體此の國の中央を貫流するメーナムの大河を始めとして、西にメクロン河、東にバンバコン河を控へ、更に河川、沼澤の氾濫する時節に際じては、水田原野は一望の大湖水と化する次第であるから、こゝに棲息する各種の魚族は、廣き水田原野に遊泳して餌料を漁り、盛んに生育繁殖し、その期間の米田は共に漁區たるの感がある。

其の魚獲物の主なる類ひは、プラチヨン(泥鰌)、プラサリット魚、プラモー(鮒の一種)、プラツグ(鯧の類)で最も多い。其他、蝦、鰻、スッポン、蟹類の捕獲物の豊富なるには眞に驚く程である。其の中需要の最も多く、タイ人の嗜好するプラチヨン魚(泥鰌)の如きは、汎く繁殖する以外に、養魚場を設けて、人工的に繁殖を計つて居る向きもある。同魚は日常の副食物として、絶えず民家の食膳に上り、殊に之等魚類は鹽物となり、乾魚として又は燻製に調へて、一般の需要を充たし、又これを海外に輸出して居る。本品(プラチヨン)の海外に於ける聲は驚くべき程度で、各南洋市場、土民間に嗜好せられ、その出廻り時期にあつては、爪哇、其他南洋市場に於て、日本よりの海產物輸出に對しても大なる打撃を與へ、需要市場に影響を及ぼす事大なるものありと謂はれて居る。主なる輸出先は英領馬來、彼南、新嘉坡、爪哇市場等である。(別表参照)

三、鹹水漁業と地理的優位

抑も厖大なるタイ灣は、その總てが五十尋以下の淺海から成つて居る事が、既に理想的漁場として經濟的に價値が

ある。

而もメーナム河、メクロン河、バンパコン河の三大河を初めとして、大小無數の河川が注ぐところ、無盡の餌料を給與する一大天然養漁場であると謂ふことが出來よう。

それで同灣に於ける魚族の棲息は實に豐饒なるものがある。現在幼稚迂遠なる技術と少數の沿岸漁業者があるのみなるにも拘らず、年々多大の漁利を挙げて居る。

斯くして前に述べた如く、陸には無數の河川、沼澤、田野に數多の漁獲ありて、淡水魚の漁利又無視出來ぬものがあり、兩々相俟つて其の總漁獲高は年額二千五百乃至三千萬銖に達すと推測されて居る次第である。其の中、鹽魚のみの輸出額は佛曆二四八〇年（昭和十三年）一ヶ年の統計に據るも、百八十三萬一千二十六銖、三十二萬七百四十五擔と八十一萬七千十七銖、百七十五萬七千六百九十一擔の鹽とを輸出し、同年度五十三萬五千四百五十七銖の罐詰と四十四萬六百四銖、百六十萬七千七百六十四擔の罐詰以外の魚類のみに就て見るも、差引百四十九萬五千五百六十九銖の輸出超過を示し、明らかに輸出水產國たるを物語つて居る。

斯の如く天惠の水產資源を有するにも拘らず、漁獲法の幼稚と漁民の資本薄弱なる爲、未だ思はしき漁獲能力を増大せしめ得ぬ有様である。

近年政府に於ては、これが改良發達に資せんとして銳意研究に努めつゝある如く、曩に漁業法の改訂公布を見たのであるが、之は主として、外人（日本漁業家の既に出漁せる者を追出す爲）漁業家の進出を制限する爲の改訂案に過ぎぬもので、水產局は農務省の管轄内に在り、外人顧問が其の衝に當つて居る。且つその新法定なるものが、邦人進出には極めて不利を招くものであつて、事實上の進出を不可能ならしめて居る。

（法令發布前に於て、沖繩漁業家六十名餘り盤谷に在住、沿岸漁業に從事せるが、遂にタイ國より體よく追放に遇つた事は、事新らしい事である）タイ國水產業を善導し、改良發達せしむるには、此の際外人に代るに邦人顧問の採用を以てせずば、同國に於ける斯業の進歩は到底望み難く思考される。又今後尙ほ適當の指導者に依つて計られるも全く海洋漁業に知識なく、要素なき國民に教ふるには、相當の長日月を要することは想像に難くない。

四、漁獲方法並に漁夫

タイ國從來の漁業者を區別して、馬來半島方面の海岸に面する地方にありては馬來人これに携はり、中部沿岸方面は主として華僑これに從事し、東部沿岸では安南系タイ人の携はるところとなつて居る。斯く地方經濟社會の一部に重きを成す民族によつて營まれて居る觀がある。例へば淡水魚の漁獲者は、内地人の大多數を占むるタイ國人に依つて獨占されて居るが如きである。

斯くして之等の使用する漁獲法そのものゝ種類も、華僑漁夫にありては支那式巾着網捕獲法を用ひ、又安南漁業者馬來漁業者はその特徴方法により、各々多少の相異を有するが、兎も角何れも消極的幼稚なる點を脱せぬものゝみである。その代表的のものは、一、漁柵捕獲法、二、支那式巾着網捕獲法、三、流網漁獲法、四、地引網漁獲法、其他多種多様に瓦るものである。

就中現在その最も廣く行はれ特筆すべきものは漁柵捕獲法であつて、一定の鹽波に添ふて遊泳する魚族を其の柵内に導き入れる方法で、これが一般に行はれて居る。之等魚柵は水深五尋より十尋内外の海面静かなる場所を選び、魚族が群をなして來る方向に口を開き、待ち構へる方法に依るものである。勿論季節を利し、行動を開始するのである

が、大體に於て熱帶の氣候により自然懶惰となり、長きに亘る労働を厭ひ、出來得る限り勞せずして漁獲せんとする彼等の漁獲方法としては、それが確に理に叶つた漁獲法とも謂へる。

五、漁獲物

主なる魚類は、鯵、鰐、鰐、鯛、ブリトニー、鰐、蟹、蝦、青刀魚、鱈、スザメ、フカ、ノコギリサメ、シウモクサメ、其他である。

その中特筆すべきものはブリトニー魚で、タイ灣でのみ捕獲せらるゝ、特種な魚類と謂はれ、優秀なものである。馬來海岸ラングソン灣が同魚の棲息場であり、これより發し、灣の沿岸に添ふて遊泳し、遂に佛印のゴーコン島に至るものである。

六、主要なる漁業地

タイ國の漁村は殆んど皆河口附近に發達したもので、河の大小は漁村の大小と大體一致して居ることは面白い對照である。その理由の主なる點を擧ぐれば、（一）水族の棲息饒多なる事（二）交通運搬に便なる事（三）淡水を得るに容易で、生活に至便である事（四）漁獲物の賣捌きに便である等であり、これは一面、都會に隣接せる地位を示すものである。

そこでタイ灣沿岸を、（イ）半島の兩沿岸（ロ）中央部沿岸（ハ）東海沿岸（佛領印度支那に接する沿岸）の三區域を以て、主要漁業地と見る事が出来る。

（イ）半島兩沿岸 その南端シンゴラ漁業地は、東海岸はタイ灣に面する英領馬來の境界よりサムイ島に至る間を指し、西海岸はベンガル灣に面したブケット島より、英領ビクトリヤボイントに到る迄の間を指す。之等の地方に行はるゝ漁業は、シンゴラの蝦抄網漁業、チヨンボンのブリトニー魚捕獲漁柵業、バンドンの赤貝採取業及び之等沿岸に點々とする小島には燕巢の特產物がある。これより以南沿岸は海龜卵の採取が盛んである。

（ロ）中央部沿岸漁業地は、バクナム漁村、メクロン漁村、マハチャイ漁村、コーシーチヤン島を擧げ得べく、比較的海底深く、水清澄なるもので、鯵、モロ、矢の魚、磯付魚類多く、又ブリトニー魚の捕獲も頗る多い。

（ハ）東海沿岸（佛印に接する側）一帶の漁村を指し、同沿岸は多種に亘る海產物に恵まれ、漁獲又饒多なれども何れも沿岸漁業の範圍を出でぬ有様である。

七、漁期

漁期は主として季節風に左右せらるは勿論で、左記の如くである。

| | | |
|----------|---------|-----------------|
| 馬來半島東海岸 | 自四月至九月 | 南西を吹く季節風 |
| 同 西海岸 | 自九月至三月 | 北東を吹く |
| 中央部沿岸 | 自七月至十二月 | 比較的の影響を受ける事が少ない |
| 東海岸（佛印側） | 自十月至二月 | 北東を吹く季節風 |

八、沿岸物産

沿岸物産は極めて豊富にして、國內の需要を充す外、之れを海外に輸出する。左に佛歷二四八一年度（一九三八年）に於ける沿岸物産の品目並に價額の國名別輸出統計を示せば、

| 沿岸物産輸出表 | | | | | | | | | |
|---------|---------|---------|---------|----------|---------|---------|-----|----|--|
| 品名 | 英領馬來 | 爪哇 | 香港 | 彼南 | 新嘉坡 | 支那 | 和蘭 | 日本 | |
| 燕巢 | 五〇二九 | 一 | 三一、六九二 | 四二、五八六 | 五〇二一 | 六二 | 八一〇 | 一 | |
| 卵 | 三、四五一 | 一 | 四四六 | 一四七 | 二六五、八五四 | 一 | | | |
| 生魚 | 二六三 | 六五 | 五六一 | 八四、一五一 | 六二、九〇四 | 七〇一 | 八一〇 | 一 | |
| 鹽魚 | 一一九、四一五 | 八七、〇七八 | 二二、六四九 | 一、八九、八八八 | 三、四六三 | 二、四〇〇 | 一 | | |
| 其他魚 | 二二七二 | 一三、六六一 | 八六、四九〇 | 二二七、二九一 | 五六九、七五三 | 二、七六三 | 一 | | |
| 鹽 | 一四、三四四 | 一四三〇、七一 | 三二九、八四三 | 一 | 一 | 一二四、二〇〇 | 一 | | |

以上は現在の輸出に現はれた品名並に額に過ぎぬものであるが、今後採取法を擴大し、經營法の宜敷を得れば、斯業の見込は更に有望なるものがある。其他沿岸物産として、シンゴラの海棉採取、バンドンの赤貝、チヤンタブンの寒天、更に西海岸の真珠貝、高瀬貝採取等は極めて有望なる經濟價値を有するものである。

九、漁業指導方針私案

以上述べた如く、タイ國漁業の現状は統一無く、又原始漁業の範囲を出でざる状勢にあるを以て、今後我が國の抜

術的、科學的指導を俟つの外は無いのである。第一は水產講習所を設けしめ、タイ國青年に近代的な遠洋及深海漁業の教育及訓練を與へることが總體に必要であることである。勿論現に漁業を營んでゐる漁夫に、漁業技術を習得せしむることは困難に近いが、併し年々二十名乃至四、五十名位の若き漁夫を教育することは政府として財政的にも技術的にも實現可能である。而して其の在學中には、科學的漁業の效用及び熟練者使用の利益なることを認識せしめ、規律の價値と時間の尊さを教育し、習慣付けしむることは、タイ國人性格中の缺陷を補ひ、善導する意味に於て特に必要である。

又航海術、海洋學、氣象學についても或る程度の教育を施し、聽て教育された青年がタイ國の漁村津々浦々に送られる事に由つて、彼等は漁業團體の中心となり、漁場保護の指導者と爲り得る様にせねばならぬ。而して斯かる技術的、科學的知識は、今日のところ他に習得する機關がないのであるから、茲に訓練を得たものは一朝有事の際には、又大いに國事の爲に役立せる事が出来る。即ち之等有能漁夫の操る無數の漁船が、有力なる國家攻防の要素たり得る事は、タイ國の如き現状にありては尤も必要なりと信ずる。

第二はタイ國漁業者の社會的地位を改善する爲に、重要漁業地に於ける強力な產業組合運動を推進することである。無力な漁業家も團結すれば零細な資金を持ち寄つて必需品を購入し、又漁獲物を合理的な利益で賣捌き、市場に適宜配達する事も出来る。從つて穀倉を中心とする、華僑漁獲物配給機關をタイ國漁業の手に掌握する事も敢えて難事でない。更に組織と管理の宜しきを得る事であつて、以上二の方針を採用して、政府がこれを導く様にせねば、斷じてタイ國の漁業は今後共發達の望はなからうと思ふ。而してタイ國水產資源の保護、増殖を目的とする各種法規を國民をして遵守せしむるには、農民教育を徹底せしむる外なく、以上の教育制度を政府が率先して建設する事は目下の急

務であると信する。

タイ國漁業政策

タイ國の水産は、從來國庫收入の對象として扱はれたに過ぎない。當國水產局も革命政府成立後大いに改革せられ現在では農務省農務水產課所管となつてゐるが、同課の任務は主として水產稅關係の事務處理に止まつて、積極的水產保護、改良發達の施設は行つてゐない。即ち漁業を行はんとすれば、内陸、海洋兩漁業共に政府の許可を必要とし、漁場料、漁貝料、販賣稅等を納附せねばならぬ。特定湖沼の漁業權及特定島嶼の龜卵採取權、海燕巢採取權は入札制による。定置漁業は漁場料及漁貝料を徵收され、輸出加工品に對して、輸出稅の課せらるるものもある。

斯くて政府が水產に對する關心は、單に財政的境地を出ることなく、收入增加の爲、支那人に獨占的に漁業を請負はせ、保護、增殖等は全然放置して顧みる所なかつたが、偶々日本漁業家のタイ國に進出するもの出で、英國側は英領馬來沿岸近くに出没する日本漁船に對して夙に苦慮せる結果、暗に英顧問の中傷説によつて、タイ國政府をして日本漁業家の退去を強ふるに至つた事件もあり、遂に一九三四年十月別項の如くタイ領海漁業法の公布を見るに至つた。これが爲、邦人漁業家が殆んど絶望的立場に至つた譯である。

次にタイ國領海漁業法改定案の抜萃を左に掲げる。

(一九三四年十月十七日公布即日實施、一九三五年一月十七日第五條末項、第八條、第十一條改正)

第一條 本法ハ佛曆二四七七年タイ國領海漁業法ト稱ス

第四條 本法施行ノ日ヨリ左記各號ノ一二該當スル者ニ對シテハ漁船又ハ漁貝ニ對シ許可證ヲ發給スルコトヲ得ズ

(イ) 外國人(ロ)社員ノ全部ガタイ國ニ籍ヲ有セザル合名會社

(ハ) 連帶無限責任社員ノ全部ガタイ國籍ヲ有セザル合資會社

(ニ) タイ國法律ニ據リ設立セラレタル株式會社ニ非ズ且ツ其ノ株式ノ七五パーセントノ引受人ガタイ國臣民ニ非ザル株式會社

但シ漁貝ニ對スル許可證ヲ有スル外國人ハ許可證取付濟ノ漁船使用ヲ含ム業務ヲ繼續スルコトヲ得

第五條 (イ) 外國籍ヲ有スル船及(ロ)資格ノ如何ヲ論ゼズ外國人ヲ乗組員トスルタイ國籍漁船ヲ、タイ國領海區内ニ於ケル漁業ニ使用スル事ヲ得ズ

但シ本法施行ノ月迄五年ヲ下ラザル期間引續キタイ國內ニ居住スル外國人ニ乗組員ノ全數ノ二十五パーセントヲ超エザル限度ニ於テ漁船乗組員タルコトヲ得

第七條 本法ノ施行ノ爲ニハ當該官憲ハ漁業ニ使用セラルルカ又ハ右ニ付正當ノ嫌疑アル船ヲ臨檢搜查スルコトヲ得

官憲ハ本法ニ違反スル行爲ノ證據タルベキ漁貝及船舶書類竝ニ該船内ニ於テ發見セラレ且ツ其ノタイ國領海内ニ於ケル獲得ニ付正當ナル嫌疑アル漁獲物ヲ押收スルコトヲ得

第八條 タイ國領海漁區内ニアル外國々籍船舶ニシテ本法違反若クハ違反ノ嫌疑ヲ受クベキ相當ノ理由アルモノノ又ハ右違反ガ右區域内ニ於テ行ハレ若クハ行ハレタル嫌疑アルモノヲ拿捕及抑留スル權限アル當該官憲ハ拿捕船舶臨檢ノ結果本法違反付キ信賴シ得ル充分ナル證據アリシ場合當該船舶ヲ牽曳又ハ其他ノ方法ニヨリ法律ニ從ヒ告訴スル爲調査又ハ其他ノ處置ヲ成スニ便宜ナル最寄ノ港ニ引致スル權限ヲ有ス：本法ニヨル刑事違反ノ調査

ハ拿捕官憲ノ權限トス

本法違反ニ使用セラレタル外國々籍船舶ハ……漁貝及船舶内ニ於テ發見セラレタルタイ國領海區内漁撈ニ係ルト
認メラルル漁獲物ハ裁判所ノ命令ヲ以テ沒收スル事ヲ得

第十條 第五條ノ規定ニ該當スル船舶ノ所有者有ラザルトキハ其ノ船長へ該船ヲ使用シタイ國領海内ニ於テ漁撈シ
若クハ漁撈セント圖リタル行爲ニ付キ責ニ任ズベク初犯ニ對シテハ五百銖及其ノ後ノ違反行爲ニ對シテハ毎回千
銖ヲ超エザル罰金ヲ課スベシ

前項ノ船ニ乗組ミテ漁獲シ又ハ漁獲センコトヲ圖リ魚類ヲ保持シ若クハ漁業ニ關係アル他ノ行爲ニ介入セル時ハ
五十銖ヲ超エザル罰金ニ處ス

以上は新規取締項目のみを抜萃したのであるが、タイ國漁業の現状に照し甚だ不可解なる點は、何故斯かる嚴重な
る法令を施ぐに至つたかである。前項に述べた如く、タイ國人の漁業は淡水魚漁業に限られ、而も日常の嗜好魚も然り
であつて、タイ特種の鹹水魚以外に、彼等は淡水魚を好んで居るのである。従つて過去に於ては、日本人漁業家にして
新嘉坡に根據を有しながら、タイ國沿岸漁業許可證を得て、堂々タイ國沿岸海漁業に從事しつつあつたのである。然
るに俄然右の如き漁業法案を定むるに至つた経緯に就ては、事情通のよく知るところなるも、英國官憲の指令による
日本漁業家の同沿岸進出抗止め等に外ならぬ事明白である。又同法案の摘要國と謂へば、外人漁業家と稱するも、日
本漁業家以外には無く、全く日本漁業家に對する制裁にして、其の罰則の峻烈苛酷なる、恰も軍事要塞違反者に對す
る嚴罰に等しいものである。曾て日本沖繩漁業家退去の時、彼等使用の發動機漁船二隻は沒收され、且下華僑漁業家
の使用するところなつて居るとの事である。タイ國漁業法が斯くの如く、特に日本人漁業家進出阻止の爲に今日實施

されつゝあるを想へば遺憾に堪へない。

タイ國棉花に關する報告

バンコック貿易斡旋所調査

タイ國に於ける棉花栽培事業は、タイ農業政策中、最大重要項目の一つにして、タイ國防省が、佛曆二四七六年
(一九三三年度)十萬銖の豫算を以つて、五箇年計畫を實施してより急速に發展し、各地に大規模經營の農園を見るに
至つた。

現今世界棉花價格高騰の爲め、タイ農民の棉花植付をなすものが、急激に増加した。現在棉花植付の盛んなる地方
は、ロイエク縣、ブデム縣、ラジブリー縣、カンチャナブリー縣、バングアーン縣、ピチット縣、ペチブン縣、テツ縣、
スコタイ縣、ビサヌローク縣、ロップブリー縣、パクナンボ縣、サラブリー縣等にして、タイ棉花植付面積は、佛曆二四七
八年(一九三五年度)に一六、六五二疊(約六、六六一エーカー)たりしが、佛曆二四八二年(一九三九年度)の調査
に於いては、三〇、五〇五疊(約一四、六〇二エーカー)と、五箇年間に棉花植付面積は二倍以上の増加を示した。

タイ國棉花製產量は年約六萬ピクル(六十疋標準ピクル)、其の中、國防省營紡績織物工場の消費五千ピクル、商人
の購入量五千ピクル、國內蒲團綿等の消費約四萬ピクルにして、而して棉花輸出は一萬一千ピクルであった。

タイ國農務水產局はタイ棉花事業の發達のため、國內各地三十箇所に棉花試驗所を設け、發達に努力し居りしも、

國際貿易に於いて、綿糸布輸入約二千五百萬銖に及ぶに鑑み、茲に於て一層棉花製産の増大を計畫し、棉花植付の助成を計る一方、棉花精製工場はレイエク縣に一工場にして、需要に應じきれざりしに鑑み、當局は各縣當局と協議、各縣立棉花精製工場を計畫した。

斯の如くタイ棉花事業は着々と進行し、棉花が、國際貿易上、重要な位置を占めるに至るのは、近き將來なりと推定す。尙、タイ新領土は土地肥沃にして、氣候、風土共に棉花栽培に適すと噂され居るも、目下調査中なり。

(貿易組合中央會第二部情報課發表)

タイ國煙草に關する報告

パンコツク貿易斡旋所調査

タイ國政府は昨年煙草統制法實施後、煙草工業國營を計畫し、東方煙草工廠(華僑經營)を買收、國營工場とし、專賣局が管理經營せり。而して該工場は當初、國產種煙草を製造したるに、定價を安くし(タイ地圖印二十本入五サタン)賣出したる處、タイ人の嗜好に適合し、愛用者增加せり。然るに一方外國煙草は依然、其の獨自の市場を維持し、全くタイ政府經營煙草工場製品の打撃を受けざりしため、國營煙草工場はタイ印煙草の外に、上質ヴァヂニヤ種を採用し、白象印を製造せり。

現在、國營煙草工場は、極力タイ國產優良煙草原料の獲得に努力し、煙草試作場に於て生産及び品質の向上を計り

亦煙草適せるやう地味改良の結果、以前は一味當り四十銖の收穫なりしものが、改良後、一味當り一五〇銖の收穫が得らるるに至れり。

政府發表に依れば、佛曆二四八二年(一九三九年)チエンマイ、チエンライ兩縣の植付面積は一万畝(四、〇〇〇エーカー)に達したるも、其の殆んどが英米煙草會社の植付契約に依るものにして其の收穫は悉く英米煙草會社の買收する處となれり。

故に國營煙草工場は農務省と共同し、スコータイに煙草葉工場を設立し、農民に煙草植付の獎勵をなし、指導をなす。其他にカチャナブリー縣の農民に煙草試作の獎勵をなし、チエンマイ縣ビン河の沿岸農民に、外國種煙草の植付を獎勵せり。

この外、更に一月經濟省は全國煙草植付地域の指定を布告、全國七十縣(七十二縣中)に亘り指定し、將來普遍化せしめ、アメリカ種煙草の自給を計畫せり。

現在煙草工業は英米煙草會社が最優位にあり、蓋し其の原料葉をタイ國內より獲得し得らるるに依る。

華僑煙草工廠は原料を悉く外國に仰げるため自然運賃、保險料等が割高となる。故に華僑工廠はアメリカ葉を原料として煙草を製造するも、英米煙草會社と競争するを得ず。

現在市場にて最も賣行好き卷煙草は、「ドラムヘッド」印なり、次いで「フォアエース」印、英米煙草會社製品にして、華僑煙草は種類多きも、賣行に關して、英米煙草會社製品と甚しき懸隔あり。

英米煙草會社の買收も早晚實現すべく、タイ國營煙草工場は、政府の煙草政策の進展と共に、相當成績を擧げるものと信ぜられる。

タイ國陶磁器及び琺瑯鐵器近況

バンコク貿易斡旋所調査

一、陶 磁 器

昨年十二月中タイ國陶磁器市況は全く沈滯し、輸入も殆ど無き悲惨な状態あり。其の原因は昨年中のタイ國經濟界の不況に加ふるに、最近のタイ・佛印間國境紛争の爲め地方商人は恐怖心に捉はれ、又盤谷雜貨中心市場三鴨街も全く閑散なり。昨年後半に於ける輸入は月々二、三百箱程度の少量となりたるが、之は内地原價高に依る邦商以外のタイ、支、第三國人商社の輸入手控へと手形延期續出に基く輸入手控へに依るものなり。

盤谷市中在貨は輸入減少の爲め、日支事變勃發以來のオーバー・ストックは次第に消化され、品薄となり、品物に依りては最近品切となり初めたるが、賣行不良の圖案型のものは依然滯貨の爲め業者の壓迫となり居れり。盤谷に於ける邦商は昨年後半不況打開の爲め努力し地方進出を企て、從來シンガポール、ペナン等に壓迫され進出困難たりし南部が、歐洲戰爭勃發後英領馬來の輸出統制に依るシンガポール、ペナン等よりの輸入困難となり、且ゴム、錫等の好況に在るに乘じ直接進出し、遂に邦商の同志打を生ずるに至れり。

亦從來華僑の獨壇上にて、且抗日ボイコット未だ盛なる北部に某公司は支店を開設し、亦邦商にして販路擴張の爲

め出張するもの十數名を數へ着々販路を擴張しつゝあり。

因に十二月末相場左の通り。(單位銖)

| | | | |
|-------------|----|----|------|
| 陶器スープ皿(綠線入) | 九時 | 一打 | 一・八五 |
| 同 | 八時 | 同 | 一・五五 |
| 同 | 七時 | 同 | 一・二五 |
| 同 | 六時 | 同 | 一・〇〇 |
| 同 | 五時 | 同 | 〇・八〇 |
| 白浮模様入は五士丹高 | 四時 | 一打 | 〇・五〇 |
| 十二角飲鉢(白) | 五時 | 同 | 〇・七〇 |
| 同 | 六時 | 同 | 〇・九〇 |
| 模様入八一一〇士丹高 | 九時 | 一打 | 二・〇五 |
| 陶器スープ皿 | 八時 | 同 | 一・七五 |
| 同 | 七時 | 同 | 一・四五 |

從來僅か數會社にて輸入され居りたる琺瑯鐵器に對し、昭和十四年より某有力貿易商が活動を初め競争を激化せしも、昨十五年はタイ國經濟界の不況に加へ、磅礴への輸出困難により邦人雜貨商の進出を見、全く混亂狀態を

呈し、亦璣卿鐵器市況は一年を通じ一、タイ國經濟界の不況 二、圓爲替の暴騰 三、上海品の流入 四、タイ・佛印國境紛争等の惡條件の爲め不況に沈滯したり。

即ち第一、タイ國經濟界の不況は昨年度タイ米市場悪く、米の出廻り期に於ける安價即ち現在の約二分の一定程度にて產地より大部分出切りたる爲め、農民の金廻り悪く、從つて農民を其の主要消費層とする雜貨は悉く不況となりたり。又政府は富鐵を獎勵し零細民の金を吸集せる爲め、其の不況は拍車を加へられたり。

第二、昨年前半期に於ける日本の米弗乗換、スターリング不安の爲め、當地の圓爲替大暴騰し、一六〇圓より一二一圓となりたる爲め、邦商の蒙りたる爲替損失は五、六十萬銖を超へると見られ、其の結果、邦商は昨年後半には其の活躍を阻害されたり。

第三、昨年を通じ法幣安の上海品が、抗日の爲め品切となり居りたる當地華僑商社に洪水の如く流入し、春夏の候には上海製璣卿鐵器が各地に行渡り、且つ盤谷は過剰となり日々相場は下降し、爲に邦商の受けたる打撃は重大となるも、各商社の努力に依り激烈なる競争の結果市場を奪回せり。

然るに秋に入り亦々香港の政情緊迫せるに依り、香港華商手持品を委託の形式にて大量に輸入し、盤谷市場は其の滞貨の爲め相場下落し、邦品の着原價の約半額となりたるも邦商好く追従し其市場を維持したり。然れども邦商の被れる損失は相當大なりと察せらる。

因に上海品は邦品、中級品位の品質にて皿類、小型ベーシンは二重掛にて、邦品より上質なり。荷造り、荷扱ひ良き爲か損傷少く、將來邦品の原價高が是正さるゝも邦品の強敵なるべし。尙十二月末盤谷卸賣相場左の通り。(單位銖)

璣卿鐵器ベーシン

四〇銖 一打 四・一〇

| | | | | |
|---|------|----|----|------|
| | 三六 | 四〇 | 同 | 三・七五 |
| | 二八 | 三二 | 同 | 二・四〇 |
| | 二〇 | 二四 | 同 | 一・三〇 |
| 同 | 一四 | 一三 | 同 | 〇・九五 |
| | 一四 | 一〇 | 一打 | 六・八〇 |
| | 一四 | 三一 | 同 | 三・〇五 |
| | 三五 | 三五 | 同 | 二・六〇 |
| | 四〇 | 二四 | 同 | 二・七〇 |
| | 二〇 | 二四 | 同 | 三・五五 |
| | | | | 一・二〇 |
| 同 | スープ皿 | | | |

(貿易組合中央會第一部情報課發表)

國防省屠殺場新設

バンコック貿易斡旋所報告

盤谷クロントイ屠殺場、今般國務院の准許あり、三井物産株式會社請負に依り、建設されることに決定す。

情報局發表する處に依れば、目下國防省軍需部に依り着手されつゝある屠殺場は、屠殺室、畜養場、冷凍室を含む東洋一大規模、且つ現代式の屠殺場にして、屠殺室は建築設備最も完全にして、屠殺能力は毎日、黃牛五〇〇頭、水牛二〇頭、牛二〇頭、綿羊二〇頭、豚二〇〇〇頭、約六〇〇噸の生肉供給可能である。冷凍室は冷蔵肉類三〇五噸、(約水牛及黃牛一、二七〇頭)、黃牛肉冷藏室一三五噸(約黃牛五六〇頭)、豚肉冷凍室九〇噸、この外に冷藏鮮魚約一〇噸、果實冷藏室三五噸、製水能力毎日五噸を供給する能力を有す。

右一切落成の暁は、盤谷供給は勿論、國外にも月額六〇〇噸の生肉を供給し得、且つ國內人民の新鮮なる果實、野菜の供給問題も解決する事となる。

(貿易組合中央會第二部情報課發表)

一九四〇年十二月タイ國銀行營業報告

タイ國大藏省報告に依る、昨年十二月タイ國銀行營業報告左の如し。

債務之部

一、國內短期債務

五五、四五四、一五六、七七

二、國內定期債務

一七二、二六五、五九六、七六

バンコツク貿易斡旋所報告

| | (單位—銖) |
|---------------------|---------------|
| 一、國內金塊條 | 八、九六二、九五七、八四 |
| 二、外國紙幣及銀貨 | 一九、一二八、七二 |
| 三、タイ國紙幣 | 一〇、四三九、二九二、一八 |
| 四、タイ國銀貨及補助貨幣 | 九二、一四一、一三三、二七 |
| 五、他銀行預金 | 五一、七一、八〇 |
| 六、國內銀行營業に依り發生せる國外資產 | 五八二、八五 |
| 甲、ロンドン | 九五、七一、八〇 |
| 乙、香港 | 一二、九〇五、七五九、〇〇 |
| 丙、シンガポール | 一五、三五七、六六 |
| 丁、其他 | 一一、七四一、七五八、〇一 |
| 七、貸付 | 八、二七六、七一八、二〇 |
| 甲、國內擔保貸付 | 六、五七六、八四九、四四 |

乙、其　他

二九、六六一、四九九、七八

九七三、二六六、九一

八、受取手形

六、五四四、三三二、五九

九、國内産業貸付

甲、タイ政府及タイ政府保證

二、〇八四、七九五、八五

乙、其　他

二、〇五一、二八八、六三

十、債務人より移譲されたる不動産

六三九、二七九、〇五

十一、銀行建物其他

九二、一四一、一三二、二七

合　計

タイ・佛印平和條約調印

歴史的調印式、首相官邸に開催

進めた結果、五月四日三國代表部間の合意全く成り、ついでタイ國は翌五日、フランスは八日、何れも本國政府の名に於て正式受諾の回答を齎したので、茲に一切の手續は完了するに至つた。よつて之を確認すべき歴史的正式調印式は、五月九日午前十時より首相官邸大廣間に於て舉行された。

定刻、日本側松岡外相、松宮大使、佛印側アンリ駐日大使、ロバン名譽總督、タイ國側ワントイ殿下、セナ駐日公使、サストラニム參謀總長、ワニット商務局長等の三國全權をはじめ、各國委員、隨員その他關係者一同入場、先づ日、佛、タイ三國語の正文三通より成る「フランス國、タイ國間平和條約」及び「地域の撤退及び引渡の態様に関する議定書」に對し、佛國側アンリ、ロバン兩全權及びタイ國側ワントイ殿下はじめ三全權の署名調印が嚴肅のうちに行はれ、次いで「保障及び政治的諒解に關する日本國、フランス國間議定書」に對し、佛國側全權及び松岡外相、松宮大使兩全權が署名調印し、更に「保障及び政治的諒解に關する日本國、タイ國間議定書」に對し、日・タイ兩國全權がそれゝ署名調印を行つた。

續いて「國境劃定委員會の構成及び運用に關する議定書」、「非武裝地帶に關する規定の履行に關する議定書」に對し、順次三國全權の署名調印が終了した後、松岡外相祝辭を述べ、之に答へてアンリ、ワントイ兩國首席全權より親愛なる謝辭の披露があつて、出席全員起立、乾杯して同十時五十分閉式した。

右に關し情報局では次の如く發表、條約並びに議定書内容を明かにした。

情 報 局 發 表

タイ・佛領インド支那間國境紛争解決を目的とする調停條項は、去る三月十一日關係三國間に署名を了し、爾來二

ヶ月に亘り右調停條項の條約成文のため、佛・タイ兩國代表間に討議が繼續され、調停委員たる帝國代表またこの間善旋の勞を執りたる結果、遂に關係國間に完全なる合意成立し、九日フランス國及びタイ國間平和條約の正式調印を完了した。

帝國政府がタイ・佛領印度支那間國境紛争解決のため調停會議を東京に招請して以來、三ヶ月餘の短期間ににおいて所期の目的が完全に達成せられたことは、帝國政府が終始一貫東南亞諸國の善隣友好關係の樹立と、これ等諸民族の共存共榮の理想實現のため誠意を盡して努力した結果なることは勿論、紛争當事者たる佛・タイ兩國政府が各々わが國の意の有る所を十分に認識し、眞摯問題の圓滿解決のため交渉に當られたその成果である。かくて東南アジヤの平和と秩序とが新なる基礎の上に確保せらることとなつたことは、東亞新秩序建設途上、更に一新紀元を開くものであつて、兩當事國政府と共に帝國政府の頗る欣快とする所である。特に本條約成立と同時に、さきにわが國と佛・タイ間に取交された往復文書が正式式文書として署名調印せられ、茲に日・タイ及び日・佛印間にそれゞゝ善隣友好關係の樹立、經濟緊密關係の増進並びに政治、經濟、軍事に關する諒解の完全成立を見たことは實に意義深き會議の成果であつて、關係國間の緊密關係はこれによつてますゞ強化せらるべきことを確信する。

條約及議定書内容（要旨）

フランス國、タイ國間平和條約

平和條約は去る三十一日假署名した調停條項を條約の形式に取纏めたもので、其の内容は一、三の點を除き大體調

停條項の内容と同じく、前文及び末文の外十二箇條より成つてゐる。前文に於ては兩國が佛領印度支那「タイ」國間國境紛争に對する帝國の調停を受諾し、國境紛争の再發を防遏するため國境の再調整を行ひ、且つ國境地帶における靜謐の維持方法に關し協定するの必要を認め、佛「タイ」間傳統的友好關係を完全に恢復せんことを希望したるがため本條約を締結するに決した旨を明かにし、本文中においては佛「タイ」間に友好關係が恢復せらるべく懸案解決のため速かに直接外交々渉を開始すべく（第一條）國境の再調整を行ひ、「パクライ」「バサック」地方並に「カンボヂア」の大部を「タイ」國に割譲し（第二條）、國境劃定事業を行ふため委員會を設置し（第四條）、割譲地域の「タイ」國への編入の條件を規定し、その中において割譲地域中「カンボヂア」に屬する部分を非武装地帶とし、割譲全地域内における佛「タイ」兩國民の絶対平等待遇及び「ルアン・プラバン」王室陵の尊重を定め（第五條）、非武装地帶内においては「タイ」國は警察隊のみを維持し得べく又要塞、軍用飛行場等を存置し得ざるものとし（第六條）、割譲地域、内の住民の國籍の變更、居住及び財產の移轉に關する原則を掲げ（第八條）、割譲より生ずる國家間の財政上の主張を「タイ」國に依る「フランス」國への六百萬「ピアストル」の六年々賦支拂に依り解決し（第九條）、將來本條約に付き紛争の起つた場合には帝國の調停に付託する（第十條）等を規定してゐる。而して本條約は署名後二月以内に東京で批准書を交換することとなつてゐる。

因に第一條に依り調整せられた佛領印度支那「タイ」國間國境は左の通りである。北方より始まり佛領印度支那「タイ」國及び「ビルマ」の國境の接合點より發し、「メコン」河に沿ひ同河が十五度の緯線を切る地點に至る（メコン）河上の「コン」島は引き佛領「コータヌ」島は「タイ」國に歸屬す。それより西方に向ひ十五度の緯線に沿ひ、次で南方に向ひ「シエムレアブ」州と「バッタンバン」州との現境界が「グラン・ラック」に終る地點（スン・コンボト）

の河口)を通過する經線に沿ふ、「グラン・ラツク」上に於ては國境は「シエムレアブ」州と「バツタンバン」州との現州境が同湖に終る地點(「スツン・コンボト」の河口)と「バツタンバン」州と「ブルサト」州との現州境が同湖に終る地點(「スツン・ドントリ」の河口)とを結ぶ半徑二十「キロメートル」の圓弧に依り構成せらる。「スツン・ドントリ」の河口より南西の方向に「バツタンバン」州と「ブルサト」州との現州境に沿ひ、右州境と佛領印度支那「タイ」國間の現國境との會合點「カオ・クウブ」に至り、それより現國境に變更を加ふることなくして之に沿ひ海に至る。

本條約には地域の撤退及び引渡の態様に關する議定書、國境劃定委員會の構成及び運用に關する議定書並に非武装地帶に關する規定の履行に關する議定書が付屬して居り、その内最後の一議定書には帝國政府も當事國として署名してゐる。

保障及び政治的諒解に關する日・佛及び日タイ・議定書

本件二議定書は三月十一日調停條項に假署名の際、日佛兩國委員間及日「タイ」兩國委員間に往復された文書の趣旨に従ひ作成されたものであつて、日佛議定書は前文において客年八月卅日の松岡外相「アンリー」大使間往復文書の精神に基き、且つ佛「タイ」間友好關係の安定を確保せんことを希望し議定書を締結したる旨を明にし、本文において帝國は前記佛「タイ」平和條約及び其の付屬文書に具現された紛爭の解決が決定的にして且つ變更し得ざるものなることを保障し、これに對し佛國は右保障を受諾し、日本・印度支那間善隣友好關係の樹立及び經濟的緊密關係の増進に努むることを約すると共に、帝國に對し直接又は間接に對抗するが如き性質の政治上、經濟上又は軍事上の

協力を豫見する何等の協定又は了解をも印度支那に關し第三國と締結するの意思なきことを宣言してゐる。本議定書も署名後二月以内に東京で批准書を交換すべきこととなつてゐる。日「タイ」議定書は前文に於て客年六月十二日の日「タイ」友好條約を引用したこと及び本文に於て第三國との協定又は諒解に關する部分に地域の限定なきことを除いては日佛間のものと全く同一の内容を有するものである。

松岡外相挨拶

本條約は昨年以來約半歲の間タイ・佛印兩國の間に漂つてゐた暗雲を一掃し、兩國間の友好親善關係を回復さすものであるのみならず、且これを將來に瓦り確保するものであります。佛・タイ兩國關係において實に新紀元を劃すべき第一頁でありまして、われ々は衷心より兩國に慶賀の意を表したいと存じます。現に世界を擧げて戰爭の脅威に怯えつゝある今日、この事實は極めて意義あることといふべきであります。

また私がこの際特に指摘したいことは調停條項の署名當時に、わが國と佛・タイ間に取交はした往復文書を本條約成立の機會に正式の文書としてこれに署名調印せられたことであります。これによりわが國は新國境を保障すると共に、タイ及び佛印に關する善隣友好關係の樹立、經濟緊密關係の増進並びに政治、經濟、軍事に關する諒解を遂げたのであります。かくして日・佛・タイ三國間の關係が著しく緊密にされ強化されたのであります。帝國としてはこの強化された緊密關係は外部からのためにする不純なる策動、謀略等によつて罅が入つたり、また崩壊する様などなど決してあつてはならないと考へてゐるのであります。

本年一月、帝國が調停を申入れまして以來三ヶ月半を過ぎましたが、この期間に平和に貢獻する本事業を成就せし

むることを得ましたのは、全く佛・タイ兩國全權委員が東亞全局、延いては世界現下の情勢を認識せられ、誠意を以て交渉に當られたる結果であると深く信じ、かつその努力を多とする次第であります。

佛國全權答辭

東京において行はれた交渉が佛領印度支那・タイ王國間の恒久的平和を意味する妥結に到達しましたことを松岡閣下とともに慶祝致します。そもそも今會議は日本帝國政府の發議によるものであつて、私共の衷心感謝するところであります。

次に私は深き理解と一般的融和に對する強き希望とをもたるゝ松岡閣下と、閣下の主宰された秀でた日本國代表部に對し感謝の意を表するものであります。動搖多き現情下の國際情勢において、私共は今次交渉が強固なる平和をもたらしたことを見福せざるを得ません。この幸運こそ私が心から佛・日・タイ三國のために希願してやまないものであります。

タイ國全權答辭

タイ代表團としては日本調停委員各位が如何に熱心に努力せられたか、また如何に多くの困難と闘はれたかをよく承知してゐる。故にこの機會においてタイ國側の深甚なる感謝の意を銘記する。いまやタイ・佛印間に友好的關係が回復せられた。私は今次交渉において示された相互の良好なる諒解は、日本政府の保障と相まって東亞における平和と安定との増進をもたらすべきを堅く信ずる。

雑苑

カムボヂヤ人及びラオス人の宗教

山川壽

I は し が き

佛領印度支那の種族は、安南人、カムボヂヤ人及びラオス人に大別し得る。その他チャム人、高部東京の山地盤及び安南山脈の山地盤等があるが、何れも文化程度低く政治的には殆んど問題とするに足らぬ弱少種族である。右の三大種族の中、安南人が支那文化の影響を受けてゐるに對し、カムボヂヤ人及ラオス人は共に印度文化の恩澤を蒙り、その生活様式等に於ても多分に印度的要素を見出しえる。

後者の社會生活が前者のそれと全く別個のもので、同じく印度文化圏に屬するタイ人の社會生活と類似點を有するのには、このためである。この一點より以てしても、今次タイ・佛印協定の結果、カムボヂヤ及びラオスが一部でもタイ國に割譲されたことは、當然の事實と云ふことが出来る。

今次紛争の対象となれる兩邦の一般的事情に就いては既に屢々繰り返されたるを以て、本篇は之が宗教の説明に限定し、先づカムボヂヤより述ぶることとする。

II カムボヂヤ人の宗教

カムボヂヤ人の宗教は小乗佛教と精靈崇拜である。その他古代カムボヂヤを風靡し、アンコルの大伽藍として顯現せる婆羅門教も擧げ得るが、現在では殆んど影を絶ち、僅かに王室の儀式にその名残りを留めてゐるに過ぎない。

(イ) 小乘佛教

小乘佛教は大衆の間に確固たる基礎を有し、現カムボヂヤの國教と稱し得る程の勢力を有してゐる。十四世紀末、タイのカムボヂヤ征服により移入されたものであるが、この佛教が斯くも勢力を獲得し得たのは、鞏固な組織と嚴格な階級制度を備へる有力な僧侶の團體が、學術知能の中心をなすと共に大衆に初等教育を行ふと云ふ事實に基因してゐる。亦僧籍に入ることは永久的誓約を必要條件とせぬため、カムボヂヤ人の子弟は成年前は新發意 *sāmanera* として、成年後には僧侶 *bhikkhu* として、黃衣の下に數箇月を送るを普通とする。斯くて信仰の初步的原理が民衆の間に擴まり、普及される。宗教上のこの單一性、統一性は、安南の宗教の限りなき複雜性と好対象を示してゐる。經典は巴利語で書かれてゐる。教義の中心をなすものは三藏で、經、律、論の三部に分れる。經(修多 *Sutta*)は佛が隨時弟子に説いた教説の集録であり、律(毘奈耶 *Vinaya*)は佛教團體の規律を定め、論(阿毘達磨 *Abhidhamma*)は形而上學にして、修多を體系化したものである。就中五世紀頃セーロンに住してゐたと云はれる佛音 *Buddhagosa*

の手に成るものは最も著名である。然し巴利語の三藏を理解し得る者は極めて少い。従つて一般大衆は、佛の前生を説いた本生經 (*Jataaka*)、佛の後生及涅槃に關する若干の抄錄を知ることで充分とされてゐる。輪廻論は特殊の教訓的、布教的價値を有するものとして屢々引用される。

毘奈耶の命ずる僧侶の戒律は極めて厳格である。不殺生戒、不偷盜戒、不邪婬戒、不妄語戒、不飲酒戒の五戒 (*Pannasila*) は、僧俗共に遵守を要する根本的の戒律であるが、この他、僧は喜捨のみによつて生活せねばならず、食事は朝一回攝るのみで午後は食を断ち、且つ絶對的に純潔を守らねばならない。更に牀に寝ること、裝身具、香料を用ふること、金銀の贈與を受くることは固く禁じられてゐる。然し以上の戒律は、單に理想的、純理的規律に過ぎず、現實には著しく緩和され、僧侶は比較的安易な生活を送つてゐる。

毎月二回、新月と満月の日に懺悔の集會が催され、波羅提木叉(解脱)の讀經が行はれる。

佛陀に對する禮拜は、花、蠟燭と香を手向けて行はれる。年中行事の中、最も重要視されるものは、七月より九月末にかけて行はれる參籠 (*Vassa* 巴利語) である。參籠の開始と共に本堂には大きな燭火が點ぜられ、全期間を通じて燃される。斷食、瞑想、祈禱の期間として、僧侶は一切の旅行を禁じられる。僧院に籠り、毎夕佛像の前に長い祈禱を捧げねばならない。參籠の終りを知らせるものが孟羅盆會である。孟羅盆會の最終の晩には、死者の靈を冥土に歸す燈籠流しが行はれる。芭蕉の皮で作った小さな筏は、死者の靈を乗せて水上を流れ去る。參籠の終りに、僧に齋が供せられる。後者にとつては最も簡単な善根の施し方である。

季節的行事の他に、開眼式、得度式等がある。且つ又僧侶は俗人の家庭的儀式に列り、元服の時に髪を切り、婚儀には司會の役を務める。葬禮が僧の重要な役割であることは云ふまでもない。

寺院 Vat は僧院と本堂より成るを原則とするが、多くの場合は兩者の役割を同時に兼ねた本堂 Vibara が唯一一つあるに過ぎない。本堂の入口は東方、出口は西方にある。石で作つた臺の上には一基、時には數基の佛像が奉置されてゐる。祭壇の前に説教壇がある。本堂を中心とし學校、圖書庫、納骨堂が棟を並べて建つてゐる。圖書藏は棕櫚の葉に書いた經文を所蔵する。現在カムボヂヤには二つの宗派がある。Mohankay(Mohankaya) 派と Thommayut (Dhammayutt) 派が之である。後者は一八六四年のタイの佛教改革により興つた新興宗派である。從來機械的に經文を讀むを以て足るとされてゐたのに對し、僧侶が經典に關する眞の知識を獲得すること、更に僧侶の訓練をより強化せしめることを目的としたものであるが、カムボヂヤに於ては傳統の Mohankay 派に壓せられ、殆んど何等の影響を與へてゐない。

(ロ) 精 靈 崇 拜

カムボヂヤ人は惡鬼、惡靈、亡靈の存在を信ずる。亡靈は幽鬼又は動物の婆で、地獄で現世の罪障を償つゝ後、人間又は神の形で再生する。萬有精神論的見解がこの域にまで徹底してゐるのである。

地獄にある亡靈、惡鬼の群は、現世に現はれて生者を脅し、殊に病氣に罹らしめる威力を有する。この病氣は醫師を以てしては治癒することを得ない。亡靈を退散せしめるには、家の守護神に依頼せねばならぬ。斯くて祈願者と守護神との媒介的役割をなすべき祈禱師の存在が必要となる。家の守護神を Arak、祈禱師を Mi-Chong-Araz と云ひ、老女が主にその任に當つてゐる。

先づ病人があると、祈禱師が招かれる。彼女はアラクを呼び招き、次いで水、油、酒を以て崇られた病人を聖める。

更にきんまを強く噛み、赤く染つた唾液を病人の頭から始めて體全部に吐きかける。汚い話だが、惡鬼が之を嫌ふので、以て死に到らしめんとするのである。若し病人が治癒すれば、アラクに盛大な祭祀を行ひ、感謝の意を表する。時には醫師が、呪文を唱へ、病人に一種の暗示的療法を行ふことがある。カムボヂヤ人の病氣に對する心理を、巧みに利用せしものと云ひ得よう。

數ある惡鬼、亡靈の中、「餓鬼」は最も恐れられる。餓鬼を Beisach と云ふ。飢えに苦しむ餓鬼は現世に現はれて凡ゆるものを喰ひ盡す。飢餓は餓鬼の所業である。この惡業を防止すべく、地上に米が撒かれ、荊棘の中には食糧が準備される。

然し產褥に死んだ女の亡靈も、亦恐るべき災害を與へる。之を khnoch-préai と云ふ。「邪惡の死者」の意味である。生まれ出づる吾兒を見ず、產褥の苦痛の中に死んだ女の靈は、成佛することを得ずしてこの世に現はれ、凡ゆる害毒をまき散らす。時には石や砂を落下して住民の眠りを妨げたり、恐ろしい病氣を傳播したりする。人に危害を與へる猛獸は、この惡靈の化身した姿である。

心臓病、嘔吐、眩暈は、惡靈が風に乗り呼吸と共に體内に飛び込むがためである。この病氣を khyal-shap と呼ぶカムボヂヤ人は鬱蒼たる森林、高山には惡鬼が棲み、此處に入る時は祟られ重病に罹ると信じてゐる。殊に森林中を流るゝ河の水を呑んだ場合は、必ず不治の病氣に罹る。河水は惡鬼の良き接觸なるが故である。このカムボヂヤ人の觀念は悪氣候、不衛生の山嶽地帯の登山防止の役割を果してゐる。偶然に迷信が合致せるものか、亦は賢明なる爲政者が民衆の迷信を利用したものかは詳かでない。一説には印度人が之を宣傳したと云つてゐる。⁽¹⁾

彼等は前兆を信する。惡兆は鳥、獸の出現を以て豫測することが出来る。例へば梟が夜中病家の上を飛ぶ時は、死

の前兆であり、山中にある Oula（鳥の名）の飛ぶ方向及鳴聲の響く一帯は、病人が生ずると考へてゐる。狼、蛇の出現は何れも不吉の前兆である。

斯くて之等天、地、水、川、森林、樹木等至る處に存在する精靈に對し、その祟りを避止すべく種々の祭祀が行われる。

(ハ) 婆羅門教

婆羅門教が往時の勢力を失墜し、現在に於てはカムボヂヤ王朝の儀式にその見窄らしき痕跡を留めてゐるに過ぎぬことは、既に述べた如くである。

大衆は既にシヅ神モリンガも全然喪失し、之に何等の關心を有してゐない。

宮殿に於ける婆羅門僧の役割に就いて、コデト氏は左の如く述べてゐる。

「彼等は宮殿に於て古代婆羅門神の祭祀を遂行する。神像は金屬で作られ、王が軍を指揮する時、婆羅門僧は之を奉置して王に隨行する。王が新年の儀及び大儀式を遂行する時、若くは戰前、戰後に、禊を行ふ時、彼等は金糸で縫取れる具に水を満たして王に差出す。亦公子の葬儀に際しては火を放つ役割をなす。」⁽³⁾

その他彼等は聖劍を守護し、婆羅門像を禮拜し、階級を表はす紐を帶び、訛の多い梵語で書かれた祈禱書を傳へる。經典の文字は古文學的研究の結果、古代カムボヂヤのそれよりも極めて後世のものである。現在の婆羅門僧が古代婆羅門の直系ではないとみる説の有力な論據である。

婆羅門僧は他のカムボヂヤ人と同様に佛教を信仰し、祭日には佛寺に參詣してゐる。

註1. Moura, Royaume du Cambodge. P. 130

2. Coëtès, Religionsindiennes du Cambodge et du Laos. P. 267 (Maspero, L'Indochine)

3. 同書 同頁

■ ラオス人の宗教

ラオス人の宗教はカムボヂヤ人と同様、小乘佛教である。然しラオスは極めて迷信に厚く、従つて、佛教徒と云ふよりは寧ろ精靈崇拜徒と云ふ方が、より以上適切かも知れない。事實彼等は教旨の何たるかを殆んど知らず、唯寺院に奉置された佛像に供へ物を獻じ、判らぬ儘に經文を誦するの程度である。

「小乘佛教は彼等の處ではその本來の姿を喪失し、唯に祭祀を遂行し、豪奢に建立された寺院の廻りに群れ集ひ、笑ひ騒ぐ機會と墮した。」⁽¹⁾

斯くの如き現状にある佛教ではあるが、僧侶はラオス人の社會生活に重要な役割を演じてゐる。彼等は全ての儀式を司祭し、且つ青年の唯一の教育者であり、指導者なのである。僧侶は階級制度より成る。高位に就くを欲する者は、名刹の暉高寺院に於て數年間修行をなし、智德を修めねばならない。

僧侶はサンボットを穿かず、踵までの長い黄色の衣を着し、左肩より同色の肩掛を掛けてゐる。首には珠數を掛け頭部は剃髪する。ために炎天下を歩く時は、紙で作つた傘又は蒲葵の大好きな葉を以て陽光を蔽ふ。

ラオス人の慣習は寺院の維持費及僧侶の生活費を、全て村民に負擔せしめてゐる。従つて僧侶の生活は安定されてゐる譯であるが、佛陀が布施を求めた故事に倣ひ、朝晝二回に托鉢せねばならぬ。朝の托鉢は六時頃に行はれる。柳

で作つた籠を肩に掛けた僧侶の群は、豆太鼓を叩き乍ら戸口から戸口へと訪れ巡る。各家は籠の中に煮米(rizwit)で作つた團子を入れる。托鉢が終ると、檀家の者が交互に寺院に副食物を運ぶ。僧侶は之を廣間で受け、木又は藤の皿に配分する。住職のみが銅皿を使用することが出来る。皿は新發意の手で僧庵に運ばれる。僧侶は食事に先立ち、村民に對する感謝を意味する經文を誦す。この朝食を Sam Kan sau と云ふ。

晝も同様托鉢が行はれる。朝の托鉢の如く豆太鼓を叩かず、その代りに鐘を打つ。晝の食事を Sam Kan - hen と云ふ。

朝、晝の二食で、晝からは翌朝までは何二つ口にしない。飲物は専ら清水を用ふ。

僧侶は慇懃生活を強むられる。破戒僧は寺院を追はれる。

斯く述べると僧侶の生活は厳格なるが如き感を與へるが、事實はもつと寛大である。祭の日など、僧侶は公然と俗人と交り、共に飲み喰ふことも許されてゐる。「僧侶とも人間である」之がラオス人の僧侶觀である。⁽²⁾「人間性の弱さに對する寛大こそは、ラオス人の特質である。」

寺院(Vat)は本堂(Vihara)、遺物匣(that)及び參詣人休憩所(sā'ás)より成る。本堂の附近には佛陀の寂滅を記念せる菩提樹が植えられてゐる。

本堂(vihara)は矩形状をなし、四方は壁に圍まれてゐる。堂内は並列せる圓柱を以て三分される。

表玄關は東方にあるが、その他内玄關が二つあり、各玄關は外廊を以て連結されてゐる。

本堂の屋根は高く且つ傾斜が急である。棟瓦の稜は突出ており、一見象の鼻の如き感を與へる。

佛陀、釋迦無尼の像は本堂の奥に奉置される。稀には石又は銅製の像もあるが、多くの場合は木に漆を塗つたもの

で、瞑想の形で坐禅を組んだ形が多い。佛像は大きく、威嚴に富んでゐる。佛陀の足下にある蓮華の側には、諸佛の像が並置されてゐる。佛壇の前に燭火臺がある。木材で透細工が施されてゐる。

稍大きな本堂には、寫本を保存すべき小藏書倉が附屬してゐる。木造で漆を拭り、基枕上又は高い臺石の上に建てるものである。

「ラオス寺院の裝飾は絢爛を極めてゐる。嘗てラオスが多量の金を產出してゐた時代には、主な寺院は金箔で塗られ、その燦然たる金色の色は夕陽に映えて限りなき美觀を呈してゐた。往昔の面影今はなきと雖も、未だに色硝子、着色の美しさは見る者を夢幻の境に導き入れる。」⁽³⁾

着色には朱を頻繁に用ふ。圖案は花模様が大半を占め、屏、窓の戸には佛陀に絡まる種々の傳説が彫刻されてゐる。この裝飾の多様性は、ラオス寺院の外觀上の特色たる嚴然さと不調和を示してはゐない。寧ろ反對に柔軟さと神秘的優美さとを與へてゐる。

ラオス人は他面、精靈崇拜徒でもある。人間の體中には多數の精靈が存し、この集合的、且つ綜合的活動により生命の灯が燃えると考へてゐる。之等精靈の數は極めて多く、三十二を數へる。即ち左の如くである。

| | | | |
|------------------------|------|-----------------|-----|
| Posa | 毛髮の靈 | Loma | 鬚の靈 |
| Nak Kha | 爪 " | Than Ta | 齒 " |
| Ta sho | 皮膚 " | Mang sang | 肉 " |
| Naha Lou | 神經 " | At Thi | 骨 " |
| At Thi Mang Sang | " | Vaz Khang | 膜 " |

| | | | |
|---------------|----|--------------------|-----|
| Hat Tha Nhang | 心臓 | Nha Ka Nang | 脾臓 |
| Kiloma Khang | 腹膜 | Pi Ha Khang | 肝臓 |
| Papha Sang | 肺臓 | An Tang | 大腸 |
| An Ta Koumang | 小腸 | Outha Lin Hang | 消化器 |
| Kali Sang | 榮養 | Mat Tha Lung Khang | 脳 |

以上二十の精靈は父から、以下の十二は母より與くべし。

| | | | |
|---------|------|---------------|---------|
| Pi Tang | 膽汁の靈 | Som Hang | 胃液の靈 |
| Bupho | 關節液 | Lo shi Tang | 血液 |
| Setho | 汗 | Metho | 惡息を發する物 |
| At Sou | 涙 | Nat sa | 脂肪 |
| Khe Lo | 唾 | Sing Kha Nika | 知能 |
| Lasika | 瞳 | Mnt Tang | 尿 |

右に列舉せし精靈以外に、人間が活動するためには Chelasik 良心の靈、Nam Matham 姓名の靈、Lupatham 回想の靈、Lupa Khan 判別力、Sang Kha La Khan 反省力の靈、Sam Nha Kham 判斷力の靈、Nethana Khan 思考力の靈及る Vinhana Khan 理想の靈が必要である。

死後精靈は肉體を離れ、蜜蜂の群の如く空中を飛ぶ。天上に於ては互ひに分離し、各々定められた道を歩む。地上に於て善をなせる者の精靈は幸福な生活に入る。即ちそのある精靈は天使となり、他は再び現世に現はれ、富と名譽

が兼ね備はる人間を形成する。之に對し悪人の精靈は「冥界の王」Phaya Nhon Phi Bane の面前に引出され、犯せし罪の裁斷を受けねばならない。

之等の精靈は神の命により再び結合し、新しい人間の出生に必要な要素を形成する。然し精靈は一度び分離すれば再び會つても互ひに顔を見忘れてゐる。⁽⁶⁾ ラオス人は人が前世のこととに記憶なき理由を、右の如く説明してゐる。人間を組成する精靈は、亦森羅萬象を支配する力を有つ。之を崇拜し祭祀を行ふ時は善靈となり、その加護を受けふことが出来るが、之を蔑視、供養を怠りたる時は惡靈と化し、種々の祟り、懲罰を受けねばならない。天災異變は全て惡靈のなせる業である。時ある毎に祭祀が營まれるのはこのためである。

- 註一 Cabaton, L' Indochine, P. 63
- 2. Gosselier, Le Laos, P. 229
- 3. Alb. rti, L' Indochine d'autrefois et d'aujourd'hui P. 235
- 4. " P. 236
- 5. Le Laos, P. 173
- 6. " P. 106

IV む す び

以上の記述に見る如く、カムボヂヤ人及ラオス人の宗教は、その社會生活に深く結び付けられてゐる。彼等がタイ人と同様に佛教徒たることは餘りにも衆知の事實ではあるが、反面精靈崇拜なることは比較的に看過されてゐる感

みがある。然し前者が移入された宗教なるに對し、後者は民族と共に發生せる宗教で、彼等の心の奥深くに喰喰つてゐる。佛教を信仰する彼等は、この原始宗教の崇拜に何の矛盾も、不自然さも感じてゐない。この兩宗教の關聯性及び社會生活に及ぼせる影響を認識せずしては、彼等の眞の姿は把握し得ない。小稿がこの研究のため小さな捨石とならば、筆者の望外の喜びである。

附記 小稿は筆者が佛印・タイ視察旅行の出發直前に記述せるもので、そのため手持材料のみしか使用し得ず、多々不備の點あるを免れない。讀者諸賢、編輯子の御寛恕を乞ふ。

タイ維新革命の前夜

南澤十七

一

荒れた肌に香油剤を塗したとでもいつたやうに、タイの六月は、山肌といはず、龜裂に喘いでゐる平地といはず一齊に艶々しい光澤を添えて、限りない希望を人々の心に燃やすのである。

タイの降雨期が始まつたのだ——タイでは米の播種準備が始められようとしてゐるのである。

紺布のやうな霧幕の中に、銀線の矢のやうな強く鋭い光が幾條も大地さして突きさゝつて行く。

それは豊年を豫言する雷神の聲でもあるのだ。沛然と降り注ぐ瀧雨には、時に居城のやうな稻妻が、天と地との間に現はれて来る。

水耕人は、これを仰ぎ見ては力強い笑ひを浮べ、水牛は脊肉を愉し氣にビクつかせて、黙々と水田に聖氣の感觸を味つてゐるのである。

こゝバンコック郊外を巡る廣大な水田にも、耕作が早くもそここゝに營まれ、蛙群の聲は、土精の妙を響かせて、働く人々に多くの活力を傳へてゐる。

心地良く、水牛の引く耕鍬が、水田の土を掬ひ上げる音に、雨足が調子を合せるかのやうに聞えてくるのを無心に聞き惚れて、疲れを知らぬ一人の水耕人がゐる。同じ廣莫とした水田線には數へるほどの

水耕人しか見當らない。

その一人の水耕人は年の頃まだ四十もあるかならぬ程であるが、色は赤銅色に焦げ、でつぶりと肥大した恰幅の良い男である。

一寸水田の耕人とは見られぬ、卑しからぬ人品である。



將少軍陸シホバ・ヤビ

それもその筈、彼こそは、建國六百年來の專制君主政治下に於ての暗雲と動搖の多い祖國をして、民族的飛躍と國體を永遠の安きに置かんとする熱望から立憲君主政治を樹立せざるべからざることを唱へて、その同志を糾合してゐた大立物ビヤ・バホン・ボル・ペユハ・セーナー陸軍大佐その人であつた。

ビヤ・バホンは元來農士として志を立てたが、その性格豪邁にして、正義觀強く、私事を好みず、常に大衆を目的に言行する性格は、遂に彼をして、一農士として安ぜしめなかつたのである。

しかし彼の本然とするところは、農を持つて國本とする精神に少しも變りはなく、良く農を愛し、土をいつくしんでゐた。それであるから、國事多難の折でも、少しの暇間があれば斯うして郊外に出て、水田を耕作することを唯一つの楽しみとしてゐるのであつた。

彼ビヤ・バホンがあの熱血漢の一面、よく自分を制して大本を強く握つて導き得ることは全く、彼の信念中にこの、農本主義が徹底してゐたからであると見られてゐるのも、強ち的外れの言葉ではないと信ずる。そして民衆に——特に農民に——慈父のやうに慕はれて居り、絶對の支持と信用とが彼を保護してゐた點は、全く彼の農本主義に依るものと見られてゐる。

彼が唱へる立憲民主主義——國民平等權の確立、國民の自由の確保は、その胸底深くに信農の血が流れてゐるからであつたことを良く觀取することが出来るのだ。

水田の一耕人として水牛の尻に附いて一日を暮してゐる間にも彼は、

『農民諸君！ 蓋くば、專制君主政治を打破し、國家の平和を維持し、以つて國民をしてその堵に安ぜしめんとするところの人民黨の計畫成就のために協力されよ！ この人民黨の行動を援助するのは、即ち國家と國民とをして

その子孫を濟ふ所以であるのだ——』

と、心中熱烈に絶叫してゐたのであつた。

ビヤ・バホンのこの心情と最も合致した一人にルアン・プラディットがゐた。彼ルアン・プラディットはビヤ・バホンの祖國慨嘆を最も鋭敏な頭腦の働きに依つて、好轉しやうと努力してゐた白面の青年ではあるが、彼はビヤ・バホンの行動なり、その信條には唯々感心させられてゐた。

嘗て二人は水田に耕人として立ちながら、天下の情勢を論じて早朝より夕闇まで食事を攝るのも忘れてゐたといふ。力強く、しかも計り知れぬこの大きな心の手には、如何に俊敏なルアン・プラディットも、唯引き付けられて行くばかりであつたのだ。

一方ビヤ・バホンにとつて、ルアン・プラディットは最もこの上なく悦ばしい存在であつた。

敏腕智明の見透し、これに對する處置及び計畫は何一つ無駄なく、當に生れ出やうとしてゐるタイ國の黎明を添え
る得難き寶石にも似た光源にも思はれるのであつた。

二

ルアン・プラディットは、主として青年文官群の中には入つて、われ等同胞の新しく進むべき道を說いて行つた。

それはビヤ・バホンの運動よりも巧妙を極め、インテリ的要素を巧に利用しての宣傳方法だけに、その同志も早く集めることができたことは事實であつた。

特に青年文官一派は相當に思想的には過激な分子も少なからず見られ、兎もすると、非常な危險的急進言動に出や

うとする輩は少くなかつたが、その首領たるルアン・ブラディットがさうした過激派、突撃派の分子を良く指揮して、祖国改造の主義を誤まらずに進ませることの出来たのは、全く彼の持つ卓越した思想と實力的行動が與つて力あつたものと見るべきであらう。

ルアン・ブラディットをして、ある者は過激派的であり、共産的であるものゝ如くに誹謗し、一時警戒されたことはあつたが、彼が今日までに歩んで來た道に處したところの行爲から見て、決してその批判は當を得てゐるものではないことが見られるではないか。

しかし、新銳進的な氣性だけに、その最後的決斷の非常に徹底してゐたことは窺ひ知れるのである。

その點汪精衛の若き日の智敏、熱血さに良く似たものを感ずるのである。

斗酒尙辭せぬといつたビヤ・バホンと一夕卓を闇んで語つたときに、ビヤ・バホンは、ルアン・ブラディットに向つて、

『餘り事を急に進めては、却つて崩壊の憂目を見なければならぬ結果にもならうから、暫く時期を待つた方がいいと思ふ。その機會は、わし等に任せときなさい！』

ルアン・ブラディットは少しく考へ込んでゐたが、

『しかし、完全無缺な機会は、失敗への虎穴に似たものがあるといふではありませんか！』

『それはこの場合當らないであらう——』

ビヤ・バホンは酒杯を斜けて、ルアン・ブラディットに勧めた。ルアン・ブラディットは、それを受け取らうともせずすに尚も黙つてしまつた。

『ルアン・ブラディット君、早まつてはいかぬぞ……君は、アユチャ王朝のその昔の話に、こんなのがあるのを知つてゐるであらう？……』

と、ビヤ・バホンがぼつりぼつりと話を始めたのは、アユチャ王朝二十代の頃は一方ビルマやカンボヂヤの攻勢力が強く他方には王位争奪の内亂が次ぎ次ぎに起り、惡臣の陰謀が晝夜の別なくどくろを捲いて、少しの油斷も許されなかつた。

この時故意か偶然か、一匹の大虎が宮庭内に忍び込み、王宮を大膽に闊歩し廻つて、王座に近付くや、ウオーと一聲吼へると見るや王に飛びかゝらうとした。

宮庭の中は上を下への大騒ぎになつた。

王はこの意外な虎の侵入に絶對絶命となつてしまつた。

誰一人、王の身邊を庇ふことも出来なかつた。この時早く、一人の名も知らぬ臣下が、何處から現はれたか、王宮の廣間に平伏してゐるかと思ふや、當に王を目掛けて飛びかゝらうとした虎の後頭部を狙つて、弓を満月のやうに引きしぼつた。

その弓箭の先きは虎の後頭部に狙はれてゐるものゝ、王の體と一直線上になつてゐる。

一つ間違つたらば、その箭は間違ひなく王に突き刺ねばならぬ。

こゝに辛じて馳け付けた多くの重臣はこの有様を見て取つて、唯腰を抜かさんばかりに驚愕して、何として良いか判らぬまゝに聲一つ出す者もないものであつた。

件の武士は弓を満月に引きしぼるや、

と大高聲で呼ばるや、はつしと箭尻の手を放つた。

箭はひよーと電光のやうな勢で、飛んで行つた。

大廣間の重臣の顔が一度に下に向いて、その瞬間の苦悶を見まいとした。

だが、その箭は狂はず、見事に大虎の後頭部に突き刺つた。

大虎はウォーと一聲を残してドサツと宮廷の大廣間にと打ち斃れてしまつた。

王はがくりと王座に腰を落して暫時茫然自失の態であつた。

重臣はワーットその側へ駆け寄つて、その安否をお伺ひした。

ために王は危い一命を取り止めが出来た。それにしてもこの大虎を見事に射止めた腕には誰一人感心せぬものではなく、これがために澤山の褒美を賜はつたが、やがて、その男は法廷に引き出されるや、王に弓引く賊臣であるといふ塵で死刑の宣告を受けなければならなかつた。

『ルアン・プラディット君! 王を憐ます大虎を狩り出すのは儂がやるが、その大虎を射止めるのは君がやり給へ、……しかしこれを射止める位置は王側から射止めねばなるまい。それには機會が最も必要であらう。機會を捕へるのに成功しなければ、逆賊扱ひに得てされ勝であることを知つて貰ひたい!』

ルアン・プラディットはこのビヤ・バボンの話を聞くや、はたと膝を叩いて、ビヤ・バボンが差出した酒杯を受け取りぐつと一氣に飲み乾した。

それは、タイ黎明に捧げる尊い血潮の清めに飲む初酒にも似た香りと苦味とが感じられてゐた。

三

一九二五年十一月、ラマ第六世が崩御されるや、その末弟がラマ第七世プラチャディボック陛下として王位を繼承されたのである。

このプラチャディボック陛下は、幼少の時からイギリスで勉學され、イギリス兵學校を卒へ、その後フランスの陸軍大學校を卒業され、タイ國人にして陸軍大學校を卒業した最初の人としても、また幼少から外國において勉學した人としても、多くの期待を國民からかけられてゐた。特に氣鋭の革新派の一黨は、このプラチャディボック陛下には満腔の悦びを捧げて、一日も早く新政治機關の出現と國民飛躍の道を希望してゐたのである。

これは今まで有名無實の存在であつた樞密委員會の改革となつて現はれ、どれほど革新黨を悦ばしたか知れなかつた。そして、革新黨は密かに——いよいよわれ等の時代が來たぞ——と肩を叩き合つて痛快々々と叫んでゐたのである。

しかし これ等革新の芽も一瞬の間に消え去り、依然とした從來の政治に他ならなくなつたのには全く驚かされた。これも一つに蒲柳の質であつた陛下は、即位の當初、政治一大革新の理想はあつたが、これを実行する十分な力が伴はれず、それに加へて、陛下を圍繞する最高議院の牙城に據つてゐる最高級の皇族は多くは事大保守思想の持主であるがために、政治は當然從來に依存せざるを得なかつた。

丁度プラチャディボック陛下が即位して八年目の四月六日のことである。この日は現王朝の始祖ラマ第一世がこのバンコツクに初めてタイ國皇帝の位に登つた記念の日で、その年の一九三一年は王朝創建以來満百五十年に相當する

ので盛大な催しが行はれることになつてゐた。

ベンコツクとその対岸トンブリーとを連絡するため、メーナム河を横切つて架設せられたラマ第一世記念橋の開通式もその日に行はれることになつて、タイ國は擧げてこの祝典に大騒ぎをした。

タイの四月といへば最盛暑季であり、實に暑さが烈しく華氏の百六十度もある。

民衆はたゞ王政の榮華限りない姿に感激おくあたはぬといつた有様で、到る處にチャイヨー、チャイヨー（萬歳！）の歓呼が湧き立つてゐた。

ビヤ・パホンはその前夜一睡もせずゐたために、兎もするとの祝典の喧嘩の中で睡氣を催し、はつと時にわれに返るのであつたが、この睡氣を如何しても拂ひ除けるわけには行かなかつた。

夢はルアン・プラディットと盛んに論じ合つてゐるところばかりであつた。

ルアン・プラディットはこの百五十年記念祝典を外にしては、われわれが革新の旗揚げをする機會は再びないから、是非共遂行することをいつてゐる。

これをビヤ・パホンは、まだ時期でないから、今少し思ひ止まるやうにと強くこれを押し止めてゐるのであつた。ルアン・プラディットは、最早や一刻も猶豫する時でないことを強調して、今にでも出發せんといふ勢であつた。流石にビヤ・パホンも弱つたが、然しいま騒動を持ち上げたば、いままでのわれ／＼の苦心が一瞬にして消失するばかりか、根こそぎに何も彼もが暴露することは必然であり、さうなれば、何時タイ國民は新しい世紀の旗風を聞くことが出来るかわからないであらう。若しさうした場合、タイ國の國際的運命はどうなつて行くことであらう。

しかも、われわれの革新運動は、保護專横の重臣に取つては不穩計畫として、密かに八方にスペイを派して、探索にやつきとなつてゐる。

既に彼等はこの百五十年祝典の混雜を利用して不穩計畫が暴露するものと兼ねてから覺悟を定めて、それ相當の用意を整ひ、いざといふ場合は一網打盡にする手筈が、ちゃんと打ち合されてゐた。そして要所要所には武装警官出動の準備も出来てゐた。

これを最も早く知つたのはビヤ・パホンであつた。

ルアン・プラディットは一時は興奮して、この機會の取り逃がしを殘念がつたが、心を落着けてビヤ・パホンの周到な話を耳にすると、それは寧ろ斷念する方が賢明であることを早く悟つたのであつた。

その日ルアン・プラディットも二三日の睡眠不足が祟つた上に、この上ない暑さに身體がくた／＼に弱つたが、こごと百五十年記念祝典を心から祝福し奉つたのであつた。

四

これと前後して、軍隊内に不穏の情勢のあることが、スペイに依つて、時の内務大臣ナコンサワン殿下の耳に入つた。

これがために特に百五十年記念祝典には、注意して待ち構えてゐたのであるが、一向にそれらしい運動分子も見當らぬので、その後當局の方も大して、その不穏分子云々には氣を止めるやうなことをしなかつた。

そんなことに神經を勞費するのは莫迦々々しくも思はれた一方、こんな民衆混亂を機會に活動をせぬやうな運動な

ぞ取るに足らぬものとすつかり見くびつてしまつてゐた。

しかし、祝典後も暫々この不穏計畫分子の蠢動が報告されて來てゐるので、内務大臣ナコンサワン殿下は一日警視總監を呼んでこれが對策を講ずることになつた。

その結果、この六月二十四日午前十一時を期して、不穏分子の一齊檢舉を斷行することに定まつたのであつた。

これを早くも探知したビヤ・バホンは急遽ルアン・プラディットを訪れて、

『いまこそ、われわれが立たねばならぬ時だ。機會はこれ以外にはない——』

突然に言はれたルアン・プラディットは少々周章てたが、

『といふわけは？』

と訊いた。ビヤ・バホンはこれを細々と説明した。

革新分子の一齊檢舉までに來た以上、最早や默つて見てゐるわけには行かなくなつたのは當然のこと、早速檄を飛ばして、彼等の先手を打つことにした。これが最も地の利を得ることにこの上ない手段でもあつた。しかも何年來となく計畫準備に苦心して來た彼等である。その連絡は一瞬にして出來、瞬く間に豪勢な武装革新運動團體が編成せられて、歩武堂々とバンコックの大街道を進軍し續けた。

それは六月二十四日午前五時の早朝のことであるし、しかもその武装や編成が實に秩序正しかつたために、誰一人不穏運動であるなどとこれを思ふ者がなく、何か軍隊の演習であるかのように考へてゐる者が多かつた。

その日は朝からの好天氣で、輝しい南國の朝の太陽は精氣と活力に満ちた新鮮な光を與へ、熱くない心地良い風は丘を越え、都大路を輕やかに拭つて行く……

平和に満ちたバンコックの街は今や事件を超越して新光に溢れて、美しい靜穩限りない東洋的魔力を秘めた繪畫を見るかのやうであつた。

市民はそれ／＼その日の勤めに、いそ／＼と涼しい葉陰を縫つて、事務所に足を運んでゐる。裁判所や官廳は早くも事務が開始されてゐる。電話電信の活躍が、張り詰めた電線を通して敏活に取り交されてゐる。

商業中心地は早くも自動車の速い活動が開始されやうとしてゐる。

サイドカーや電車の響が到る處の隅々から湧き上つて來てゐる。

この時に當つて、武装革新團體の行進が堂々と行はれ、少しも民衆は不穏と氣付かなかつたところに大きな成功があつた。

ビヤ・バホンの苦心もさることながら、またルアン・プラディットの計畫も時を得たものと見られてゐる。

先づ革新團員はその前夜から未明までに全部勢揃をして、真先に近衛第一師團長ビヤ・セナ・ソンクラム少將を強要して、陸海軍部の各長官及び各團隊長を急遽召集させて一同の舉事參加を要請したのであつた。彼等も兼ねてこのことあるを知つて居り、また最も自分達の望んでゐる主義であるところから、一も二もなくこれに參加し行動を共にすることを承知した。しかし、たゞ一人ビヤ・セナ少將だけが、これに參加するのに應じなかつたところから、これを革命の血祭りにとピストルで射撃し、一同は、それ／＼の部署に付いて電擊的活動に移つた。

この革命團體に參加した騎兵隊及び砲兵隊の一部は午前五時頃に協同して、先づ近衛隊の武装を解除し、更に一部隊は警視總監に對して、その蹶起の趣旨と新政府の設立を通告し、内務大臣ナコンサワン殿下の邸宅を包圍した。

これと前後して警視總監はナコンサワン殿下に革命起るの急報を齎らして警護の警官隊を派したのであるが、しか

し既にその時は遅くて、騎兵、歩兵の一部隊がそこを取り固めてしまつてゐた。

そこで軍隊とこの警官隊との間に砲火が交へられたが、大したことなく終つた。

五

この氣鋭革新一黨が起した革命運動は見事に成功し、何等これといふ流血的慘事を見ることなく、無事に解決することが出来たのであるが、これは他ならぬラマ七世プラザヤディポツク陛下の時局救濟によるものといふべきである。

こゝに建國七百年のタイ國は、新しい政治の曉鐘を打ち鳴らす人々の手に依つて啓蒙され、新世紀躍進の基礎の建設しが行はれ始めるに到つたのである。

ビヤ・パホンはルアン・プラディットと共に極力その初志を貫徹して最後の花を飾るべく努力したが、かうした命を投げうつての革命運動も、日と共に大きな舊弊の黒幕に蔽はれ勝くなることは、甚だ不愉快千萬であつた。

ルアン・プラディットは、この時より一層の急進説を唱へて、革命後の工作に彌身これ盡して來たが、不氣味な上層の暗流は益々廣く且つは深くなつて行くばかりであつた。

同じ革新黨の一派の中でも何時か上層の魔力に導びかれて、穩健的態度を示すことも決して一度ならずであつた。

ルアン・プラディットの心中には、煮えたぎる熱湯のやうな苦痛が跳き喘いでゐた。これ等の苦悶は、やがて最も急進的分子に反映して行つた。

その勢力は次第に侮るべからざるものとなつて、穩健派陣營に追迫しつゝあつた。

こゝに俄然この二派は對立することになつたのであるが、思へば同じ革命旗の許に馳せ参じた同志が、僅か一年足らずして仇敵の間柄にならんとは——

ビヤ・パホンは、この政變には非常に悩んだ。彼はルアン・プラディットの絶對的支持者であり、ルアン・プラディットの心底を最も良く知つてゐる唯一の人であつた。といつて、ビヤ・パホンは、ルアン・プラディットの新銳革新行動に出馬する趣意はない。これは、ビヤ・パホンが持つてゐる革命の信條と、ルアン・プラディットの革命の主義とが異つてゐるものと見るべきである。革命を必要とする事と、また革命の道が共に同じである點に少しの問題はないが、革命後に求める點が自から別であつたのである。

ビヤ・パホンは全然穩健派的なものでなく、もつと大衆的民主的な理想の本城に立て籠つて行かんとする精神に生きてゐる。だが、ルアン・プラディットはこの革命をして一段と飛躍さすべき、科學行政に最も大きな意力を注いでゐた。この點革命闘士の中では、最も頭腦明敏な持主で、黎明タイ國にこの上なく必要な人物であることが考へられる。

そこには多くの將來性が囁きされてゐる。

ビヤ・パホンは革命後も屢々ルアン・プラディットと深更までも快談しては、新興祖國の將來に就いて意見を開はし、最後にはおそらく唯感慨無量のまゝ言葉も出ずしてゐる内、曉星の輝き始めたのに驚き固く手を握つて別れたことにも數へ切れぬほどであつた。

ビヤ・パホンはこの場合常にルアン・プラディットの過激急進的なものを緩和することに勤めた。

『時期の到来を待つのが最も賢明である——』

ビヤ・バホンの言葉であればこそルアン・プラディットは聞いてゐるが、これが他の者の言葉であれば見向きもない。それほど、ルアン・プラディットは、ビヤ・バホンを尊敬してもゐたのだ。

ルアン・プラディットが見るビヤ・バホンは、そこに磐石のやうな物事に動ぜぬ逞しい信念が備はり、民衆が安心して彼の傘下には參集する特殊な魅力といふものを認めてゐる。これは如何に才敏なルアン・プラディットが眞似やうとしても到底眞似るべき性質のものではないことを良く知つてゐる。それだけに、ルアン・プラディットは現下の祖國にあつて得難き人物であることを深く感じてゐるのである。

ビヤ・バホンはルアン・プラディットの性格こそ、祖國革新の花として愛し、これに敬服させられてゐた。

この兩志士こそ革命の中核をなす人物であつたのだ。
この兩志士の交友關係に就いては早くから穩健派の一部は非常に面白くなかった。何とかして、兩人を離間さすべき策を講じて來た。

政府當局の穩健派が極力急進黨のルアン・プラディットを彈壓する一方、ビヤ・バホンを穩健派に引き入れるべき策をめぐらしたのもこの時である。

これに反して急進派は愈々積極政策を取り初めるに到つた。その銳意と策戦には全く當るべからざるものがあり、兎もするとも稳健派はこれがために打ち破られるやも知れぬ危険状態に陥つたことは再三であるが、老巧の手段を弄してこれを切り抜け切れたが、遂にその手段も盡き稳健派である政府側は意を決し、皇帝の名を以て緊急勅令を發布し、クーデターを敢行し、政變改組となつたが、これに依つて完全に急進派の巨頭ルアン・プラディット及びその一派の少壯闘士は政府から驅逐せられるの餘儀なきに到つた。時に一九三三年四月一日、革命の日から數へて僅

かに十ヶ月目である。

六

ルアン・プラディットにして見れば、その間にあつて聊も不都合の點のあつた譯ではなく、寧ろその點では最も穩健派の策謀を悲しんだ。

何のための革命、何のための革新、何のために陛下を始め奉りかくも宸慮をわづらはし申したことかと、プラディットは深く考へさせられた。

(この上の革命は血を見なければ成し得ない――)

とさへ考へて、これが手段に就いて數日間考へ續けたことさへあつたが、その間にあつて、ビヤ・バホンは彼に時期の到来を待つやうに心からなる勸告をし、熱い泪さへ零して、盡きざる友情を示した。

賢明なルアン・プラディットである。一度冷静に返るとさうした非常手段が最も愚劣なものであることを悟つた。我々は現在に生きられなくつても、明日に生きる魂の悦びを感ずれば、それで満足であるといふビヤ・バホンの言葉に強く強く頷いて見せたルアン・プラディットは、政府側の強要もあつて一時外遊することになつて。

この外遊に當つてルアン・プラディットは、日本に先づ赴いて、東亞の君主國として輝しい歴史を持ち、偉大な世纪の飛躍を續けてゐるその姿を親しく視察したいと申し出た。
流石に明敏な計畫である。

彼が將來の大をなすところありと認められてゐる點は、當にさうした、一步普通の者より頭抜けた卓見を持つて事

を處して行く點である。

だが、このルアン・プラディットの計畫もこれまで穩健派の外交政策に依つて思ふやうにならず、先づ最もその勢力の浸潤してゐるフランス渡航のみが許可された。

ルアン・プラディットは唯、ことこゝに到つては如何ともなす能はずと觀念して、燃ゆる血潮を蒼白の顔で包んで四月十二日、バンコック出發、海路シンガポール經由で渡歐の途に上つたのであつた。

その日は雨模様のやうではあつたが、何時か晴れ渡つてゐた。ルアン・プラディットは極く簡単に僅かのトランクと普通の出立ちでバンコックの港へと自動車を走らせた。

車中にはプラディットの腹心ルアン・タナサイがゐた。彼は後事をルアン・プラディットから託されてゐた。

白象が自動車の前を横切つて行く。

ルアン・プラディットは、それを凝視して、遙か彼方のワット・チエン大伽藍の金字塔を仰ぎ見て、一種いはれぬ祟高な念に燃えた。

それは祖國を革命し、祖國の維新を劃し、祖國のために狂奔しようとする自分が、いま祖國を追はれて外國へ身を沈めなければならぬ矛盾と、そこに湧き出る淋しさと苦痛は何にも例へ難いものであつたに相違ないのだ。

政廳の廣場を通り過ぎたよりも、この祖國のシンボルとたとへ暫しの間でも別れて行く——しかも亡命の如き淋しさで別れ行く心はまたなく胸を衝くものがあつた。

ルアン・タナサイも側にゐて、何時か臉が熱くなつて來た。

彼はルアン・プラディットと共にシンガポールまで伴をすることになつてゐた。その間に種々外遊中の仕事の手筈

を相談し合ふためであつた。

埠頭に着いた時は、もう出帆に間もない時刻なので、ルアン・プラディットは周章てるやうにして乗船した。この時後から馳け付けて來たのはビヤ・バホンであつた。

兩人は言葉よりも先づ固い握手をして、暫らくは言葉さへ出なかつた。

何といつてこの外遊を見送つたらいいか、ビヤ・バホンには全くのところ言葉がなかつた。

兩人は顔を見合せ、手を握り返し、握り返して、一言三言口ごもつたが、それも暁然と判らぬ位に興奮してゐた。

『ご機嫌よう！ 確り――』

『有難う、あなたも健康で……』

二人の眼からは何時か涙が滂沱と流れ落ちてゐた。

祖國大業の革命志士のその眞個に純情な姿には心ある者は誰も涙をそゝらぬ者はなかつた。

甲板のこの姿に、人知れず袖で涙を拭ふ者は幾人あつたか知れなかつた。しかも政府同僚は、事情を憚つて、誰一人見送りには來なかつたが、民衆や革命同志は埠頭に押し合つてゐた。警戒は非常に嚴重で唯一人甲板に乗れないだけに、この二人の場合は特に多くの人……いや今日あるタイ國民衆の誰もが、大きな感動を與へられた。それは素晴らしい劇的シーンであつたに相違ない。

かうしてルアン・プラディットは大きな印象を残して祖國を離れた。

ビヤ・バホンは、一日も早くルアン・プラディットの歸朝を願つた。其後も彼は只管革新の大道を遂行するに寧日なかつた。そして本當にビヤ・バホン自からの出馬の時期到来を待つてゐたのである。

それは僅か二ヶ月足らずして來た。

一九三三年六月十九日夜の革命がそれであつた。(丁)

タイ族文化の一一面

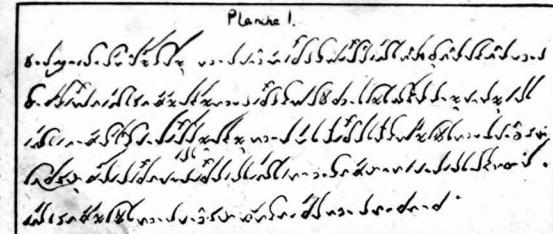
—その文字と、關係文獻について—

前 島 信 次

タイ族は茲に更めて言ふまでもなく、現在タイ國內に居るものは其の一部分に過ぎず、支那の雲南、廣西省を初め英領ビルマ、佛領印度支那等にわたつて多數の同族が分布してゐるのである。従つてタイ人の歴史も、今のタイ國の歴史のみでなく、それ以外の地にある同族の建てた様々の國家の歴史が多量に残つてゐる。例へば唐代の雲南地方に霸を稱へた南詔國の如き、多くのタイ族を含んでゐたと思はれるのであるが、此と殆ど同時に今の大廣西省の南部、即ち南寧の西南地方を中心として西原と云ふ同族の強國が興り、廣西の全域から東は廣東、西は雲南の景東方面までひろがり、北は貴州を越えて河南省に達すると云ふ勢を示した。即ち西暦八世紀頃から南支那のタイ族は文化の上からも、政治的勢力上からも著しい活動をしてゐたので、メーナム河流域に南下して來た同族が漸次強力な國家を形成

するに至つたのは、これよりも數百年も後にあるのである。

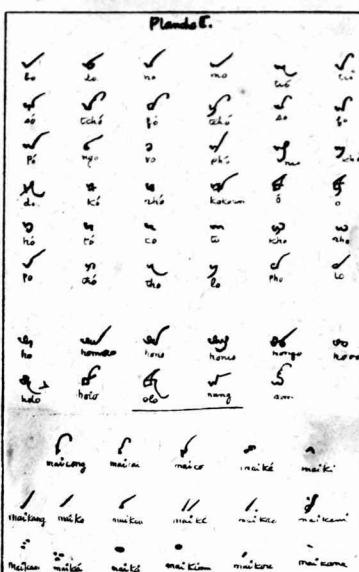
(一) 字文の族イタ方地京東
西原國は後に唐と南詔とから挾撃されて衰微したが、第十一世紀に入ると、その末流の儂智高なるものが、大歷（或は大南）と云ふ國號をたてゝ獨立し、廣西・東京・雲南諸地方にわたつて勢力をのばし、一時は國勢もふるつたのである。大歷國も結局宋朝の討伐を蒙つて破られたが、今の南寧から東北方賓陽に向ふ途中にある馬嶺は、宋將狄青が、儂智高を擊破した崑崙關の跡として有名である。



de sur quelques alphabets et Vocabulaires Thais—T'oung Pao. II)

第一圖は黒河畔のタイ部落の酋長が互に交換する書簡の一例を示したものである。

バークーの言によると、黒河畔のタイ族の間に行はれる文字には三種類あると云ひ、母音文字は十一で、子音文字は卅二、卅三、卅六の三種であると云ふ。(Parker, *The Muong Language*)



(二) 例 文 字 の 文 字

シルヴエストルの説によると、母音文字十八、子音文字卅五であると云ふ。

(Sylvestre, Notes sur les Chau lao du Tonkin, 1886, Saigon)

しかし、ルフヌーブル・ポンタリ氏によると、子音數四十七であると云ふのである。

第一圖も同じルフヌーブル・ポンタリ氏の示したるもの。Lai-Chauのタイ族酋長Deo-Nan-Tri家の人者が書いたそのアルファベットであると云ふ。

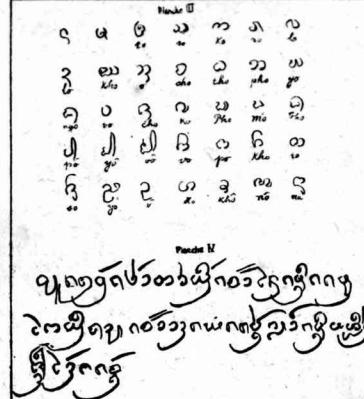
第三圖は雲南省の車里(Xieng-hong)地方のタイ族の使用する文字であると云ふ。佛のザザエーリア氏によると、彼等は竹皮に鐵筆で文字を記し、その文字にも二種類あるとして云ふ。(G. Devéria, *La Frontière Sino-Annamite* p. 160) ルフヌーブル・ポンタリ氏は、此等の文字はラオス人やビルマ人の文字と類似してゐて、印度支那で行はれる

文字の大部分のものの本源であるベーリー文字からカムボジャ文字となつたものに系統を引いてゐると説明してゐるのである。(Pontalis, *Etude sur quelques alphabets...* p. 59)

コクレーン氏によると、サルウイン河流域に住むタイ族の一部は特異な方言と文字とを使用してゐるといふ。(Co-

chrane, *The Shans. Intro.* p. XVII)

現行のタイ國の文字の起源については、南洋叢書第四卷シ



(三) 例 文 字 の 文 字

ヤム篇(東亞經濟調查局刊)に次の如く説明してある。「...」
ヤム語は、獨特の文字を以て書き表はされる。南詔帝國時代のタイ族が、既に文字を有したか否かは不明であるが、Wood氏はその著「シヤム」史に十一世紀以前に現用文字に類似するものが使用されたとは思へない。恐らく漢字を使用したであらうと述べてゐる。シヤムに南下したタイ族は、先住クメールの文化を力めて吸收し、殊にスコータイ王朝第三代のラマカームヘン王(一二七五年登位)の偉業であると傳へられ、一二八三年に創めて之を使用してゐるが、間もなく國

内に普及した。このラーマカームヘン文字は、現今ルアン・アバーン文字と同一の形で、爾後シャムに於ては、

外來語の傳入と共に多少の變遷を免れなかつたが、然し殆ど改作を加へることなく今日に傳へてゐる。云々」と。

ラーマカームヘン王の碑文は一九三三年の建設にかかり、シャム語の碑

文中最古のものとされ、ブラッドレーの英譯 (Bradley, "The oldest known writing in Siam," Journal of Siam Society, Vol VI, 1909) が最も良きものとされるが、その後コウテー氏も、さへかゝれに關する研究を主としてゐる。(Coedès, Notes-Critiques sur l'Inscription de Râma Khamheng, Journal of the Siam Society, vol. XII, part 1, 1918.)

Coedès, Les origines de la dynastie de Sukhothaya, Journal Asiatique 1920—Documents sur la dynastie des Sukhothaya, B.E.F.O.

例の字文イバ(紀世六十代明 一の書文集蒐師オミア

t. XVII. 1917)

南詔國に固有の文字が存したか否かの問題に就いては前文に引用した文中にある如くシャム史の著者サット氏の如きは存せずと考へてゐるのである。しかし、これに就いては、色々の議論が行はれてゐるので、次にその

三、四を紹介して見たいと思ふ。

先づ南詔文字なるものが存在したと考へた一例としては、中國の謝彬氏はその著、雲南遊記中で（頁二七七）次の

如く云つてゐる。

「雲南の夷人も多く文字を用ふるを知る。最も重要な者、則ち苗文、裸裸文、南詔文（即ち爨文、形は蝌蚪の如し）。諸種曾つて諸載籍に見ゆ。……甚しきは南詔の文藝に至りては、亦、南詔に随つて早く亡びぬ。」

しかして謝氏は次に裸裸（ロロ）文字と苗族文字の實例であると云ふものを示してゐる。しかし同氏が苗文字であると云つてゐるのは紛れもなくロロ文字である。苗族には固有の文字はないと言ふのが定説なのである。ロロ文字が存することは、これは周知の事實で、ヴィアル氏やリエタール氏等の研究もあり、ヴィアル氏にはロロ語の辭書の著もあつて香港で出版されてゐるから容易に見得るのである。謝氏は南詔文字とは爨文と同じだと云つてゐるが、後者は矢張りロロ文字のことに外ならないのである。もつとも南詔國の中にはロロ族やモソ族などをも含んでゐたらしく、から、ロロ文字、モソ文字などが當時からあつたとすれば所謂南詔文字と云へない事もない。しかし、南詔の中心は矢張りタイ族であるから、それらのタイ族が、すでに其頭に固有の文字を有してゐたか否か、その點は謝氏の説は少しも明かな根據を示してゐないのである。

これよりも先に南詔に文字があるのではないかとの考を抱いたのは優秀な東洋學者として認められながら不幸にして夭折したフランスのエドワール・エーベル氏である。同氏はハノイ極東學院報告第四卷にビルマ探訪旅行からの書簡を載せてゐるが、マルコ・ポーロの旅行記中に現はれたバガン（ミエン國の首都）の町を訪れ、四面に夫々別の言語を刻した碑文を見たことを記してゐる。その一面はビルマ語、一面はタライン語、一面はペリー語であるが、残りの一面は未知の文字、言語であった。この最後の文字は印度、及び印度支那の從來研究された何れのアルファベットにも該當しない。しかし、當時はビルマと雲南地方に於けるタイ族の國家とは絶えず交通があつたし、その碑文は

單綴語に屬するものらしいので、私は恐らくは、これこそ南詔の言葉と文字との初めての實例ではないかと臆測するのである。(B. E. F. E. O. Vol. N. p. 496)

と云つてゐる。この四面碑について私は私も曾つて雑誌新亞細亞（満鐵東亞經濟調査局發行昭和十五年二月號、ビルマ文化史觀）で述べた事があるが、ユーベルの頃は事實未知の文字であつたが、一九一一年以來解讀され、ヒュー文字即ち支那史籍に現れる驛國の文字と言葉を刻したものであるとされた。即ち同碑はペガンの南方のミヤゼディ塔の所にあり、キヤンジタ王の死後、西暦一一一二年にその子が父王の爲に建てたものなのである。(Harvey, History of B. rma, p. 43) ユーベル程の學者でも、彼の時代にはまだ其點まで知ることは出來なかつたのである。但、唐書（卷一二二下）などによると驛國の條に「南詔、兵強く地接するを以て常に之を羈制す」とあつてヒュー（驛）國は南詔の支配を受けてゐた如くである。しかし乍らヒュー文字が即ち南詔文字であるとする事は困難である。

南詔の文獻中、最も有力なものとしては、その國が殘した碑文があるのであるが、それは漢文を使用してゐる。これら等の點から南詔には固有の文字がなく、漢文を使用したのであらうと考へたのは先づ第一にエドワール・シャヴァンヌ氏であった。このフランスの碩學は唐の代宗の大曆元年（西七六六）の南詔の古碑の研究を發表したとき (E. Chavannes, Une inscription du Royaume de Nantchao, Journal Asiatique 1900) 南詔には固有の文字は無かつたのであらうと説いてゐる。

しかし、ボーア・ペリオ氏は、南詔の碑文のたまたま今に残るものが漢文であつたからと云つて、必しも、固有の文字が無かつた證據となるものではないと云ふ考へを持ち、「若しも、南詔の固有の文字が發見されないとすれば、同

國人は日常の用事にはビルマ文字を使用したとするのが妥當ではないか。十三世紀の僰夷（百夷、即ち雲南のタイ族

の別稱）や、現在のペイ（タイ）の文字がビルマ文字に系統を曳いてゐるのも同様のわけだからである。」と云つてゐる(Paul Pelliot, Deux itinéraires de Chine en Inde, p. 155)

ここに於いてか南詔の文字については左の一説あることを知るのである。

- 一、固有の文字を使用したとする説。
- 二、漢字を使用したとする説。
- 三、ビルマ文字を使用したとする説。

右の内何れが正しいか。兎に角、南詔の如き高い文化を有した國が、何等かの文字を使用した事は當然であらうから、果して、どの文字を用ひたか、これは南詔史の研究のもつと進むべき将来に殘された問題である。元來、東洋史の研究でも、南詔初め南方の研究は從來比較的閑却されて來た嫌ひがあることは否めないのである。

次にペリオの云ふ雲南地方のペイ文字と云ふものについてはゾヴエーリヤ氏は左の如く述べてゐる。
「元史類編」と云ふ蒙古史料によると、大理國（即ち南詔國の別名）の章下で、十三世紀に於ける僰夷（擺夷・僰彝、白彝・白衣・百夷・百譯）人の事を語つて、あまり重要でない約束には竹に刻みをつけるだけであるが、重要な公事にはビルマ文字を使用する。しかし、文集の如きものはないとしてゐる。(原註、グロスヴェナー氏によると、これには異説がある。同氏によるとタイ族の部落で、立派なアルファベットを持ち、文集や、歴史書を持つてゐるものがあると云ふ。)

明の永曆年間（一四〇三—一四一五）から北京の四譯館にはペイの文字と言語の教授が行はれ、一四六九年には北京の宮廷にはペイ及び其他の雲南の方言について六名の通譯官が居つた。一七四八年に清の乾隆皇帝はペイ族は清國

1
無中國文字、カニケル木、大書作縫書、皆音行馬犯レ

錢古判
石夷傳

の領土内に住する故、その所屬の地方官の統轄下に置かるべきものとして百夷館を廢止せしめた。

一五八〇年よりも前に既に北京の四譯館には百夷語の語彙筆者曰く華夷譯語中の百夷館雜字の如きものであらうが備へられてゐた。これ等の語彙は一七四八年に初めて印刷され、乾隆帝の命によつて、夫々關係のある地方長官に送られ、訂正に當らしめる事になつた。アミオ師は一七五一年に北京に入り、之等の語彙の一部を巴里に送つたがそれは今國立圖書館にある。同師は、これと共に一擧の文書をフランスに送つたが、その中に明代のペイ語の請願書が何枚かある。今ここにペイの書體の一例としてその一枚を掲げる。この文字をよく驗すると、ビルマ文字よりも寧ろ、チベット文字に系統を引いてゐる事が解る。ペイ人は事實、八世紀に於いて、その形成してゐた南詔國が一時臣屬してゐたチベット人に、その文字を負ふてゐるのである。(Devéria, La frontière Sino-Annamite. p. 103—104)

右に述べられた所謂ペイ文字なるものは、漢籍に僰文と云ふ名で現れるものと考へられるが、さして古い文献には無くて、主として明代以後のものの様である。例へば明代の楊慎の滇載記によると、慎が雲南の永昌に流されたとき

土地の舊家から、白古通、玄峰年、運志等の書を借覽したことを記してゐるが、この二書は僰文の義を用ひたものであると云つてゐる。即ち、ペイ文字(タイ)による文獻を基として漢文に直したものであつたと云ふのである。又清

初の陳鼎の滇黔土司婚禮記は雲南のタイ族の土俗を記したものとして、非常に興味の深いものであるが、その内に陳鼎の婚したタイの豪族の女に老婢がついて來たが、この老婆は僰文を綴り、家に起つた事は大小となく、その文字に

即ち少くとも明以後の雲南のタイ族間に一種特有の文字が行はれた事は事實であらう。しかし、これを以つて直ちに南詔とも同様な文字が行はれたとする事は困難であつて、その點は、前述の如く更に深く考究しなければならぬ問

題である。

一一

タイ族に關する文獻は勿論夥しい數に上つて、到底一朝一夕に説き得る者ではないが、漢文の史料も其内で重要な一部を占めてゐる事は異論無いことである。私は次に漢文史料中、比較的興味の深いと思はれるものを擧げて見たいと思ふ。

先づ、漢文史料中でも安南の文獻に屬するものとして

一、南掌紀略、これは稿本一冊で安南の内閣に藏せられてゐたものである。西暦一八三八年南掌(ラオスの首府ルアン・プラバン)の使節が鎮寧(タン・ニン)に來たとき范克宅、黎文貴等が就いてその國情を問つて、これを記録したもので、當時のラオスの事情を傳へる有力な史料である。

二、國朝處事萬象事宜、五冊で、もと安南内閣にあつたが、惜しいことに散亡してしまつた。ラオスのヴィエン・シヤン王國の記録を集成したもので明命帝のとき(一八二〇—一八四一)古藤の高朗が撰したものとされてゐる。ラオスの史料の缺乏は此の書の散佚に原因する所が多いと云はれる。

三、暹羅事述、安南内閣藏、稿本一冊、一七七八—一八四五年の間の安南とシヤムとの外交關係の事を記したものが紹治帝の命によつて成つたものである。

四、欽定勦平兩圻匪寇方略、刑本であるが、その一部は缺損してゐる。安南内閣にあるものは百四十五冊で、一八三三—一八三五年の内亂の事を扱ひ、特にカムボジヤ地方に於けるシヤム人と安南人と争ひを記した部分が重要で

あるとされてゐる。その部分を勦平暹寇方略正編と名づける。

五、西南邊塞錄、安南内閣藏稿本二冊、十五、六世紀に於けるシャム、ラオスとの關係を記したものである。

六、隣交例、稿本一冊、安南史館藏。一名暹羅使事と云ひ、嘉隆朝に於ける安南と暹羅との通交を記したもの。

右の數書はカディエール・ペリオニ氏が安南史料研究中に擧げたものであるが何れも安南國に僅に寫本として傳はあるものなどで、容易に見る事を得ないものである。

しかし、中國側の史料は稀観の物も多い代りに、尙我々の利用し得るものも少くない。次に格別系統立つたものではないが、それらの數種を擧げて見ることにする。

一、滇黔土司婚禮記、これは清初の陳鼎の撰で、昭代叢書、小方壺齊興地叢書等に收められてゐて、當時の雲南地方のタイ族の事情を知るには大變に面白いものと思ふ。唐在復氏は、これを佛譯してアルヂエリアで開かれた萬國東洋學總會で發表したが、その譯文は通報の一九〇五年の分に載せられてゐる。陳鼎には更に滇黔紀游の著もある。(雲南備微志、雲南通志稿參照)

二、南詔備考。清の道光十四年の刊で、極めて稀に存すと云ふが、私は未だ見たことはない。ゾヴェリア氏は支那安南國境志の著に利用した一本は後にアムステルダムのクランプ氏の藏に歸したと云ふが今はどうなつたかを知らぬ三、滇南雜記、明の天啓二年刊、許伯衡撰、これは福州の烏石山房藏書中についたが、現在は臺北大學の所藏にてゐる。私は、それについて寫本を作つて所藏してゐる。二冊。

四、雲南記、唐の貞元年間に袁滋が撰したものと云ふ。南詔の全盛時代のことを書いたものとして興味深いものと思はれるが、惜しいかな今は傳はらぬらしい。新唐書の藝文志に見えてゐる。

散亡したものと云へば、昔は隨分面白い記録が多くあつたらしく、海山仙館叢書中の遂初堂書目(宋の尤延之撰)を見ると次の様な書物の名が見えてゐる。宋代にはまだかかるものが存したと思はれるが、誠に亡びた書に比すれば現存する書の如何に少きことか。

五、西南備邊志、鄧嘉猷の撰。

六、西南備邊錄、唐の李德裕の撰。

七、西南諸蕃記

八、論西南夷事、李仁甫撰。

九、政和大理國入貢記

一〇、至道雲南錄

又、右の如く既に散亡したものでなくして、現存するものとして、明の楊慎(升庵)の諸著には雲南に關する記述、特にタイ族に關するものが多い。それは彼が事によつて雲南のタイ族の多い永昌地方に貶謫せられてゐたためである。その著述の主なものとしては

一一、楊升庵雜錄

一二、楊文憲公升庵先生全集八十一卷

一三、升庵外集百卷

一四、升庵餘集

殊に雲南に關するものとしては左の三著が有名である。

一五、滇程記 散亡に歸した。

一六、滇載記、但、右二書はもとは一本であつたのを明史（卷九七）がこれを別々に録し、古今說海は後者のみを離して收録してゐるのである。

一七、南詔野史

これは大變に名高い書でフランスのサンソンの佛譯もある。一八八〇年刊の雲南書局の刊本は二冊で、私も所有しているが、これに一七七五年（乾隆四十年）の胡蔚の序と、明の嘉靖二十九年の楊升庵の自序とがついてゐる。しかし四庫全書總目によれば、この書は楊慎の著でなく明の崇禎元年の進士、雲南馬龍の人阮元聲の著であると云ふ。ベリオ氏は、これは、楊慎の滇載記を原本として阮元聲が敷衍し、更に胡蔚が考古學、土俗學的の記述を附加したものであらうと云つてゐる。とに角、南詔の歴史としては滇雲歷年傳（雲南叢書中にある）などと共に纏つたものである。

この南詔野史に引用した書物中に

一八、南詔事略

一九、六詔靈源記

二〇、白古記

などがある。白古記は白古通とも云ふらしく、白はバイ、即ちタイの意で、もとタイ族の古記錄を用ひて編したものと云はれてゐる。しかしこれに此等は皆散亡したものである。

二一、蠻書、唐の樊綽の撰。新唐書卷二二によれば樊綽は安南都護蔡襄の祕書であつたと云ふので、自然と雲南方面の事情に通じたものと見える。ことに南詔の華かであつた唐代の記錄で今立派に傳はつてゐる點誠に珍重するに

價する。撰著年代は唐の咸通年間であるが、初め永樂大典中に收められ、後に武英殿聚珍版叢書、雲南備徵志、漸西村舍叢刻本等に加へられてゐる。

二二、古漢土人圖誌、雲南石屏の人董貫之の撰と云ふが、私はこの書に接したことはない。

二三、皇清職貢圖、これはあまりにも有名であるから今更説明を要しないが、乾隆帝の勅撰したものの一つ。支那邊疆異民族の圖説であつて、勿論タイ族に關する圖並びに説明も多く含まれてゐる。佛のヴェエリア氏の「支那安南國境志」は多く材料をこれに仰いでゐる。

二四、百夷傳、明の錢古訓の撰

この書は明の太祖の洪武二十九年（一三九六年）にビルマ人の支持を受けた雲南邊境のペイ（タイ）族の巨僧思倫發が叛したとき、その鎮壓に派遣された錢古訓が、そのタイ族に關する實見的知識を記したもの、もとは稿本で傳はるのみであつたが、十數年前にその刊本も現れた。タイ族の土俗其他を見るには必讀の書である。

二五、土官底簿二卷、これも雲南の土司のことと記し、勿論タイ族に關する部分も多いのであるが、元來四庫全書中にあるのみで容易に見る機會がないことを遺憾とする。臺北帝大的神田喜一郎氏は、その寫本を所持せられる由である。

タイ族關係の漢文資料は右に挙げたのは九牛の一毛にも比すべく、重要なものののみでも容易に一通り挙げ得ないのである。紙數も盡きたから今回は大體これで擗筆し、又機會があつたら筆を更めて稿を續けたいと思ふのである。

ウツド氏の「暹羅史」(二)

田中正夫譯

第二章 タイ王國建設前のタイ

前章に於ては、發祥地たる南詔國に於けるタイ族の歴史及び之等タイ族が支那民族の壓迫によつて南方に移住せることを述べた。

さて之等の古代タイ族移入時代に於ける、現今のタイ國は如何なる状態にあつたか。遙か有史以前に於けるタイ國地方には、歐洲に於けると同様に、穴居人が居住して居たに相違ない。これ等の原始人が使用したる古代燧石器及び武器が絶えず發掘されるが、之等の石器は、世界に於ける原始人が作りたるものと全く同様である。我々は之等の發掘された燧石武器によつて、タイ國に於ける原住人種を明かに知ることは出来ない。

更に後世に至つて、タイ地方に居住して居た民族は二種である。之等の種族の後裔は、今日尚ほ存續して居る。即ち南タイ地方には、ネグリートー (Negrito) 或はインドネシア人種 (Indonesian) 系統の毛髪がちぢれ、額の突出したサカイ族 (Sakais) が居住して居た。今尚ほ馬來半島の山林中に、裸體の、不潔な少數サカイ族が放浪生活を營んで居る。過去數世紀間、サカイ族は、文化の進んだタイ族及びマレー人から動物視されて居た。クリフォード卿



タイ國博物館

(Sir Hugh Clifford) は、其の著 graphic language 中に Pahang の或るサルタンが、例年サカイ狩を催して居た

と記述して居る。馬來半島のタイ族には、多分サカイ族の血が混じて居る。純粹なタイ族には旋毛は稀であるが、馬來半島のタイ族で、毛髪がちぢれ、奇妙な金切聲の發音をするのが、其の系統であるといふ。

北タイ地方には、ワーチ族 (Was) 若くはラワー族 (Lawas) と呼ばれる異種族が居住して居た。この種族はサカイ族とは異り、現今尚ほ多數を擁する民族にして、ビルマの北方に於ては廣大なる地域に亘つて居住して居る。ラワー族は生、熟の二種族に岐れる。生ラワー族は人間の首を集め、彼等の村を頭蓋骨を以つて飾ること等を好む慘虐なる種族である。反之、シャン地方及びタイ地方に居住せる熟ラワー族は、屍肉を喰ふ習慣を古くから捨て、山村で平和に農業、狩獵等を營んで居る。尚タイ地方居住のラワー族は、殆んど佛教信者である。ワーチ族及びラワー族は、比較的背が高く、皮膚の色も白く、容貌、習慣等も概して良好である。現在のラーオ族 (Laos) 若くは北タイ地方のタイ民族は、明らかにラワー族の血が大分混じて居る。

紀元前數世紀、いや恐らくは數千年前、南部タイに移動して來た他の種族は、次第に先住者たるネグリートー人 (サ

カイ族)を驅逐して、絶滅に瀕せしめた。之等の闘入者はクメール族 (Khmers) である。クメール族の起源は判明してゐないが、今日印度支那半島に數百萬の後裔を數ふる人種の支族であつた。カンボヂヤ人はクメール族の直接の後裔であり、ペギュー (Pegu) のモーン族 (Mohn) 若くはタライン族 (Talaing)、フランス・ラオスのカムク族 (Kamuk)、カー族 (K) 及びシヤン・ステーツの小種族等はすべて同人種の後裔である。

民族的起源は兎も角として、之等クメール族は先史時代に於て、イラワディ河口よりメコン河口に亘る全海岸地帯に移住した。現在の同族後裔より思惟するに、クメール族は比較的體軀が短少で、ラワー族又はワード族よりも皮膚の色が黒く、幾分柔弱なる容貌を有せる種族であつた。移住せる之等古代クメール族は、北タイ地方のラワー族と同様に、精靈崇拜者であつたが、後世に何等、石造若くは煉瓦の建築物をも遺して居ない點より考へるに、彼等は恐らく文化の低い種族であつたに相違ない。

今日、研究家が何れも其の雄大不朽の遺蹟に驚嘆して居るクメール文化は、純粹に印度系である。印度移住民が最初にタイ或はカンボヂアに來れる年代は明確に言ひ得ないが、現存せる遺蹟が佛曆以前に屬するものであると考へ得る理由もない。印度に於てさへも、今日迄に發見されたる最古の記念物は、婆羅門教系ではなく、佛教系統のものであると言はれ得る。

マガダ一王國 (Magadha) の名高い統治者たるアソカ王 (Asoka) は、未だ佛教に歸依しない以前、南部印度のカリingga國 (Kalinga) を征服した。アソカ王の事蹟を記せる岩石刻文に據ると、十萬以上のカリingga國住民が此の戰に捕虜となり、大多數が殺戮されたとする。クメール族が居住したる地方に發見されたる石碑文の古代文字は、文字、言語共に純粹に南部印度系統のものである。

最初に印度人が大舉して現今のタイ國、カンボヂヤ地方に流入したるは、アソカ王がカリingga國を征服したる時代に屬し、この地方の移住者がカリingga國の土着民であつたと考察される理由も幾らかある。數年間に之等印度人は、現今のペギュー、タイ國、カンボヂア、交趾支那等の海岸地帶の各處に、植民地を形成したることは事實である。アソカ王はカリingga國を征服したる後、佛教を採用し、最も熱心なる其の布教者となつた。紀元前三〇七年、王はパタリブタ (Pataliputra) に大佛教會議を開き、この會議に於て、佛教々會は今迄の弊害を廓清せるのみならず、更に積極的に外國に迄も布教を開始することとなつた。Geiger 及び Bode の翻譯にかかる Mahavamsa に據れば、アソカ王によりて各地に派遣された布教僧十人の名簿があるが、其の内 Sona 及び Uttara と稱する二人の僧は、Suvarnabhumi の地に遣はされた。Rhys Davids 教授は佛教に關する彼の著作中に、Suvarnabhumi はペギューより馬來半島を通じて真直に南に延びた地方の名稱であると述べて居る。而してこの點は非常に議論があるので、或る説では Suvarnabhumi とはペギューを指すのであるといふ。又、他の説では南タイであるともいふ。

Suvarnabhumi の正確な位置を知ることは重要ではない。其地は兎も角、印度支那半島の何處かの地方であり、其處に設立された佛教々會が、次第に現在のタイ國、ビルマ、カンボヂヤ方面に、佛教を傳播して行つたことは事實である。

意見の岐れるもう一つの點は、婆羅門教と佛教の何れが先にタイ國に移入されたかといふ事である。佛曆以前タイ國地方に、印度移住者が居住して居たことは想像し得る。彼等は婆羅門教を信奉せると稱して居たに相違ないが、然し婆羅門教は佛教に熱心なる宗教ではなかつた。一方初期に於ける佛教が佛教に熱心であつた點より考へれば、モーン・クメール族が最初に遵奉せる外來宗教は、佛教であつたと假定し得るのである。

西暦紀元一世紀の終頃には、北部印度に於て、カニシカ王 (Kanishka) 勢力を得てガンダラ (Gandhara) の地を統治し、ブシャワール (Peshawar) をトして首都と定めた。カニシカ王は、アソカ王と同じく、大の佛教擁護者であった。王は佛教會議を開き、サンスクリット語を佛教語として採用し、又、信仰及び實踐方面に於て、多數の改革が採用された。

この會議の結果、佛教界は二派に岐れた。即ち北部印度居住者は、所謂 Mahayana 大乘佛教を信奉し、南部印度住民は、釋迦の直接布教たる Hinayana 小乘佛教を墨守した。今日、ネペール人、西藏人、支那人、日本人、安南人等は、大乘佛教より派生したる佛教を遵奉して居る。反之、セイロン人、ビルマ人、タイ人、カンボジア人等は、小乘佛教を墨守して居る。

カニシカ王はアソカ王と同じく、この新しき大乘教を擴めるために、外國に僧侶を派遣した。印度支那の古代都市に於て、例へば、タイ國のプラバトム (Prapatom)、ビルマのターテン (Thaton) の寺に、盛んに指先に法輪の印ある佛像が發掘されるが、之が即ち大乘教の佛像である。タイ國及びビルマに於て、之等の佛像が發見されるといふことは、大乘教が一時、之等の國々で信奉されて居た證據である。

タイ國に於ける最古の佛教建築遺蹟に關する大凡の年代も判明しては居ない。ダムロング親王及び其他の權威者に據ると、ナコン・プラトムに現存する大佛塔の基底部に輪廓を留めて居る卒塔婆は、アソカ王時代に屬するものであるといふ。

ガンダラのカニシカ王の死後、佛教は婆羅門教の影響を受けて次第に衰へ、佛教が盛んであった之等の地方に於てさへ、婆羅門のあらゆる儀式と迷信の移入によつて、佛教は衰微した。

紀元六二九年、佛教研究のために入竺した玄奘三藏 (Hioun Tsang) といふ支那僧侶は Cileditya と稱する王に會つたと記録に殘して居る。この王は、現在 Kanauji と稱し、當時 Kanyakubja といはれた地の王であつて、大なる佛教擁護者であつた。王は又佛教會議を開き、布教僧を外國へ派遣した。この王の派遣した僧が、タイ國に來たことも亦想像し得るところで、同時代特別の佛像が、プラバトム、馬來半島のナコンシリタマラジ及びタイ國の他の地方等にて發見されるところを見ると間違はない。

更に後代に於て、タイ國のクメール族の宗教も、印度に於ける如く、北方、南方佛教と婆羅門教の共存であつたと想像される。佛教が印度に於て衰微したが如く、クメール族の佛教も其の勢力を失墜した。

今日記録に殘る最古のクメール王が、婆羅門教の信奉者であつたことは確かである。多分印度系であるクメール王朝は、西暦七世紀の初期よりタイ國を統治して居た。クメール (カンボヂア) 王朝の第八代、ジャヤヴァルマン二世 (Jayavarman II) — 紀元八〇二年より八六九年迄、約六十年間在位 — は、アンコール・トム (Angkor Tom) に有名な石塔を建設した。彼の後裔たるスルヤヴァルマン二世 (Suryavarman II) は、約紀元一一〇〇年、アンコール・ワット (Angkor Wat) に更に名高い塔を建立した。之等のカンボヂア王は何れも佛教徒ではなく、婆羅門教徒であり、彼等の建設したる塔は、印度神尊崇のために獻納されたものである。

斯かる巨大な塔が——其の遺蹟は觀る者に畏敬と驚嘆の念を起さしめる——ある一人の王によつて建設されたといふ說は、其の儘は受取れない。多分數百年の歲月が之等建築の建設に費されたであらう。クリフォード卿は、之等の婆羅門塔を完成するために、クメール族統治者に幾代も酷使されたるクメール族労働者の悲惨な有様を記録して居る。しかも結局この事業は完成しなかつた。

第四章に於て後述するが如く、カンボヂア國は北部より南下せるタイ族のために壓迫され、遂に西暦一三八八年、都城をブノン・ベン(Phnom Penh)に移したるため、彼等が建設中の塔は未完成の儘放棄されたのである。當時を溯る遙か以前、印度に於て盛んであつた婆羅門教は、印度支那では次第に衰微して來た。カンボヂアの婆羅門教大寺院が放棄される以前に、カンボヂアに佛教が移入された。佛教と婆羅門教は兩立を續けたが、然し、熱心なる佛教信奉者であつたビルマのアヌルタ王(Anurtha)がカンボヂアを征服し、佛教を採用せる約十一世紀迄は、兩者共にクメール族、ラワー族及びタイ族の舊き精靈崇拜の信仰に取つて代ることは多分なかつたと思はれる。今日も尙、北タイ地方には、非常に多くの精靈崇拜の信仰及び儀式が存續して居る。

紀元一二九六年、元の世祖忽必烈がカンボヂアに派したる使節の報告記録が現存して居るが、其の記録には、首都アンコール・トムの壯麗な城壁及び建築物等の見聞が記載されて居るのに拘らず、不審なことに、多分彼が見たと思はれるアンコール・ワットに關しては、少しも記述して居ない。

當時カンボヂア王國は、既に其の領土の大部分を喪失して居た。次章に於て後述するが如く、チエンマイ、バヤオ(Preah Vihear)、メーイウオン兩河の合流點、ラヘーンの北)、スコータイ及び多分ウトン等も、支那の使節が彼の見聞録を記せし頃は、タイ族宗主權下の獨立國であつた。支那使節の言に據れば、カンボヂアは支那の附庸國であつた。

勿論獨立せるタイ國も同様、支那人に隸屬國と看做されて居た。然し之等の支那の主張は、過度に重要視するに及ばない。何故ならば、世界何れの國も、一時は「中國」の隸屬國と看做されて居たからである。ヴィクトリア女王が、支那帝國の附庸國主であつたことは、支那の文書證據で立證することは恐らく困難ではあるまい。如何なる時代の支那も、カンボヂア或は古代タイ國を、實際に自國の宗主權下に置いて居たと考へる理由はないのである。(未完)

雑報欄

○タイ政府、チエンライ縣内 英米煙草會社煙草農園接收

チエンライ通信に依れば、英米煙草會社のチエンライ縣内各
地に分設されたる煙草農園は、去る二月九日附双方移管の手續
完了し、現在はタイ當局接收經營せる由なり。

尙、北タイ地方は一帶に英米煙草會社製品キヤブスタン、ゴ
ールドフレーク、スリーキヤスル等全く缺乏し、フォアーワー
ズも日々缺乏を告げ、而してタイ製煙草進出顯著にして、タイ
國煙草市場の將來に對する變化の一過渡期の現象を示しつゝあ
り。

(貿易組合中央會第二部情報課發表)

○タイ國日本人ゴム同業會

今春以來當地ゴム輸出組合結成に關し、日本商社間に寄々協
議を進めてゐたが、去る二十七日次の七社によつてゴム輸出聯
合會が結成され、今後規約の決定を待つてゴムの買付及び輸出

に關し、同聯合會の一元的統制の下に行ふことになつた。

△名稱 タイ國日本人ゴム同業會
△加盟社 三井、大同、三菱、野村、大谷洋行、大南公司、
エス・ケイ輸出

○タイ、調印の日を國祭日に 決定

講和成立を祝ふ日タイ兩國旗が今日も引續きバンコツク市内
に翻り、戰勝氣分は彌が上にも昇まつてゐるが、タイ政府では
調印當日たる三月十一日を今後國祭日とすることに決定、日本
の陸軍記念日にも比すべきものとして明年から實施、光輝ある
この日を記念することとなつた。(三・一六、東日)

○タイ國、中南米と友好關係 促進

タイ國政府は、さきに日本と和親條約を締結し、今春ソ聯

も友好關係を結んで、外交的に躍進の一途を辿つてゐるが、當地英字紙の報道によれば、駐米タイ公使モム・ラヂヤオングス・セニヤブラモット氏は外務省の訓令により、メキシコ政府と友好外交關係を結ぶべく交渉を開始することとなつたと謂はれる。尙キュー・バその他中南米諸國とも友好關係を促進すべく攻究中の模様で、タイ國の中南米への積極的働きかけは時節柄注目されて居る。(三・二三、中外)

○日タイ空路に増發

佛印、タイ國方面行、空の貨客の激増に應へて、日航では四月から日タイ線の増發新ダイヤを實施することとなり、三月三十一日左の通り發表した。

一、東京—バンコック線(海口經由)
下り △東京發隔週火曜(八日から)前六・五〇△福岡經由△臺北着後四・一〇△臺北發每水曜前八・〇〇△廣東經由△海口經由△ハノイ着後四・一五△ハノイ發每週木曜前八・〇〇△バンコック着同一・五〇
上り △バンコック發每週土曜前八・〇〇△ハノイ着同一・五〇△ハノイ發每週日曜前八・〇〇△海口經由△廣東經由△臺北着後四・一五△臺北發隔週月曜前七・三〇
△福岡經由△東京着後四・三〇

二、臺北—バンコック線(ツーラン、サイゴン經由)
下り △臺北發每週月曜前八・〇〇△廣東經由△ハノイ青後三・〇〇△ハノイ發每週火曜前八・〇〇△ツーラン經由△サイゴン經由△ハノイ着後四・三〇△バンコック着後四・三〇
上り △バンコック發每週木曜前八・〇〇△サイゴン經由△ツーラン經由△ハノイ着後四・三〇△ハノイ發每週金曜前八・〇〇△廣東經由△臺北着後三・〇〇
三、臺北—バンコック線
下り △臺北—ハノイ間隔週日曜△ハノイ—バンコック間差當り毎週二回
△バンコック—ハノイ間差當り毎週二回△ハノイ—臺北間隔週月曜
尙、日タイ線新ダイヤには從來使用してゐた三菱式双發輸送機の他に、三菱MC-20型新鋭旅客機を併用する。
(四・一、バンコック發同盟)

○シンゴラ領事館開館式

南部タイの重要性に鑑み、我が在タイ公使館ではシンゴラに領事館を開設すべく準備を進めてゐたが、四月一日から開館することとなり、同日盛大な開館披露祝賀會が催された。尙ほ初代領事は勝野前濟南副領事である。

(四・一、バンコック發同盟)

○タイ、ソ・墨に公使派遣

タイ國政府はソ聯及びメキシコ兩國に公使館を設置することとなつたが、初代公使としてソ聯には、目下リスボンにある現駐佛公使ブラ・バヒドハ氏、メキシコ公使には條約局長ブラ・レイムビラ・ジャク氏がそれく内定した。またキュー・バにも公使館設置の豫定である。

(四・一六、バンコック發同盟)

○タイ内閣改造か

さきにニューヨーク方面から傳へられたタイ國の親英内閣への改組變説は、全く日・タイ友好關係を傷するデマであつたが、その真相はビブン現政權の強化であつて、現在のところアラジット現藏相の辭職、ルアン・プロム國防副大臣が新たに外相となり、大東亜共榮圈の一員として力強い再出發のために内閣を強化する段取りとなつてゐる。

しかし内閣改造の時期については、タイ・佛印紛爭東京會議の正式調印直後また五月招集される豫定の臨時議會終了後の二説がある。

○タイ空軍擴充

(四・一六、東日)

タイ國空軍の現有勢力は第一線機二百乃至三百機であるが、タイ政府では今次の佛印紛争による實績にかんがみ、空軍の擴充を圖ることとし、とりあへず三百萬バーツを投じ、双發の驅逐機を外國から購入することに決定した。

(五・六、朝日)

○タイ華僑、歸國者續出

福建省はじめ南支一帶の日本軍の制壓と南京政府の施政は、タイ國在住華僑に多大の反響を呼んで居るが、最近當地華僑で福建、廣東、海南島各地へ歸國するものが激増し、一月に四五回出る南支沿岸航路の船は、毎船三百乃至五百の歸國華僑で満員の有様、日本公使館では身許證明書の發行に忙殺されて居る。

(五・六、朝日)

○タイ、燃料油統制

タイ國政府は五月十五日より全國に對し燃料油の統制を實施する旨、中央燃料統制委員會より發表された。即ち五日の官報で公布された燃料油統制規則によれば、今回統制される燃料油に、ベンジン、ケロシン、ディゼルオイル、ソーラオイル、クルドオイルの各種類が包含され、販賣業者及び消費者は、何れも各市役所、郡役所より販賣及び購買許可證の交付を受けな

ければならないことになつてゐる。

(五・七、バンコック發同盟)

一二四

新潟縣立十日町中學校
東京私立正則中學校

誠佐 視藏 同
豊田 今井 晋作 連 同
田所 信成 同

○昭和十六年三月各學校卒業タイ國學生

東京外語では泰國語本科を復活 定員二十名を募集したが
左記十九名が試験の難關を突破、入學の榮冠をかち得た。
尙、タイ國公使館學生訓監督官山口武氏は、タイ語本科主任
として教鞭をとつて居る。

氏名 科別

田中 正明 拓殖科

山中 公男 同

瀧澤 信司 同

春日 慶司 同

川村 勉 同

倉堂 三郎 同

進藤 四郎 同

桑原 研治 同

君山 英雄 同

吉田 八郎 同

太田 豊貿 易科

前田 良吉 同

木下 茂譽 同

（女子）

ラツダ ラーサック

バンヨン バンヨン

タウイン タウイン

スワーン スワーン

日本女子大學家政科

共立女子職業家庭科

東洋英和幼稚園師範科

大阪ランバス女學院保育科

聖路加看護婦學校

日本女子大學醫學部

横濱高等工業學校應用化學科

横濱高等工業學校機械科豫備科

桐生高等工業學校

桐生高等工業學校電氣科豫備科

桐生高等工業學校應用化學科豫備科

早稻田大學專門部電工科

大阪鐵道學校

秋田鐵山專門學校

遞信官吏練習所行政科(五月卒)

慶應普通部

兵庫縣立工業學校

日本大學第三商業學校

德島縣富岡中學校

（男子）

トソチヤイ

バンチヨン

ワリ

チャラーム

チヨアン

シシン

ブンチット

クリダーカラ

ブンミ

チヨイ

マニット

バンヤット

ブライトム

チヨノイ

ウマタノイ

立教大學經濟學部

東京商科大學

同

東京農業大學

同

北海道帝國大學獸醫選科

東京高等師範學校體育科

同

名古屋高等工業學校

同

桐生高等工業學校應用化學選科

函館高等水產學校

昭和醫學專門學校

同

岐阜藥學專門學校

同

東京齒科醫學專門學校

日本齒科醫學專門學校

宮崎縣立延岡中學校

佐賀縣立浦和中學校

茨城縣立土浦中學校

長野縣立伊那中學校

日本大學第四中學校

横濱市本牧中學校

埼玉縣立浦和中學校

佐賀縣立唐津中學校

岩手縣立一關中學校

岡山縣立第二岡山中學校

島根縣立大社中學校

新潟縣相川中學校

日本大學第三商業學校

德島縣富岡中學校

○昭和十六年四月各學校入學タイ國學生

入學學校名

（姓 名）
（男子）
サバム
バイア
ント
（女子）
サバム
バイア
ント
東京工業大學建築科
東京工業大學應用化學科
東京工業大學電機科

テイクル 日本女子大學家政科
ニビム 帝國女子藥學專門學校

日本泰親善の記念に、昭和通商株式會社からタイ國チエンマイ市に贈られた五百本の櫻は三月十日安着、翌日寄贈式が行はれた。一年後には、タイに日本の誇りを咲かせるだらう。

三・一九、東日)

今次タイ・佛印紛争によつて陣歿した兩國勇士の靈を慰むるため、國際佛教協會主催で三月二十二日午後二時から芝増上寺において追悼法事が行はれた。
タイ國側からワンワイ殿下、ウイチット無住所相、セナ駐日公使はじめ十三名、佛國側はアンリ駐日大使、ロバン全權以下八名、日本側から國際佛教協會長井上哲次郎氏ほか、陸、海關係者及び日本泰協會、日本印度支那協會代表者等が參列。國際佛教協會代表木村日紀氏が追悼の辭を述べ、増上寺大島徹水師以下各宗僧侶六十餘名の讀經の後、參列者の燒香があり、同二時五十分法事を終つた。

尙、本協會よりは生花一對を供へた。

○タイ國代表團慰勞祝賀會

來京中のタイ國代表團慰勞祝賀會が、日本泰協會、日伊文化協會、東亞文化協會、南洋協會、國際親善協會、國際佛教協會、青年教養聯盟、全國大學教授聯盟の八團體共同主催のもとに、三月二十日午後五時半から赤坂「幸樂」に於て開催され、ワンワイ殿下はじめ全權團一行出席、大橋外務次官の挨拶、ワンワイ殿下訓辭あり、盛會裡に九時過ぎ散會した。

尙、右八團體より記念品としてワンワイ殿下に銀製花瓶二個を贈呈した。

○タイ・佛印關係陣歿者

追悼法要

タイ・佛印調停會議も目出度く假調印式を終了、正式調印迄

○ワンワイ殿下來朝

タイ協會外十團體主催のもとに、五月三日午後二時から青山南町の根津邸で開かれた。招待された學生は中華民國の百二十一名を筆頭に滿洲國、タイ國、安南、蒙古、印度、ビルマ、アメリカ、ブラジルの學生など二百餘名、日本側からも百五十餘名出席、合唱、田中館愛橋、鶴見祐輔兩氏の挨拶について、中華民國楊玉琳、滿洲國軍啓昌、タイ國ブラジット・ニライヨン君が留學生代表として答辭を述べ、國際體のぼり會から贈られた體のぼりを手に色々な餘興に土曜日の午後を楽しんだ。

東京會談タイ國首府全權ワンワイ殿下には假調印も無事終了したので、我國朝野あげての支援に感謝する晩餐會が、四月五日午後六時半から日比谷糖業會館で開かれた。

ワンワイ殿下はじめセナ駐日公使、陸、海軍武官、我方からは大橋外務次官、其他各方面の名士出席、和氣藹々たる會であつた。尙、本協會からは矢田部理事長代理、遠山主事が出席した。

○タイ國人士の往來

△ルアン・ウイチット・ワタカーン氏

タイ國無任所大臣、美術局長は、ビブン首相の特命を帶びて來朝中だつたが、三月三十一日朝羽田から空路歸タイ。

△クン・プラン・プラムアンブーム氏

タイ國陸軍少佐は、日本の印刷技術習得のため、四月一日入京、目下凸版印刷會社に於て實習中、滞在期間約八ヶ月の豫定。

△レツク・クーム・ルンゲルアング氏

タイ國陸軍大尉は同右實習中。

△セン・リット・ルンゲルアング氏

タイ國技手は同右實習中。

○國際學生園遊會

在京外國人學生との親善を目指す國際學生園遊會は、日華學會、國際親善協會、國際體のぼり會、東京基督教青年會、日本

- △サーン・ムアング・スック氏
タイ國技手は同右實習中。
△チエン・エンチャム氏
タイ國技手は同右實習中。
△ブンチュア陸軍醫少佐
アメリカよりの歸途四月末日入京、東京に於ては各病院及び
關係學校視察の上、五月十一日退京歸タイ。
△ビアン・ベチアル女史
タイ國醫學博士は、ワンワイ妃殿下と共に來朝、我國各方面
を視察中。

協會記事

第四回岡崎學生旅行團員氏名

(船谷日本語學校生徒)

豫て昭和十五年度補助金下附方祐務省へ申請中の所、去る三
月十九日付を以て補助金下附の指令に接したり。但し協會の會
計年度は暦年なれば、右補助金は本年度即ち十六年度の收入と
して經常費に繰入れることとなつた。

○岡崎氏招致第四回タイ國學生旅行團

| 氏名 | 年齢 | 職業 | 備考 |
|--------------|------|----------|----|
| 一、バチヨン・パラツカ | 二十三 | 日泰文化研究所員 | |
| 二、マーノン・パラツカ | 三四年生 | 日泰文化研究所員 | |
| 三、ティロツク・スワン | 二十三 | 鐵道局ディイゼル | |
| 四、モルアン・カモソ | 三年生 | 公使館タイビス | |
| 五、テインナコン・カモソ | 二一年生 | | |
| 六、キットヤム・ノーン | 二一年生 | 藝術院官吏 | |
| 七、ラニン・ボン・バンタ | 二二 | 機械學校教師 | |
| 八、ラニン・ボン・バンタ | 二二 | 法政大學生 | |
| 九、ラニン・ボン・バンタ | 二二 | 新報記者 | |

尙ほ、第四回タイ學生團氏名は次の如くである。

○拓務省より補助金下附

| | | | |
|---------------------------|------------------|------------|--------|
| 八、ウライ・ブレン・ワ | 二一 | 日泰文化研究所員 | (女)二年生 |
| 九、ノンヤオ・アロン・ | 二一 | 事務員 | (女)二年生 |
| 十、ウライ・スクマラバ | 二一 | 看護婦 | (女)二年生 |
| 十一、ルライ・スクマラバ | 二六 | 看護婦 | (女)特別 |
| 十二、 | 二六 | 看護婦 | (女)特別 |
| 第四回岡崎學生見學旅行團日程(豫定) | | | |
| 五月 | 十八日(日) | 神戸上陸(鯨谷丸) | (宿泊) |
| 十九日(月) | 神戸見學 | (同) | (宿泊) |
| 二十日(火) | 同 | (同) | (宿泊) |
| 二十一日(水) | 神戸發(前十時) | 大阪着(前十一時) | (宿泊) |
| 午後見學 | | | |
| 二十二日(木) | 大阪見學 | (同) | |
| 二十三日(金) | 大阪發(後四時) | 京都着(後五時) | |
| 二十四日(土) | 京都見學 | (宿泊) | |
| 二十五日(日) | 京都發(前十時廿分) | 名古屋着(後十一時) | |
| 二十六日(月) | 名古屋見學 | (宿泊) | |
| 二十七日(火) | 名古屋發(前十一時五十五分かめ) | (宿泊) | |
| 二十八日(水) | 東京着(後五時廿分) | (同) | |
| 二十九日(木) | 同 | (同) | |
| 三十日(金) | 同 | (同) | |

○會員の異動

前號掲載後の異動は左の通りである。

| | |
|-------------|---------------|
| 通常會員 | 吉田誠一氏(大阪) |
| 新入會員(二名) | 株式會社吉田商店代表取締役 |
| 星田晋五氏(東京) | 元日タイ文化研究所主事 |
| 元日タイ文化研究所主事 | |

△酒井忠正伯(理事)は今般結成された中央農業協力會々長にともなつて就任する。

△古田俊之助氏(同)は小倉正恒氏の國務大臣就任とともになつて就任する。

岡崎忠雄氏招致第四回タイ國學生旅行團一行十名は、五月十九日神戸入港の大坂商船鰐谷丸にて來朝した。岡崎家、神戸日本協會、神戸商工會議所の關係者多數並びに本協會より同地迄赴いた遠山主事、金澤貞三氏等に出迎へられて上陸した。

先づ神戸、大阪、京都、名古屋等の見學を済まし二十七日午後五時二十分東京驛着、直ちに神宮外苑日本青年館に滞着いた。滞京中は各方面の温い歓待を受け、非常時下日本の力強い姿を見學、非常なる感銘を心に刻みつゝ六月五日神戸より蓬萊丸に乗船、臺灣上陸見學の上、十三日基隆出帆の西貢丸にて歸國の豫定である。

住友總理事に就任する。

△岡崎忠雄氏(維持會員)は三月二十四日神戸商工會議所會頭に就任する。

△八田嘉明氏(通常會員)は四月二十二日大政翼賛會總務に留任する。

△南郷三郎氏(同)は今般設立された南洋貿易會の會長に就任する。

△藤山愛一郎氏(同)は四月十二日本商工會議所會頭に就任する。

○寄贈圖書

左記の如く各々寄贈を受け厚く感謝する次第である。

- 一、タイに於ける樂器の調査研究(黒澤隆明)
- 一、初步のタイ國語(常岡悟郎)
- 一、泰文佛教思想と日本精神(鈴木大拙)
- 一、英文佛教思想と日本精神(鈴木大拙)
- 一、九四〇年タイ國政治經濟情勢(タイ室東京事務局)
- 一、英領馬來・緬甸及濱州に於ける華僑(滿鐵東亞經濟調查局)
- 一、各國貿易統計圖表(貿易組合中央會)
 - 一部 貿易組合中央會
- 一、北滿開拓地を見る(現地報告第一冊)
 - 一部 大阪商大興亞經濟研究室
- 一、佛領印度支那地圖(日本印度支那協會)
 - 一部 日本印度支那協會
- 一、南支南洋(三月號)
 - 一部 臺灣南方協會
- 一、研究資料(四月號)
 - 一部 南洋經濟研究所
- 一、南進(四月號、五月號)
 - 一部 南進社
- 一、南洋(四月號、五月號)
 - 一部 南洋協會
- 一、南支南洋研究(第三五號)
 - 一部 臺北高商南支南洋
- 一、南洋栽培協會々報(三月號、四月號)
 - 一部 滿鐵東亞經濟調查局
- 一、新亞細亞(五月號)
 - 一部 東亞研究所
- 一、東亞研究所報(第八號、第九號)
 - 一部 東亞研究所
- 一、東亞經濟月報(五月號)
 - 一部 山崎經濟研究所
- 一、太平洋(四月號、五月號)
 - 一部 太平洋協會
- 一、支那(四月號)
 - 一部 東亞同文會
- 一、支那研究(第五十八號)
 - 一部 東亞同文書院大學支那研究所
- 一、貿易組合(第四卷自第十三號至二十號)
 - 一部 貿易組合中央會
- 一、比律賓協會(四十五號、四十六號、四十七號)
 - 一部 比律賓協會
- 一、國際文化(第十三號)
 - 一部 國際文化振興會
- 一、印度支那に於ける支那人の特性について(日本印度支那協會)
 - 一部 東洋協會調查部
- 一、蔣政權と對外通路(東洋協會調查部)
 - 一部 東洋協會調查部
- 一、日本海運界の現狀と其の將來(東亞經濟懇談會)
 - 一部 東亞經濟懇談會
- 一、東亞經濟懇談會第二回總會報告書
 - 一部 東亞經濟懇談會
- 一、大東亞資源概觀(東洋協會調查部)
 - 一部 東洋協會調查部
- 一、外國電信に就て(花岡薰)
 - 一部 府立東京商工獎勵館
- 一、第三國貿易に就て(渡貫尚)
 - 一部 橫濱商工會議所
- 一、我が國貿易の發展策
 - 一部 臺灣南方協會
- 一、カカオ(臺灣南方協會)
 - 一部 臺灣南方協會
- 一、國際評論(四月號、五月號)
 - 一部 大阪商船株式會社
- 一、海(四月號、五月號)
 - 一部 日本拓殖協會
- 一、海外之日本(三月號)
 - 一部 海外之日本社
- 一、文化日本(四月號、五月號)
 - 一部 日本文化中央聯盟
- 一、新若人(五月號)
 - 一部 歐文社
- 一、回教園(三月號、四月號)
 - 一部 回教園研究所
- 一、有終(四月號、五月號)
 - 一部 海軍有終會
- 一、小村侯記念圖書館報(第六號)
 - 一部 小村侯記念圖書館
- 一、臺灣金融經濟月報(二月號、三月號)
 - 一部 臺灣銀行調查課
- 一、臺灣金融經濟月報(二月號、三月號)
 - 一部 中央物價統制協力會議
- 一、物價協力時報(四月號)
 - 一部 織維需給調整協議會
- 一、織維需給調整協議會々報(五號、六號、七號)
 - 一部 織維需給調整協議會
- 一、鐵鋼聯盟調查月報(四月號)
 - 一部 鐵鋼聯盟
- 一、Rōmazi Sekai (No.5)
 - 一部 日本ローマ字社
- 一、The International Youth (Feb. 1941)
 - 一部 早稻田國際學院
- 一、Travel Bulletin (March, April 1941)
 - 一部 日本郵船株式會社
- 一、滿鐵鐵道
 - 一部 滿鐵
- 一、朝日新聞東京本社
 - 一部 朝日新聞東京本社
- 一、東京美術國際研究會
 - 一部 東京美術國際研究會
- 一、Japan Times Weekly (Vol. III No. 12, 13, 14, 15, 16, 17).
 - 一部 Japan Times Weekly (Vol. III No. 12, 13, 14, 15, 16, 17).

○財團法人日本タイ協會
總裁及役員並職員

| | |
|---------|-----------------|
| 總裁 | 秩父宮雍仁親王殿下 |
| 名譽總裁 | アティフト・デバヤ・アバ殿下 |
| 會長 | 公爵近衛 |
| 名譽會長 | 駐日タイ公使ピヤ・シー・セ文磨 |
| 副會長 | 駐タイ國日本公使二見甚 |
| 理事長(代理) | 侯爵德川見喜 |
| 常務理事 | 子爵矢島良輔 |
| 事務理事 | 伯爵大河内喜左郎 |
| 事 | 子爵伊藤良助 |

| | |
|----|-------|
| 伯爵 | 大井三助 |
| 子爵 | 吉良景雄 |
| 子爵 | 吉良金吉 |
| 子爵 | 吉良七郎 |
| 子爵 | 吉良貞鄉 |
| 子爵 | 吉良重九郎 |
| 子爵 | 吉良忠次郎 |
| 子爵 | 吉良徳一郎 |
| 子爵 | 吉良道正郎 |

主 議 員 事 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 評 監 同 同 同 同

一三二
伯醫學博士 傑酒
公侯爵酒
子文學博士 傑酒
子文學博士 傑酒
遠北安出櫻江倉黑高加河岡崎野好島井
關屋並口田藤勝井久上重
山貞多勝泰太次
三多勝定猛長
娘郎次造條郎敬郎通郎順立三二郎道一正

日本—盤谷航路定期出帆表 (昭和十六年六月以降)

大阪商船會社

| | | | | | | | | | | | | | | | | |
|----|-----|-----|------|-----|-----|-----|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 西盤 | 月橫 | 日演 | 月名古屋 | 月大阪 | 月神戶 | 月門司 | 月基隆 | 月海 | 月日口 | 月海 | 月防 | 月西 | 月西 | 月貢 | 月盤谷 | 月盤谷 |
| 貢 | 日 | 横 | 名 | 大 | 神 | 門 | 基 | 海 | 日 | 防 | 西 | 西 | 貢 | 盤 | 谷 | 谷 |
| 谷 | 山 | 月 | 古 | 阪 | 戶 | 司 | 隆 | 日 | 口 | 藤 | 勝 | 泰 | 定 | 猛 | 郎 | 敬 |
| 丸 | 丸 | 月 | 日 | 阪 | 月 | 月 | 月 | 月 | 月 | 井 | 丸 | 太 | 次 | 次 | 郎 | 道 |
| 三 | 六、二 | 六、二 | 六、三 | 六、七 | 六、一 | 六、九 | 六、一〇 | 六、一五 | 六、一八 | 六、一一 | 六、一九 | 六、一二 | 六、一三 | 六、一四 | 六、一五 | 六、一六 |
| 井 | 二 | 三 | 三 | 七 | 九 | 一 | 二 | 五 | 八 | 一 | 九 | 二 | 三 | 四 | 五 | 六 |
| 物 | 六、二 | 六、二 | 六、二 | 六、二 | 六、二 | 六、二 | 六、二 | 六、二 | 六、二 | 六、一 |
| 產 | 一 | 三 | 三 | 七 | 九 | 一 | 二 | 五 | 八 | 一 | 九 | 二 | 三 | 四 | 五 | 六 |
| 船 | 六、二 | 六、二 | 六、二 | 六、二 | 六、二 | 六、二 | 六、二 | 六、二 | 六、二 | 六、一 |
| 部 | 二 | 三 | 三 | 七 | 九 | 一 | 二 | 五 | 八 | 一 | 九 | 二 | 三 | 四 | 五 | 六 |

三井物產船舶部

| | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|-----|-----|------|-----|-----|-----|------|------|------|------|------|-----|-----|-----|
| 朝 | 日 | 山 | 丸 | 月橫 | 日演 | 月名古屋 | 月大阪 | 月神戶 | 月門司 | 月基隆 | 月海 | 月日口 | 月海 | 月防 | 月西 | 月盤谷 | 月盤谷 |
| 日 | 二 | 三 | 三 | 六、二 | 六、二 | 六、三 | 六、七 | 六、九 | 六、一 | 六、一〇 | 六、一五 | 六、一八 | 六、一六 | 六、一九 | 六、一 | 六、一 | 六、一 |
| 山 | 二 | 三 | 三 | 六、二 | 六、二 | 六、三 | 六、七 | 六、九 | 六、一 | 六、一〇 | 六、一五 | 六、一八 | 六、一六 | 六、一九 | 六、一 | 六、一 | 六、一 |
| 丸 | 三 | 三 | 三 | 六、二 | 六、二 | 六、三 | 六、七 | 六、九 | 六、一 | 六、一〇 | 六、一五 | 六、一八 | 六、一六 | 六、一九 | 六、一 | 六、一 | 六、一 |

備考 赤城山丸(新就航船)六月中旬阪神より出帆の豫定なれども日時は未定

〔非賣品〕

昭和十六年五月二十八日 印刷納本

昭和十六年五月三十一日 発行

東京市麹町區霞ヶ関三丁目四番地三

發行所 法團 日本夕刊協會

電話銀座二六五六番

振替口座東京一四八三二番

編輯人兼

遠山

東京市淀橋區戸塚町一丁目二二〇番地
印 刷 人 河 田 保 治

東京市淀橋區戸塚町一丁目二二〇番地

印 刷 所 明立印刷株式會社

タイ國概観

菊判二九四頁
口繪二圖
地圖二
定價金參
送料十八錢

關ヶ霞區町麴市京東
内館會山霞 四ノ三

- 本書の内容
- 第一章 自然を語る、位置と面積、地勢と氣候
 - 第二章 タイ國の住民、人口と密度、人種のさまざま
 - 第三章 歴史を織く、古代タイ概観、中古のアユチャ王朝、近代チヤクリー王朝建設、新舊對立時代
 - 第四章 政治の大要、主權と憲法、行政一班、議會と選舉、軍事概觀
 - 第五章 財政と國債、堅實な豫算、國債の内容
 - 第六章 資源と產業、農作物の基、大森林を誇る林產、總設、豐かな農作物、大森林を誇る林產
 - 第七章 惠まれた水產、發達途上の工業、商業と外國貿易、過渡時代の國內商業、出超を誇る外國貿易
 - 第八章 貨幣と金融、幣制の生れる迄、現在のタイ國通貨
 - 第九章 金融機關と銀行、交通運輸一班
 - 第十章 水運と外國航路、發達途上の道路と鐵道、急進と發展した航空、完備に近いタイ國の通信
 - 第十一章 社會大觀、社會大觀、教育の普及と留學生、佛教に因む美術工藝
 - 第十二章 外國の主要都市、宗教の王座は佛教、特有の風俗習慣
 - 第十三章 在泰華僑の現勢、華僑の海外への人口、在泰華僑の經濟的勢力
 - 第十四章 在泰貿易の經過、飛躍した貿易額、意識擡頭、外國の政府の華僑勢力抑壓
 - 第十五章 日泰親善通交の卷、泰緬深き日泰通商、最近の國渡航案、新興タイの就航船舶、タイ國の動向と日泰關係の將來

番一三八四一京東替振
番六五六二座銀話電